

第百六十五回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号 (その一)

平成十八年十一月十五日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 河本 三郎君

理事 木村 勉君

理事 戸井田とおる君

理事 平井たくや君

理事 松原 仁君

理事 伊藤信太郎君

遠藤 武彦君

近江屋信広君

岸田 文雄君

木挽 司君

鈴木 淳司君

寺田 稔君

長島 忠美君

林田 彪君

松浪 健太君

三ツ林隆志君

吉野 正芳君

逢坂 誠二君

小宮山洋子君

田名部匡代君

横光 克彦君

吉井 英勝君

議員

國務大臣

内閣府副大臣

総務副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

国土交通大臣政務官

吉田六左エ門君

江崎洋一郎君

谷本 龍哉君

岡下 信子君

大野 松茂君

林 芳正君

佐田玄一郎君

鈴木 宗男君

後藤田正純君

西村 康稔君

泉 健太君

田端 正広君

江崎 鐵磨君

遠藤 宣彦君

岡下 信子君

北村 茂男君

杉村 太蔵君

谷本 龍哉君

中森ふくよ君

林田 彪君

村上誠一郎君

市村浩一郎君

小宮山洋子君

松本 謙公君

逢坂 誠二君

西本 勝子君

御法川信英君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

障害者差別禁止法の制定に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一川島忠一外九名(第一〇〇号))
政治家の思想・言論の自由を封殺するテロ行為に関する陳情書外一件(福岡市中央区城内の一羽田野節夫外一名(第一〇一号))
弁護士から警察等への依頼者密告制度の立法化(ゲートキーパー立法)反対に関する陳情書(大分市中島西一の三の一四 三井嘉雄)(第一〇二号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第九〇号)
派遣委員からの報告聴取
○河本委員長 これより会議を開きます。
第百六十四回国会、内閣提出、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案を議題といたします。
この際、本案審査のため、去る十一月十三日、北海道に委員を派遣し広く意見を聴取いたしましたので、派遣委員を代表して、私からその概要を御報告申し上げます。
派遣委員は、団長として私、河本三郎と、理事木村勉君、後藤田正純君、戸井田とおる君、泉健太君、田端正広君、委員石崎岳君、松浪健太君、市村浩一郎君、逢坂誠二君、佐々木隆博君、吉井英勝君の十二名であります。
このほか、現地参加議員として松本謙公君が出席されました。

現地における会議は、札幌市内のホテルニューオータニ札幌において開催し、冒頭、北海道佐呂間町における竜巻被害により亡くなった方々に對し黙禱をさされた後、私から派遣委員及び意見陳述者の紹介等を行い、北海道知事高橋はるみ君、旭川大学大学院客員教授川村喜芳君、北海道奈井江町長北良治君、前北海道芽室町長常山誠君の四名から意見を聴取いたしました。

その内容につきまして、概要を申し上げます。高橋君からは、道州制等に対するこれまでの北海道の取り組み状況、本法律案に対する北海道の評価、本法律案に関する住民理解の促進策、本法律案成立後の北海道の取り組み等についての意見が述べられました。

川村君からは、これまでの官による行政から住民参加と民主的統制による自治行政に転換する必要性、国と重複する行政の廃止と行政改革の実現の重要性、道州制の先行モデルにふさわしい改革の推進策、各省大臣を道州制特別区域推進本部のメンバーから排除する必要性等についての意見が述べられました。

北君からは、住民参加を基本とした行政サービスと自治活性化の促進策、住民によく実感できる地方分権の推進方策、本法律案についての評価と今後の課題、実効ある道内分権の推進のための諸方策等についての意見が述べられました。

常山君からは、さらなる権限と財源の移譲及び地方の自由度と責任拡大への対応策、都道府県を越える広域的行政課題への対応、国と重複する地方行政の解消による行政組織のスリム化の必要性、国からの権限移譲の拡大策等についての意見が述べられました。

次いで、各委員から陳述人に対し、道州制特別区域推進本部の参与のあり方、権限移譲事務の所掌大臣が道州制特別区域推進本部の本部員となることは是非、憲法第九十五条に基づく住民投票を実施する必要性、連邦制についての各陳述人の所見、道州制特別区域構想についての小泉前総理大臣の要請の有無とその内容、本法律案第十九条に

基づく工事等交付金の今後のあり方、道州制特別区域制度の運用によって目指す方向性、北海道庁と国の地方支分部局との統合の見通し等について質疑が行われ、滞りなくすべての議事が終了いたしました次第であります。

以上が会議の概要であります。議事の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれによつて御承知願いたいと存じます。

なお、今回の会議の開催に当たりましては、地元関係者を初め多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました現地における会議の記録は、本日の会議録に参照掲載することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○河本委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房長山本信一郎君、大臣官房総括審議官土肥原洋君、大臣官房タウンミーティング担当室長谷口隆司君、「道州制特区」推進担当室長山崎史郎君、総務省大臣官房総括審議官久保信保君、文部科学省大臣官房審議官合田隆史君、生涯学習政策局生涯学習総括官清水孝悦君、厚生労働省大臣官房審議官御園慎一郎君、政策統括官薄井康紀君及び国土交通省北海道局長品川守君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。逢坂誠二君。

○逢坂委員 おはようございます。民主党の逢坂誠二でございます。

先般は、委員長を初め派遣委員の皆様方が北海道にいられて公聴会が開催されたということ、私も北海道に住む者として、皆様北海道にいられたことに對して本当にうれしく思うと同時に、願わくば、もう少し余裕があつて、北海道の本当のよさも何か実感できるチャンスがあればもつとよかつたのかなというふうに思つております。

それはさておきまして、きょうはまた、佐田大臣、少しの時間でありましても、質疑、よろしく願ひいたします。

先般、十一月十日の日でございますけれども、四名の参考人の方々にお越しいただきまして、いろいろと話を聞かせていただきました。非常に意義深い話だったなというふうに私も感じました。きょうは、その参考人の方々の話も交えながら、いろいろと質疑をさせていただきたいと思ひます。

どちらかといいますと、参考人の方はここでしゃべつて議論ができないということもございまして、私が四人の参考人に多少成りかわる部分もあり、そういう役割も果たしながら質疑をしたいなというふうに思つております。

先般の議事の速記録を若干見ますと、なるほど本当に、何というんでしょうか、道州制そのものの形としての意義、検討の必要性というものは多く語つておりましたけれども、今法案については、やはり幾つかの課題というものの指摘もあつたのかなというふうに思つております。

まず最初に佐田大臣に、先般のこの十一月十日の参考人が来ての発言についての全体的な感想をちよつと、どんな感じに思われたか、お伺いできますか。

○佐田国務大臣 私、聞いておりまして、今逢坂

委員が言われたように、道州制を行うことによつて、いわゆる行政改革を進めるのであるとか、行政の効率化を図るとか、そういうことはそれなりに意義があるというふうな共通点がありましたけれども、今お話がありましたように、今回の道州制特区推進法につきましては、いろいろと御不満のある方もおられた、そしてまた、進めるべきというふうな強い御希望のある方もいらつしやうた、そういうふう感じております。

○逢坂委員 さて、それで、まずお伺いをいたしますけれども、これは石井参考人がしゃべつたこととでありますけれども、道州制の検討に当たつての留意点というふうなことで幾つかしゃべつておられました、その一点目は、目指すべきこの国の形というものを、国、地方を通じて、あわせて一体的に示していくことが大事だという話を石井参考人がされておりました。道州制というものを検討するからには、一体、日本の国がどんな国になるんだ、中央政府はどんな形だ、自治体の政府というのはどんな形になるんだということを示すことが大事なんだという話をしておりましたけれども、これについて、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○佐田国務大臣 これも先般の議論の中にありましたように、また、石井参考人も非常に自分の御意見を持つていて、こういうふう感じたわけでありまして、地方制度調査会の答申でもありますように、道州制は、広域自治体改革を通じて国と地方の双方の政府のあり方を再構築しまして、国の役割を本来果たすべき役割に重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うという我が国の新しい政府像を確立しようとするものでありまして、このことは、同時に、国として対応すべき課題への高い問題解決能力を有する政府を実現する方向であると位置づけておるというふう感じております。

○逢坂委員 今の大臣の話、まさにそのとおりだというふう思うんですが、その一方で、私はこのようにも感ずるんですが、地方分権などを議論

するときに、国と地方の役割の明確化という話をよくされるわけがあります。

まず、役割を明確化することが大事なんだというところでありますが、大臣、これ、国の形を考えるとときに、国と地方の役割について明確にできるものなんでしょうか。そのあたり、いかがでしょうか。

○佐田国務大臣 そういう意味におきまして、やはりそれは、国と地方の役割というものは、国にしかできないことももちろんありますけれども、地方にできることは地方にやっていただく、こういうことは非常に重要なことだと思います。

この道州制の答申もそうでありまして、今回の法案を通して、基本的に、例えば北海道、九州も随分意欲を持っておられますけれども、そういうところが、うちの方はこういうことを権限移譲してほしいとか、税財源の移譲をしていただきたい、こういうことを、やはりこれからどんどん声高に議論が進むのではないかと、こういうふうな思っております。そうなってくると、おのずとビジョンができて、その中で、国の役割、地方の役割というのが確立してくるんじゃないか、こういうふうな思っております。

○逢坂委員 私は、ここで申し上げておきたいのは、実は分権を考えると、国と地方の役割、国においては、例えばよく言われるのは、通貨だとか防衛だとか外交だとか、まさに国にしかできないものをやるのが国の役割であるというようなことを言われるんですが、その役割を考えると、いつもやはりジレンマに思うのは、一つの課題、問題、テーマであっても、国と地方がそれぞれ相互に乗り入れているといましようか、領域がはつきりしないファジーな部分というのは相当あるんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、ここからここまでは国で、ここからここまでは地方だというふうに分け切れない課題、そのことの方が、分権型社会を考える上で、あるいは道州制も同じだと思いますが、実は重要なのではないかなというふうに思うわけです。

例えば、自治体のエリアを決める、いわゆる市町村合併というような問題があります。これは、まさに自治体みずからの判断によってどうしたいということを決めていくのが筋だというふうには思いますけれども、でも、やはりその大きな枠組みを決定するのは、法で決めているわけだから、当然国の関与というものも必要になるわけですね。

したがって、幾ら自治、地方の専断的な課題であるとはいえ、相互乗り入れしている部分、重なり部分、ある種、境界のはつきりしないファジーなもの、この扱いをどうするかは実は分権型社会を考える上で極めて重要ではないかと、私は、この議論というのが少ないのではないかなという気がする。この議論をしつかりしないから、やはり地方の側にも、どこか分権型社会のものと、国の側にも、何か役割を決めているはずなのにどうもはつきりしない、いつまでも我々も関与しなきゃいけないというような課題が残るんじゃないかという感じがしているんですが、いかがでしょうか。

○佐田国務大臣 委員の言われるとおりだと思います。その辺を、やはり地方自治体の自立性であるとか、また財政面の強弱もありますし、そういう中で、地方にやれといったって、それは税源移譲しても果たしてやれるのかどうか、こういうこともあるわけでありまして、それじゃなくても、例えば東京都のように、ちゃんと財源のしつかりしたところは、うちはかなり権限をいただいてやれますよ、こういうふうなことを言われるところもあるわけがあります。

ですから、そういうことを考えたときに、地方自治体、地方自治体、やはり個性もありますし、その中で、基本的にはやはり自立的に成長していただきたいというのが我々の考え方でもありますけれども、ただ、その特色を生かして、ファジーな部分もありますけれども、それをやはりだんだん明確化していくということが大事なことではないかな、こういうふうには私は思っています。

○逢坂委員 了解いたしました。これまでの国と地方の議論を聞いていて、私が言うところのファジーな部分の交通整理というところには余り踏み込まれていないのではないかと気がするものですから、あえてこの場で、総務副大臣もおりますけれども、指摘をしておきたいと思えます。

それから次に、先般の十日の参考人の話の中で、これも石井参考人でしたから、道州制の必要性の提示というものをぜひはつきりしなければいけないんだ、しかも、メリットばかりではないんだ、課題もあるだろう、こういうことをきちんと提示した上で議論をしていくことが大事だという話がいましましたけれども、この点について伺います。

○佐田国務大臣 言うまでもありませんけれども、道州制につきましては、市町村合併の展開や都道府県を越える広域行政課題の増加といった社会情勢の変化を踏まえて、導入の検討がなされておるわけでありまして、メリットとしては、地方分権の推進及び地方自治の充実強化、自立的で活力のある圏域の実現とか、国と地方を通じた効率的な行政システムの構築とか、口で言うのは簡単ですけれども、そういう非常に難しい内容があるわけでもあります。

一方で、道州制に関する課題は、国の政治行政制度のあり方を初めとして広域にわたりますし、またその導入は国民生活にも大きな影響を及ぼして、道州制の導入に関する判断は、むしろ国民の皆さんが判断していただくということでありまして、言いかえるならば、先ほど申し上げましたメリットがある税財源の移譲であるとか権限の移譲であるとか、これは行われますけれども、それと同時にまた責任もあるということでありまして、これはやはり国民的な議論の中で判断をしていく必要がある、こういうふうには思っております。

○逢坂委員 了解いたしました。それでは次に、先般の参考人の話の中で随分話

題になっておりましたのが、特定広域団体の件でございますね。いわゆる三つの県以上の、合併というふうな言うてよいんじゃないでしょうか、集まって特定の広域団体でございませうけれども、これについて、これは法文の中には書いていないのだけれども、いわゆる普通地方公共団体なのではないかというふうな話がいましましたけれども、この特定広域団体の性格についてお知らせいただけますか。

○佐田国務大臣 この特定広域団体は、基本的に三県以上ということでありまして、要するに、その三県が合併をして、合併するに際しましては国会の承認を得るということでありまして、それを推進本部が検討して広域団体に指定していくわけでありまして、これはあくまでも都道府県ということで御理解いただきたいと思えます。

○逢坂委員 合併をする、そして都道府県ということで理解をしてもらいたいということでありまして、当然、いわゆる市町村の合併のような都道府県合併というふうな理解をしていいのかわからないかというふうな思いました。

この中で、実は、この三つ以上の、特定広域団体ですか、これに関して、「自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域」というような規定があるわけでありまして、けれども、この「相当程度認められる」というのは、だれが認める、あるいは認める基準というものはどうなっているのか、これについてお話をいただきたいと思うんですが、本来、こういうものというのは、認めるというのは、他者が認めるというよりも、やはり自立的、自発的に、それぞれの地域の人たちのまとまりによって出てくるものかなという気もするんですが、それもあわせてお願いいたします。

○佐田国務大臣 前回も、この自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当認められる地域というこの項目につきましては、大変議論を

いろいろな場合があるかと思ひます。しかしながら、三県以上ということ、これがなし遂げられた場合には、これを認めるのは、いわゆる道州制特区推進本部が検討を行い、十分そのようなことが認められるということと判断をさせていただくということでもあります。

○逢坂委員 この点に關しましてなんですが、本部が判断をするということですが、これは岡山県知事を務めておられる石井参考人からも、それから関経連の井上参考人からも出ていた話ですが、まず石井参考人からは、いわゆる県の合併というのは現時点では簡単ではないだろう、相当な時間を要するというような余り現実的ではない話が出ておりました。

それから、井上参考人はもつと踏み込んでお話が出ておまして、そもそも三府県合併というのは極めて教条的でありまして、もう少しフレキシブルな制度でないと道州制の実験はできないとか、そんな話があったわけでありまして。

それから、これは石井参考人ですが、三以上の合併ということになりますとなかなかハードルが高うございまして、今すぐどこかが手を挙げるとかいうことにつきまして、現時点でそういった動きは残念ながらないのではないか、こんな話があったわけでありまして。

すなわち、法文上は北海道以外の地域もできるというふうにはなっているんだけれども、現場にいらつしやる皆さん、岡山、関西の皆さんから見ると、それは現実的ではないですよという言いぶりだと私は感ずるわけですが、果たしてこの点について、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○佐田国務大臣 参考人質疑におきまして、三県合併がハードルが大変高いという意見があったのは聞いております。これまでも、全国知事会のアピールや、平成十八年十一月七日、北海道東北知事会によりまして、道州制特区推進法の国会での成立を求めるアピールをいただいているところでありまして、北海道以外の地域でも、本法案や

道州制に対する関心は高いものと考えております。そういうことを考えたときに、今後都道府県レベルの合併が出てくることを期待はしております。

本法案におきましても、特定広域団体は、総合的な行政分野における国の事務事業が幅広く移譲されることとなるものと予想されることから、特定の目的により存立する広域連合などの特別地方公共団体ではなく、地方公共団体として一般的な権限を付与される普通地方公共団体である都道府県を対象とすることが適当と考えるところであります。

東北の話を含ませていただきましたけれども、特に私がびくつきしておるのは、財界であるとか地方自治体の首長の方々、かなり積極的に、東北もそうですけれども、九州もそうですし、また関西の方々もかなり関心を持っておられまして、来られますので、私の方から、今回はそういうことで、この法律においては都道府県としてやっていると、こういうことをよく説明させていただいているところであります。

○逢坂委員 その今の大臣の説明というのは私もよくわかるわけでありまして。いわゆる最終的に目指す姿としては都道府県の合併だということでありましてけれども、現実にはなかなか難しいではないかというのが岡山県の知事さんの話であり、あるいは関経連からの代表の井上さんであれば、具体的に実践、実験をするのであればもつとハードルを下げるべきではないかという指摘がされたわけですね。

だから、今大臣がおっしゃられた話というのは、それはそれで理解はいたしますが、そもそも実験ということであるならばハードルを下げるべきだという指摘があったわけですが、この点についてはいかがでしょう。

○佐田国務大臣 ハードルが高いかどうかというよりも、逆に地方の気持が醸成されてくるかどうかということもあるんじゃないかと思うんですね。

今回の法案を通していただくならば、その中で、三県以上ということでありまして、北海道の基本方針が変更されて、相当な量の権限、税財源の移譲が行われてくる。そういうことを見ておりまして、逆に、先ほど申し上げましたように、各地域で今相当醸成されてきておりますから、その中で議論することによって合併が行われて、これは地方公共団体としての合併でありまして、その合併の中で、三県以上ということでありましたけれども、私なんか九州の方に伺いますと、三県以上という、では北と南ですかねんと言つと、全部だ、全部によって合併しなくちゃ意味がない、そのぐらいの気持ちでおられますから、そういう意味におきましては、この法案を早く通していただいて、よく周知徹底することによってハードルが下がってくるんじゃないか、こういうふうにお思っております。

○逢坂委員 大臣、本当にそうお考えでしょうか。都道府県の合併というのは、モデル的に、実験的にやるようなことを前提にして県民が合併を選択すると思ひますか。そうではなくて、もし合併をするということであるならば、分かれすから、相当な決意を持ってやるわけでありまして、モデルをやるときに、モデルをやるために、あえて制度の根幹、地域の根幹を変えるような合併を本当に県民が選択するんじゃないか。いかがでしょうか。

○佐田国務大臣 逢坂委員も御案内のとおり、道州制と、市町村合併というのもあるわけでありまして、市町村合併のときも、私も、こんなことはできるのかな、歴史であるとか今まで培ってきた伝統であるとか、こういうことの根幹を揺るがすような市町村合併ができるのかと思つておりますけれども、その中で、やはり市町村の住民の方々の熱望というか情熱によってかなり進んできたわけでありまして、私のところの群馬県でももう半分以上が合併が進んでおる、こういう状況があります。

本当にやれるのか、こういう委員の御指摘でありますけれども、そのためにもしっかりとこの法律を通していただいて、その中でわかりやすいビジョンをつくつていきたい。その中において、地方のいろいろな高揚というか醸成というか、そしてまた県民の皆さん方の意思の疎通、そして御理解を賜つていきたい、こういうふうにお思っています。

○逢坂委員 大臣、議論の前提が全く違うわけですね。市町村合併というのは、モデル的にやる何かのために合併をする選択をしているわけではありませぬ。これから先、未来永劫、この地域がどうなるかということと地域の住民の皆さんが強い決意を持って、よし、我々はいろいろ相談をした結果、この地域をこうしたいという強い決意を持って合併しよう。いやいや、そうではない、我々の地域は古くからあるこのエリアの中で、小さいけれどもきつと輝くように頑張ろう。そういう決意を持ってやる。そういう前提があつての市町村合併。明治のころは万だった。それがだんだん減つてきて、今は千八百台になった。そういう決意でこれまで進んできたものであります。

今回のこの道州制に絡む都道府県合併は、そういう前提ではありませぬ。モデル的に道州制的なものを、ここでは道州制の定義がありませんので、何と云つてもよくわからないんですが、広域行政的なものをやろう、モデル的に、それを前提にしてやるわけだから、未来永劫この形でいけるかどうかというふうなものではない。実験的な要素を含んでいる。実験的な要素を含むものを決断するのには、まずがちりとした形の枠組み、その決意が大事なんだというの、少し議論が飛躍しているのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐田国務大臣 実験的というお話がありましたけれども、私は、実験的というよりも、地方分権であるとか税源移譲であるとか権限の地方に対する移譲、最終的には基礎的自治体に対する移譲というものについては、やはり国民的な流れだと

思っているんです。したがって、北海道でこれをするにつきましても、実験的というよりも、これは当然のことながら一つの時代の流れである。その流れの中で、今度の法案を通していただくことによって進んでいくわけでありますから。そしてまた、委員、合併できないところも無理やりしてやれということではなくて、本当に今、今もお話をしましたように、東北であるとか関西であるとか九州の方でも相当議論を重ねてやっているわけでありますから、それは十分時間をかけてやっていきたいと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○達坂委員 この道州制的なる広域的な行政、それは国民的な要請という流れだという話がございまして。だとするならば、なぜ北海道だけを取り上げて先にやるのでしょうか。であるならば、全国展開ができる仕組みを設ける方が合理的なのではないでしょうか。

関経連の井上さんからは、関西においてはそういう機運が高まっていて、具体的なこともやろうという準備がある、ただし合併ということがやはりハードルになるんだ、だからもっと簡便にやれる方法を考えてみてはどうかという参考人の意見だったわけでありまして。この点に対してはどうなんでしょうか。

○佐田国務大臣 先生、時間はもうじつくりと、やはり各地域で練っていただくということでありまして、今回の法律におきましては、これは三県が先生に言われると非常にハードルが高い、こう言われておりますけれども、基本的には、時間の醸成とともに、やはりこの県でも、要するにどの地域でもやれるというスキームになっております。当初、北海道の方から経済財政諮問会議に対する知事さんの積極的な発言もあったということ、こういう特定広域団体で進んでおるわけでありまして、私の私見で申しわけないんですけども、例えば九州だとか関西であるとか東北の方々の情熱を見たときに、それは将来はいろいろと県民の御理解をいただくながら

進む可能性もある、こういうふうに通じておるわけでありまして。

○達坂委員 いえ、私が言いたいのは、九州だとかでこれから進む可能性もあるということをお願いしているのではなくて、先般の井上参考人の、関西ではこれまでも十分議論をしてくれている、けれどもネックになっているのは三県合併だけなんだという話だったわけですね。ではそういう声にどうこたえるんですかという話を私は聞いています。

○佐田国務大臣 先生、三県がいいか悪いかということではなくて、私は、要するにそういう意見として、三県合併というのは関西においては厳しい部分もあるというふうなお話でありますけれども、ですから、時間はある程度しっかりかけて議論をしていただき、今回の法律の道州制推進特区と将来のビジョンをつくった後の道州制というのはまた別の問題でありますから、それはよく関西の方で御議論いただいて、この法案に適合するような形、時間をかけて御理解いただけるのなら、そういう方向でやっていただきたいということであつて、それは県民によく御理解いただくしかないんじゃないかと思っております。

○達坂委員 この問題、幾ら議論しても御理解をいただけないようですので、このあたりでやめたいと思いますが、法の中に幾ら書いてあつても、しかもそれをやりたいと思つても、できないハードル、目の前にそちらのハードルの方が高い。そちらのハードルというのは、三県が合併するというハードルが高いという指摘がされているのに、なぜここまでかたくななのか、私には理解できません。

広域行政というのは国民的な流れだということであるならば、しかもモデル的にもやりたいと言っている地域もある。関経連の取り組みは私も数年前から存じ上げておまして、本当に大したものだなというふうに通じております。したがって、私は、本当に政府としてこの広域行政の必要性というものを感じておるならば、そういう声にこた

えることが私は重要なのではないかなというふうに通じております。

それでは、若干論点を交えてお話をさせていただきますと、同じく石井参考人がこんなことをおっしゃっているんですね。

実は、広域行政ということを考えるのであるならば、それをモデル的にやるということを考えるのであれば、北海道以外の府県でこそ意味があるのではないかと私の問いに対して、北海道が道州制特区のモデルにふさわしいとはどうも思えないというふうにおっしゃっているんですね。これは大臣も聞いていたかと思ひますが、その理由は何か。そもそも北海道、河川だつて道路だつて北海道という島の中で一体的なものとしてやっているではないか、府県の方がやはり道路にしても河川にしても分離されているところがある、だからこそモデル的な意味合いがあるんだという話だと私は理解をするわけですが、この指摘についてはどうお考えですか。

○佐田国務大臣 その辺は私もちょっと聞いておりましたが、確かに言われることはよくわかります。他府県をまたぐ、川であるとか砂防事業であるとか林野であるとか、こういうのは全部分かれていきますから、そういう中で県と県との県境を越えるということに対して一つのどういふふうな処理をしていくかというのは、非常にこれは興味のあることだと思ひます。

ただ、今回の直轄事業に対する交付金の問題もそうなんですけれども、実際問題として交付金をどのように扱っていくかということはありますけれども、年度を超えた効率性であるとか、例えば同じ河川の場所を融通してやっていくのであるとか、そういうことから始めておりますので、いきなりばんとやるといふのも非常に難しい部分もあるかと思ひます。ただ、これを進めていくうちにおいて、やはりいろいろな基本方針の変更が出てきますから、その中で一つの試みとして理解ができるんじゃないか、こういうふうに通じています。

○達坂委員 北海道でやることに對する試みとしては理解できるのではないかとこの話でありますけれども、私が聞きたいことはそうではなくて、井上参考人が言っている、そもそも広域行政的なものが北海道よりもどちらかというと進度が低い、そういう地域でこそやつて意味があるのではないかとこの話についてどうお考えかというふうには私は聞いています。

○佐田国務大臣 それは先生の言われるとおりだと思ひます。それによつていろいろな場合を想定して、そして税財源の移譲、権限の移譲をやつていくわけですから、そういう例があるならばそういう形で進めていきたい。繰り返しになりますけれども、三県が合併するというふうな前提に行われれば、そういうふうな試みも非常に他の地域についても参考になる、こういうふうに通じています。

○達坂委員 またここで堂々めぐりなんですけれども、何か言っている話がよくわからないです。井上参考人の話というのは、冒頭に大臣も理解できるという話をした。だけれども、井上参考人は、三県の合併というのはハードルが高い、もっとフレキシブルな制度にすべきだという指摘をした。話は理解できると言いつつ、でもそれは合併を前提にやっていただけではないかという今の答弁、これは矛盾するんじゃないでしょうか、どうでしょうか。本当にモデル的にやるということになれば、井上参考人の言うフレキシブルということにもっと配慮が必要なのではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○林副大臣 先ほどの、広域連合で特定広域団体にしようべきではないかという井上参考人の御意見というのは、ある意味では、この法案の検討の前にはいろいろ御議論があつたかもしれませんが、一つの御意見だというふうに通じております。

広域連合になりますと権能を要求できる。しかし、特定広域団体のように、一義的に、もうなつたからすぐ付与されるというわけではないから近

いのではないかとというのが井上参考人の御意見であつたと思いますので、それは、広域連合になつた場合にどうするかということは、きょう副大臣おられますけれども、総務省の方でも御検討いただきたいと思つています。

ただ、今回の法案では、やはり一般の普通公共団体にしようということを決めて、そういうふうな法律に位置づけられておるのが大臣が今御答弁されたことでありまして、それは、一部事務組合、広域連合でございますと、一般的に、例えば税財源を移行ということになっていきますと、委員御承知のように大変難しいことが出てきてしまう、こういうこともございますので、そういう扱いにしたい。

一方、北海道は、もうこの委員会である御議論をいただいておりますように、既に広域に当たるような広い地域で、一つの地方公共団体、現に存在しておる、これは繰り返しの答弁になりますが、そういう前提がありますので、最初に試行していただくという意味では非常に適したところではないのかということをお願いし御答弁していただくところでございます。

○達坂委員 私、林副大臣が大好きなんです、この委員会での質疑答弁になると、必ずしも好きでなくなるものですか。

まあ、冗談はさておきまして、であるならば、あえて林副大臣にお伺いをしますが、今回の法律で、北海道で実現すべきというふうに思われていることは一体何なのかということです。

既に広域的な取り組みが行われているいわゆる北海道以外の他府県における広域的な取り組みについては、今回の法案の中では、どちらかというと、現時点で実現可能性は高くない。では、北海道において期待しているのは何なのかということと、今、紙も来たようでございますけれども、い

かがでしようか。

○林副大臣 まず、来た紙は、モデルの議論で井上さんは、難しいからこれをきつかけにやらせていた、だいたい。

私が先ほどから申し上げておりますのは、できる可能性が高いわけでありまして、やっていたら、この程度の、今のモデルの定義の意味でございます。

今、委員がおつしやつた、何ができるのかというの、私はちよつと先ほど言葉足らずだったかもしれないませんが、まさに北海道庁というものが既にあるわけでございます。これは先ほどの御議論でいうと、一部事務組合、広域連合では、なかなかそういうところまではいっていない。ということでありまして、その幾つかある中の一つとしては、国の出先機関と、それから広域自治体である、この場合は特定広域団体、北海道の場合は北海道というものの、双方のシステムの活用によります行政の効率化というものが北海道の場合はすぐに行ける。これが一つ、それだけではございせんが、一つであるということをお願いし御答弁を申し上げておるわけでございます。

そのほかに、まさに非常に広域であるということ。それはもう委員の方が私よりもよく御承知のとおりでありますし、一つの圏域を昔から形成しておる、こんなことがそれに加えてその先に来るべきものであります。道庁の話はその三番目ぐらいに来る話ということで御説明申し上げたということです。

○達坂委員 この法律の第一条、「広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ」ということなんですよ。『広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ』、というのがこの法律の目的であります。

今の話からしますと、広域よりも先とは言いませんでしたが、他の地域と違って北海道の特色として挙げられたのが、国の出先と道庁の、双方のシステムという話がございまして、それは広域というよりもいわゆる縦の流れ、国と

地方という縦の流れの、国というものがあつて道というものがあつて、その活用ということの意味。広域とはちよつと視点が違うのではない。広域というのは面的広がりでありますけれども、どうも今の場合は上下の重なりを指摘されているのではないかと気がするんですが、そのうなると、法の趣旨と少し違うような気がするんですが、いかがでしようか。

○林副大臣 繰り返しになりますが、まさに広域、横の広がりが、今、委員が御指摘になったように、私がこうやると自分の体が広がっているな、こう思つてしまつたわけですが、冗談はさておいて、広域というのがまずあつて、非常に広い地域である。それから、一つの圏域としてのまとまりが、もちろん歴史的にも文化的にもあるということに加えて、この法の趣旨にもありますように、双方の行政の、道民、広い意味で国民の皆様に、よりよいサービスを提供するための効率的な行政、こういうものも当然法律の趣旨に含まれているわけですから、その三つ目ぐらいにあるのが、今、道庁と国の出先機関の間でより効率的にできるのではないかとという視点もあつて、こういうふうな申し上げたところでございます。

○達坂委員 でも、そういうふうにして考えてみますと、本来の広域行政を何とか実現したいというふうなところからいけば、北海道以外の他府県の地域と北海道の違いというのは何でしょうか。ただ一つだけなのではないでしょうか。要するに、北海道という広い島全体を道庁という一つの役所が広域自治政府として担つているという点だけなのではないでしょうか。林副大臣、どうでしようか。

○林副大臣 申しわけございません、繰り返しのようでございます。『広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ』、というのがございまして、大まかに、広域の地域であるという点がございまして、その地域が、歴史的にも地理的にも一つの独自の地方、まとまりを形成している、このことがまずあつて、そして、それに加えて、今申し上げました、出先の管轄の、いわゆる地方支分部局と、それから道庁と

いう広域自治体の管轄区域が一致しておる、これが三つ目に来るということでございます。

○達坂委員 しつこいようですが、第一条を読みますと、市町村合併のことが最初に書いてありまして、『経済社会生活圏の広域化、少子高齢化』の重要性が増大していることにかんがみ」と書いてあるんですよ。今の林副大臣の話からすると、私自身もそう感じているんですが、北海道においては、そもそも自然とか経済とか文化とか歴史とか、あの地域というのとはもともと一体的なものだった。要するに、『変化に伴い』ということでは行政の重要性が増大したエリアではないのか。逆に、これまで府県として分かれていたところの方が、社会情勢の変化に伴つて広域行政の重要性が増しているのではないのか。そういう指摘は当たらないでしようか。

○林副大臣 今、第一条を御指摘いただきましたので、この後の方に、『地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。』こういうふうになつておるわけでございまして、先ほど私が申し上げましたのは、この行政の効率化に当たるかなと思つております。

既に北海道では昔からやってきたではないかというところでございまして、確かに委員の御指摘、昔から北海道は北海道でやってきたということと、ございまして、合併の進展、数字が少なくないという御議論もございまして、おつたような気もいたしますけれども、その中でもやはり合併は進展はしておるわけでございまして、いろいろな情勢が変化しておるということですから、北海道が道庁としてスタートした時期と現在とは、やはり置かれておる状況は変わつてきている。それに対応して、今回の、今申し上げました三つの要件は、北海道はいつでも満たされておるわけでございますから、広域行政をさらに推進していくためにこの特区を活用していただいて、さらにできる先進的なモデルになるのではないかと、こ

ういうふうに考えておるところでございます。

○**達坂委員** この点も、なかなか一致点は得られそう得られないのでありますけれども、ではちよつと大臣にお伺いしますけれども、いわゆるこの言い方をちまたではしているようですが、よく二重行政という言われ方をします。北海道においては二重行政だと言われ方をしますが、この点において二つ質問をしたいのです。

まず、ハード整備における、例えば道路だとか河川だとか砂防だとか、そういうものの整備における北海道における二重行政というのはどういふことを指して指摘されているのだというふうにお考えなのかというのが一つと、では、本州の他府県において、北海道以外の他府県において、いわゆる二重行政というのではないのかどうか。このあたりはいかがでしょうか。

○**佐田国務大臣** ハード整備の問題でありますけれども、北海道は、その区域が国のブロック機関の管轄区域とかなり一致しております、その区域において国と北海道が広域の見地から施策を行つてゐることから、国から北海道への権限移譲を進める余地があると考へておるわけでありま

す。そしてまた、それがいわゆる二重行政と言われているのではないかと思います。

また、二番目の質問の、それ以外のところで二重行政はあるかと言われますと、やはり、例えば北海道なんかの場合は、国道を維持管理する、この辺は非常に、本来ならば、北海道の場合は、国もやつておる、それでまた道もやつておる。また、本州の方に来ると、今度は国道の維持管理についてはほとんど地方自治体が行つてゐる。そういうふうな違いはちよつとありますけれども、そういう意味でいふならば、補助金も出てゐるということを考へると二重行政ということもあり得る、こういうふうにしておられます。

○**達坂委員** 今の大臣の話から、やはり私は、北海道という島に国の出先もあり道庁もある、だから、エリアが一致しているから二重行政だとい

ことではないと思うんですね。逆に言うと、例えば本州だと、青森、秋田、岩手などがあつて県はばらばら、だけれども、例えば地方整備局などというものもやはり同じようにあるわけですから、その点においては同じなわけですね。エリアが一致しているか一致していないかで二重行政だとくくるのは、やはり少し問題があるかなというふうに私自身は感じていたんですが、今大臣の説明の中からも、本州においても二重行政というのがあるだろうという話をされましたので、その点はいも全く同感でございます。

実は、北海道における二重行政で課題になつてゐるのは、いわゆる開発局があつて北海道庁があるから二重行政だということではなくて、私の実感から言いますと、子供のころなんかは、今もそうですが、例えば国道の除雪、ああ、これは開発局が来ますね。道幅も広くて交通量の多いところの除雪、これはお金もたくさんかかるし、大きな機械も要るし、北海道開発局が来て除雪してゐる。道道については、やはりそれよりも若干グ

だから、私は、ちまたでよく言われる二重行政というのやはりよく検証してみなければいけな

○**宮崎政府特別補佐人** 憲法の地方自治の章を拝見しますと、九十五条の前に九十二条や九十四条もござい

というふうに申し上げていますのは、その後者の問題に限って申し上げているわけです。とりあえず、そういうふうに申し上げます。

○逢坂委員 いや、とりあえずそのように申し上げますはいんですが、自治の憲法上の規定を分解すると、組織、権能、運営というところにある種分解されるんだという答弁がございまして、そのことと、巷間よく言われる地方自治の本旨というところとの関連はどうなるんですかということをお伺いをしたんです。

というのは、なぜ私がそういうことを言うかということ、これは余り手品のネタを明かすといけませんので、先般、法制局からこういう回答をいただいているんですね。なぜ、九十五条の住民投票をするかしないかという答弁の中で、この九十五条の規定というのは国会の立法権の例外をなすことだ、その立法権の例外をなすということは、要するに、国会の立法権を制約しているんだから、それに対する制約というのは、憲法の自治の本旨というものを踏まえたら、その合理性、必要性が認められるものに限定して認めていくべきではないかという立場に立っているから、合理性、必要性というのを認めているんだというような話をされているわけで、では、その自治の本旨というのは何なんだということを私は聞きたいんです。

要するに、組織、運営、権能に関与していない法律は特別法じゃないと言っている、こつちでは本旨ということをやっていますので、それじゃ、その関係というのは何かあるんですかということをお伺いしたいんです。

○宮崎政府特別補佐人 結局、この間少し申し上げたことと関連いたしますか、繰り返したことになりますが、地方自治に関する憲法の規定といえますのは、地方公共団体の団体に着目して、その自主性なり自律性というものを保障するという形で書いてあるわけでありまして、必ずしも、直接地域的なものを取り上げたり住民を直接取り上げたりしていないことが出発点だ

と思います。

その意味で、そういうことから、住民投票の必要性ということにつきましても、一の地方公共団体のみに適用される法律ということについては、ちよつと繰り返しになりますが、地方公共団体の自律性、自主性というもののについて、ほかの地方公共団体とは違う特別の差別というものをする法律であるかどうか、そういうことがある場合には、それは国会の立法権の例外として住民投票にかけようということであろうということを申し上げておきます。

○逢坂委員 いや、ですから、自治体の自律とかいう話をされましたが、では、その本旨ということとは一体何なのかということをお聞きしたいんです。本旨というものを踏まえて、その合理性、必要性が認められるものに局限してという言葉を踏まえたか、先般は。だから、この本旨ということをお伺いしたいんです。

○宮崎政府特別補佐人 前回そのように言及いたしました趣旨は、今申し上げましたように、地方自治についての憲法の規定というのは、領域概念である地域とか領域とかいうことでなくて、地方公共団体という組織といえますか団体というものの性質に着目して、それについての自主性や自律性を保障しようということに本旨があるのだらうということをして、地方自治の本旨を踏まえてつとというふうに申し上げたわけでありまして、講学上いろいろな説明が、住民自治であるとか団体自治であるとかいう解説は別途ございしますが、とりあえず前回私が申し上げましたのは、団体に着目しているということをして申し上げたわけでありまして、

○逢坂委員 この問題をやっていくとなかなか深い議論になりますので、これはまた別のところでやるべきかなというふうには思いますが、

私は、今、法制局の方から言われた組織、運営、権能という言葉というのは、これは自治体の自主性、自律性を考える上で極めて重要なことだ

というふうに思います。しかし、今回のこの住民投票という側面から、同じようにこの地方自治の本旨というものを眺めたときに、本旨の中に、それは、団体の自主性、自律性がある種規定する組織、運営、権能という概念が多少包含されているという答弁に解釈してよろしいんですか。その点はいかがでしょうか。

○宮崎政府特別補佐人 私が前回それについて言及しました趣旨は、そういうことでございます。

で、都道府県にあつては少なくともその三十日前に、市町村にあつては少なくともその二十日前に告示するものとされております。

○逢坂委員 了解いたしました。

○逢坂委員 総務副大臣からの説明は非常によくわかります。それは、要するに国会が判断した後

○大野副大臣 私の方から、手続についてなんです、もう既に先生御案内のとおり、地方自治法の二百六十一条の規定によりまして、一の地方公共団体のみに適用される特別法が国会または参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長は、その旨を内閣総理大臣に通知し、内閣総理大臣は、直ちにその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、五日以内に、関係地方公共団体の長に通知しなければならぬ、こう書かれていますのでございします。

○林副大臣 その理由でもって否決をされたかどうかということが残ると思えますけれども、累次のいろいろな、戦後、幾つか例があつて、した場合、それから必要がないとされた場合、それぞれ国会で賛否を問うて、そして議決をされてきてい

○逢坂委員 ということは、この法律が九十五条に該当するものかどうかであるならば、それは例えば否決をされるなどのことがなければ、その判断、九十五条に該当するかどうかの議論にはならないということなんでしょうか。

○林副大臣 国会で賛否を問うて、そして議決をされてきてい

○逢坂委員 ということは、この法律が九十五条に該当するものかどうかであるならば、それは例えば否決をされるなどのことがなければ、その判断、九十五条に該当するかどうかの議論にはならないということなんでしょうか。

○林副大臣 その理由でもって否決をされたかどうかということが残ると思えますけれども、累次のいろいろな、戦後、幾つか例があつて、した場合、それから必要がないとされた場合、それぞれ国会で賛否を問うて、そして議決をされてきてい

○逢坂委員 ということは、この法律が九十五条に該当するものかどうかであるならば、それは例えば否決をされるなどのことがなければ、その判断、九十五条に該当するかどうかの議論にはならないということなんでしょうか。

○林副大臣 その理由でもって否決をされたかどうかということが残ると思えますけれども、累次のいろいろな、戦後、幾つか例があつて、した場合、それから必要がないとされた場合、それぞれ国会で賛否を問うて、そして議決をされてきてい

るといったことでございますから、否決された場合にその判断があったかどうかというのはまたあると思いますけれども、そういうことだと思えます。

○達坂委員 せっかくの機会ですから、これは林副大臣に聞くのが適当かどうかわかりませんが、これまで九十五条の住民投票に付された案件、十数件ございましたけれども、その場合は、これはどういう手続で、手続というか、国会の判断になつていたんでしょうか。それは法案の中に書いてあったんでしょうか。それとも、そうではない何かがあったんでしょうか。この点、もし御存じでしたら、これは通告しておりませんので大変申しわけございません。

○林副大臣 今ちよつと確認をさせますが、国会法のお話であらうか、こういうふうには思いますので、御指摘がありましたのでちよつと調べさせていただきますか。

○達坂委員 大変申しわけございません。これはちよつと通告外の話でありましたので、この程度にしたいと思えます。

いろいろ、さっきの自治の本旨もそうでありまして、我々がついつい口を簡単にしがちなことであつても、よくよく調べてみると、あれつ、どうだったかなということが結構あるのかなというふうに思つているところです。二重行政なんかもそうかもしれません。あたかも北海道が二重行政の典型のように言われるんだけれども、本当にそうなのかなという目線を持つて見れば、結構そうでもないところが見えてきたりするんじゃないかというふうに思うわけです。

さてそこで、また先般の参考人の方へ戻りたいと思うんですが、先般、参考人からこんな話も出されておりました。

いわゆる今回の法案の中に交付金のこと書いてございます。交付金に対して、評価をする声と評価をしない声が二つあつたわけでありまして。交付金だからいいよねという声を上げた方もいらつしやいましたけれども、そうではない、交付金は

その算定基準が必ずしも明確じゃない、かなり抽象的だ、それから、将来これがどのように保障されるのかわからないというような点で、将来に不安を残すのではないかと指摘が参考人の方からあつたわけですが、この点についていかがでしょうか。

○佐田国務大臣 今回の場合は、この法案に明記されているように、河川であるとか林野であるとか砂防であるとか、これは別々の交付金という形で、ある程度の利便性があつて、また、北海道の特別な今までの補助金の比率、直轄事業に対する比率等につきましても、それを参酌して交付金とやつていくわけでありまして、将来、これをもつと使い勝手をよくするべきではないかと、そういう提案がなされたときに、平成二十七年にこれをもう一度見直すという附則が付されておるわけでありまして。

○達坂委員 今の話はわかるんですけども、この参考人の疑問というのは、算定基準が必ずしも明確じゃない、この点、いかがですかという話ですね。それから、将来どうなるのかは二十七年に見直すという話でありましたが、算定基準の点についてはいかがでしょうか。

○佐田国務大臣 ですから、算定基準は、基本的に、今までの直轄事業の補助金としての割合であるとか、それを参酌して、決して減らないような形で交付金として交付していく、こういうことで

○達坂委員 参酌して、減らないような形でという話がありましたが、減らないという言葉が出ると、地元の人はいくら安心するのかわかるのか、この辺はちよつとわからないんですが。

あと、使い勝手がいいという話がありましたけれども、交付金は、でも、これは分野ごとの交付金ですね。河川は河川、砂防は砂防だったと私は理解をしているんですが、このあたりで、それは果たして使い勝手がいいと言えるんでしょうか。河川のものは河川にしか使えない、砂防は砂防にしか使えないということであるならば、本当にそ

う言えるのかどうか、このあたり、いかがでしょうか。

○佐田国務大臣 河川別であるとか、砂防の山の地域であるとか、いろいろあるわけですから、それも、そのときに、基本的に、河川改修したときに、思ったよりもうまくいったり、次の年に繰り越したり、そして同じ河川のところで延長線上に上つたら、それを便宜的にやつてみたり、砂防も同じことでもありますけれども、そういうふうな融通というか、そういう独自性が得られるのではないかと思っています。

○達坂委員 ちなみに、今回の法案の中で予定されている、もう既にこの法案の中に含まれている砂防だとか河川の事業というのは、何事業入っているんですか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御質問のまさに公共事業関係でございますけれども、例えば、直轄砂防事業が二カ所、民有林直轄治山事業も二カ所、さらに開発道路事業が五カ所、それから二級河川の直轄事業がございます、これも二カ所という形で具体的な対象を考へている次第でございます。

○達坂委員 すなわち、五カ所という開発道路もありましたけれども、残りのものは二カ所だと。二カ所の中で融通がきくということだということ、大臣、よろしいんでしょうか。その点、ただがいわゆる補助金とは違うということでしょうか。

○佐田国務大臣 そういうことです。

○達坂委員 これは非常に叙いた話でありまして、一カ所ずつつ書いていた補助金が二カ所一本になりました、端的に言うところ、こういうことだということでありまして、これは極めて残念な内容かなというふうにも思いますが。

何かこれから権限が百も二百もという言葉が出てまいりましたけれども、大臣、百も二百もというふうに言つてよろしいんでしょうか。

○佐田国務大臣 私は個人的にはそう希望してはおりませんが、あくまでもこれは北

海道の方々のいろいろな御意見を聞きながらということですから、基本方針は、最初の、今言われたとおり数カ所しかないということでありまして、けれども、これこそやはり、本当に各役所の垣根を越えて、しっかりと地方の御意見を聞きながらやつていくという端緒になるんじゃないか、私はこう思っています。

もう言うまでもありませんけれども、今回の基本方針をもつて、北海道の方々の、いろいろな市町村並びに道民の皆さんの意見を聞き、そして最終的には判断をするわけでありまして、私、結構、いろいろな権限の問題、税源の問題、相当議論が出てくるんじゃないか、こういうふうには思っています。

したがつて、この法案を通していただけたら、私もみずから説明に回りたい、そのぐらいに思つて、皆さんのこれからの権利として、道の自立性、そして道民の皆さんの意見をしっかりとやつて、要するに本当の意味の今度の法案の北海道の特定広域団体としての自立性を確立していただくということで御説明していきたい、こういうふうには思っています。

○達坂委員 さて、それに関連して、第六条に特定広域団体の提案ということがあるわけでありまして、特定広域団体は、「道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき」ということが書いてございます。

この「知見に基づき」という、これは実績とも書かずにあえて知見という言葉を書いたわけでありまして、これはどういう意味なのかというところをお伺いしたいのが一点と、知見に基づき提案をする、知見に基づかない提案というのは、きなののかどうかという話と、もう一つは、そもそもこういうことは、提案というふうなことは法の規定がなければできないものなのかですね。

これは何か分権型社会と言っている割には随分お上の、上意下達の要素も感じられるわけでありまして、ここを取り上げて、提案ができる、皆さんの意見を聞くことができる、だから

すばらしい法律ですよというふうにも聞こえなくもないんだけど、そんなことがなくても、国と地方は対等、協力で、意見を言い合えて、こうしてもらいたいと言えるのが当たり前の社会じゃないかなという気もするんですが、いかがでしょう。

○佐田国務大臣 確かに、私もそれはそう思います。常に国と地方は議論をして、これは今の政令、省令でもやれるんじゃないのとか、現行の法律だってこれはやれるのに、やつてもいいんじゃないかと、そういう御提案はもちろん提案として出していただくということで、知見というのはどうして知見にしたの、こういうことでありますけれども、これは法律用語みたいところがあるうかと思えますけれども。

先ほど申し上げましたとおり、基本方針を、今度、最初の提案ですから、それを出していただいて、それによって道州制特区計画を立てていただくわけですね。どういふことかというのはいま言うまでもありませんけれども、これは実質的な計画ですよ。その計画によって実行してみても、要するに、うまくいくところもあるし、これはどうなのかなとか、今の既存の法律でもできるんじゃないかとか、いろいろなことが出てくると思うんです。

それでその中で、必要のないものは必要のないものとしてやる、そして必要のあるものは、これは基本方針の変更として本部の方に送る。本部は本部として、また特定広域団体と議論をしながら、特定広域団体と議論するというのは、やはり知事も最後に入っていますから、それを議論しながら、できる限り閣議決定をしていく。

そしてまた、先生言われるように、常にやはり議論をしているということが大事だと思っております。そしてその中で、法律によって法律改正をしなくちゃいけないという部分も出てきますから、それは、要するに閣議決定したものについては速やかに法律改正をしていく、こういうことでございます。

○達坂委員 何か、私は、だんだん議論していくうちに、この法案の意味というものがどんどんわからなくなっていくんですね。

というのは、日常的に、地方団体、自治体は、国に対してこうあるべきだ、こうした方がいいという提案は、やはりこれはできるのが多分今の日本の社会ではないかと思うんですね。ただ、その提案が現行法制度に照らして、提案のままで即実現できるか、法改正が必要かという判断はあるけれども、提案そのものをあえて、こういう知見に基づくと、提案をすることができるとか、この書きぶりだけ見ると、では、ふだんは提案できないのかということになっているわけですが、そのあたり、もう一度御説明いただけますか。なぜあえて提案することができるとなんですか。

○佐田国務大臣 実際問題として、先生、提案することができるといふのは、例えば、基本方針の変更ということもあるわけですね。それがやはり提案をできるということだと思っております。

それは、例えばやつてみなくてはわからないという部分もありますから、やつてみたらこれは余り北海道のためにはならないよ、北海道のためにこれはぜひしてほしいと。実際問題として、計画を立てて実施するわけですから、その実施した知見に基づいてやるわけですから、そのときに、やはり提案ができる。要するに、提案するということでは、基本方針の変更の提案ができるということでありまして、そういうふうな御理解いただきたいと思えます。

○達坂委員 ますますわからなくなるんですね。ますますわからなくなるといふのは、基本方針というものがなくなり、そしてそれに基づく計画ありきなわけでありまして、基本方針、計画というものをあえて形のあるものにするということの意味合いなんですね。

すなわち、先ほど来の議論からしてみると、北海道に限らず、広域行政、いろいろな新しい取り組みをしたいという地域はある。東北の例も出されました。九州の例も出されました。あるいは、

私は、この間の参考人の、関西の話もさせていただきました。みんなはやりたいんだ、もうどんな提案もしたいんだということを言っている。だけれども、そこにあえて国の方針をつくる、そして計画をつくつてというふうなことを入れ込むことによって、逆にそれらやりたいという声を阻害することになりはしないか。いや、それは助長するんだ、それを助長するんだという考えもあるかもしれないけれども、どうもそうではない。

国と地方、対等、協力の関係だという大きな前提条件を出発点にするならば、こういう法律がなくても、地域で広域行政の必要性がある、だから地域はこう変わりたいんだということに対して、虚心想像に声を聞いてそれに対応していくというやり方もあるのではないかと、思っています。

○佐田国務大臣 ですから、先生の言われたのはわかります。要するに、別にこの法律がなくても基本的に地方の意見を吸収できるのではないか、そういうことですね。

ただ、今回の法律につきましても、要するに、基本方針では、現実的な問題として、今回は道民の方々、最終的に議会で議決いただくわけでありまして、最終的に、そういう意見を能動的に、やはりそれを自立的にいろいろ出していただく、出していただく、そしてその中で法律として実行して、その知見を得ていく、こういうことでありますから、今までの先生の言われたような、例えば地方から、いや、こういうこともありますよ、これもやっていただきたいね、こういうことも含めてそれはやりましても、今度の法律につきましても、そういう、要するに地方分権として進めるといふ一つの要素として、いろいろな計画を立てていただき、実際問題として、ガラス張りの中で実行してみても、そして北海道のためになるもの、ならぬものを選別するというか、また地方自治体の意見を聞いて基本方針の変更をしていくわけでありまして、それなりに相当な効率をもって地方分権が行われる、そういう促進的な意味も含んでい

るといふことです。

○達坂委員 委員長の方も大分この辺に笑みが漏れておりますが、余り私には理解できないところがあるんですね。もし私が総理だったら、こういう法律はつくらないかもしれない。もっと虚心想像に地方の声を聞くということの方が、現実的に日本の国における広域行政が進むのかなという印象を持っております。

これは見解の相違でありますから、私が総理になったときに考えればいいことなのかもしれないが、そのときは、佐田大臣にも林副大臣にも、今度はまた一緒にやつてもらおうという日が来るかもしれないが、せつかくここまで議論したんですから。

さて、それでは、前回の私の質疑のちよつと積み残しを幾つかお話しさせていただきたいと思っております。

前回、私が質疑をしたときに、内閣府の方では、最初、ことしの四月の上旬につくった法案の素案レベルの段階では北海道の限定的な法律であった。ところが、最終的に法案として閣議決定されたものは現在の形になって、全国一般法的な展開をできるようにした。的なという言い方をして、私もまだこだわっているんですが、そういう話をしたわけでありまして、これに対して、大臣の方から、それについてはよく調べてという話をされておりましたので、この経過をお知らせいただきたいと思います。

ただし、この前年の十月秋に知事会の方から全国展開してほしいという要請があったからだというところについては私は理解しないということは前回言っておりますので、というのは、時間的整合性がとれない。秋口から言っていたのなら、何で四月の時点で全国展開できるようにしたのかということところが明確ではないということですね。四月から五月の間になぜ全国展開できる方に変ったのかということをお聞きしたいということです。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘の点は、本年四月の段階においてはまさに北海道を対象であったものが、最終的な法案段階においては北海道以外も対象となったその経緯でございますが、これに關しましては、先般もお答え申し上げましたが、この法案を作成する段階において、当然いろいろな要素を考えるわけでございしますが、その中で、北海道以外の都府県が、まさに北海道地方に準ずるような、そういう形で該当する場合については、これを特定広域団体の対象外とする合理的な理由はないということで考えまして、法案の策定の段階におきまして、私どもとしまして、最終的には、一般的に適用されるこういう形の、現在の法案という格好で取りまとめさせていただいた、こういうような趣旨でございます。

○達坂委員 私が聞きたいのは、なぜそれが四月から五月の間だったのかということなんですね。それまで長い時期があったはずですね。北海道だけに限定させる合理的な理由はないと。しかも、秋口の段階で地方六団体の方からも、あるいは知事会でしたか、全国展開できるような法律にしてほしいという声もあったにもかかわらず、年が明けて四月の上旬までは北海道限定で議論をしていたわけですね。

なぜその時期に、一カ月の間に、多分一カ月はないと思いますけれども、その間に変わったのかというところを聞きたいんです。その事実関係を聞きたいということで大臣にお伺いをしたわけですね。事務方としてはああいふ答弁でございますけれども、大臣、いかがですか。

○佐田国務大臣 先生、現行の地方自治法上の、本法律案に規定する一定の要件に該当するような都道府県が今後出てくることもあり得るんじゃないか、こういうことを考えまして、北海道以外の都府県であつても、北海道と同等の条件を満たした場合には、本法律案による国の事務事業の移譲等を対象外とするのは合理的ではないのではないかというふうに、基本的にはそう考えたわけなんです。

これが、先ほど先生が言われた議論、要するに、これから国と地方がよく議論をしていくということも大事じゃないか、こういうことでありまして、北海道に限らないわけですから、例えば、道州制特区推進法ということで、当然のことながらこれは都道府県を単位として進めていくわけでありまして、これは異論はあるかもしれませんが、相当な税財源移譲、権限移譲が行われた後は、やはり最終的には道州制に対するビジョンにもつながってくるのではないかと、こういうことがあるわけでありまして、そういうことを考慮してこういうふうな一般法になったということです。

○達坂委員 余り生臭い話をするのもなんなんです、先般の参考人の発言の中に、いや、一般法にしたのは、実は九十五条における住民投票を避けるために便法的に急ごしらえで入れたんじゃないのというような指摘が、こういう言葉ではなかったと思いますが、あつたんですけれども、こういう議論はこの法案をつくるときにはなかったのでしょうか。議論はなかったかどうかが、それが真実であるかどうかは別にして、議論はなかったかどうかをお伺いします。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

何度でも申し上げておりますけれども、まず、法律として、この道州制特区推進法案のあり方として、先ほど来申し上げましたように、北海道以外の地方においても当然今後あり得るといふ可能性を考えますと、そもそも法律論としてそれを一律に対象外とする合理的な理由はないということから、基本的には、現在の法案という形で取りまとめさせていただいたということが基本でございます。

○達坂委員 余り議論しても、多分もうしゃべらないと思いますので、これ以上この点については私は追及をしません。

ただ、冒頭にも申し上げましたとおり、せっかく広域行政を前提とする道州制というものを考える、それはやはり、いろいろな識者の皆さんを含

めて、これからの日本において大事なことだねという議論がされているわけでありまして。しかし、今回の法案を見る限りは、せっかく熱意のあるところも逆にモデル的な展開をできない、阻害させている要素、側面もあるのではないかと、指摘は真摯に受けとめるべきではないかというふうに私は思います。

北海道がどうこうというよりも、確かに、四月の上旬までは北海道限定だった、けれども、北海道だけに適用する合理的な理由はない、全国展開がいいんだということを、もしその言葉を真正面から受けとめるのであれば、関西だつて九州だつて東北だつて、よりモデル的展開がやりやすいような仕組みにしておくことが実は大事なんじゃないでしょうか。

しかも、そのモデル的な取り組みというのは、モデルというのは場合によつては不都合だと思つたら引き下がるということもあつて初めて試行というものでありますから、試行が一回やつてしまつて戻れないというなら、それは試行ではありませぬので、こういう声というのはきちんとして受けとめなければいけない。

その意味において、この法案はやはり十分とは言えないのではないかと、私には思ふのですが、大臣、いかがでしょうか。

○佐田国務大臣 委員の意見もよくわかります。だから、私がそれについて反論するつもりはありませぬけれども、できるだけよく周知徹底をして、こんなはずじゃなかったみたいなことのないようにそれはやりたいと思ひます。

要するに、この法律のもとに特定広域団体に進んでいくということになれば、それだけのインセンティブもやはり与えていかなくてはならないということもあります。そしてまた、もしものときのために何らかの要素ということも委員の言われるとおりでありますので、これは物すごく大変なことでありまして、前に質問の中で廃藩置県以来の大改革だという話もありましたから、それは踏まえて、しっかりと検討していきたいと思ひま

す。

○達坂委員 それでは、きょうの質疑の最後でありますけれども、やはり、この法案の持つ最大の弱点といましようか疑問点、最後にお伺いをします。

この法案は道州制というこれまでの日本の行政の中では余りなじみのなかった言葉が使われているわけでありまして、最終的に、道州制の定義というものがされないままに、道州制という言葉と特別区域という言葉を抱き合わせで定義をしてしまつたというところに相当大きな問題点があるんだらう。このことについては、先般の参考人からも出ておりました。道州制という定義のない、道州制という冠を付した法案である、だから道州制とは違うものであるという話があつたわけでありまして。

なぜこういういびつな定義になつたのかということを一つお伺いしたいのと、大臣がお考えになる道州制というのはぜひ何かについてお話しただければと思ひます。

○佐田国務大臣 繰り返しになつて恐縮なんですけれども、今、地方分権を進める、税財源の移譲をしていく、こういうことはまず一つの国民の流れである、こういうふうに通じております。

ただ、道州制を考えた場合に、国と地方の役割分担であるとかそういうことが出てきますけれども、やはりもっと具体的に物事を考えていかなくてはいけないと思ふんです。それはどういうことかといつたら、今回の法案を通して、要するに北海道の方々がどういふことを望まれていくか、例えば税財源の移譲であるとか権限の移譲、基本方針の変更というふうな形をとつておりますけれども、どういふふうによつていききたいのか、これがだんだん収れんされていくんじゃないか、こういうふうには私は思つております。

であるから、その中で、ほかのところの地域がうちの方もそれではやつてみたいとか、インセンティブを与えていくとか、そういうこともこれから必要でありますけれども、二、三年たてば一つ

の大きなビジョンができてくる。その中で、ほかのところも、あいまにやっているんじゃないかと、九州は九州、関西は関西、東北は東北でいろいろな議論はもう既に始まっております。その議論の中で、うちの方はこういうふうな形でまとまっていきたい、こういう要素でまとまっていきたい、こういうふうな地方自治体にしていきたい、そういうことを一つ一つ地方地方でつくっていくことによって、ビジョンができ、そして最終的には道州制につながっていくんじゃないか、こういうふうな思っているわけであります。

○道州委員 質疑時間が終了しましたが、ずばり、道州制とは何かというところについてはいかがでしょうか。

○佐田国務大臣 基本的に道州制は、国と地方との役割分担をやっていくことでありますけれども、また税財源の移譲も行っていく、そしてまた行財政の改革にもつながっていくことでありますけれども、私のイメージとしては、やはりそれぞれの地域を生かした地方分権が行われていく形であろう、こういうふうな思っています。

○道州委員 以上で質疑を終わりたいと思います。長い時間にわたりまして、ありがとうございます。

○河本委員長 次に、松木謙公君。

○松木委員 民主党の松木謙公でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今から百七十年前の今日というのは、十一月十五日、皆さんも御存じだと思っております。坂本竜馬の誕生日なんです。そして命日でもあります。そして、自分なんかもうすし、皆さんの中にもそういう方はおられると思いますけれども、司馬遼太郎の「竜馬がゆく」だとか、そういう本を読んでもちよっと心を熱くした、そういうことを思い出す方も多いんじゃないかというふうに思っております。既成の概念に全くとらわれないで、脱藩浪士となって、薩長同盟あとは船中八策、大政奉還、こういうことを提案して、まさに明治維新の原動力として近代国家への扉を開いた

ことは皆さん方もよう御存じだというふうに思っております。

その坂本竜馬なんですけれども、北海道とは随分縁遠いような気も皆さんすると思うんですけれども、実は結構ゆかりがありまして、明治三十年に、坂本竜馬のおいさんが、坂本直寛さんという方なんですけれども中心となって、移民団として入植して、野付牛村というのですけれども、この役場が設置されたのは、この人たちがつくって、そしてそれが今私の選挙区の北見市の始まりなんです。

そういうことがちよっとありまして、きょうの論点である道州制の導入、まさに明治維新やあるいは戦後の改革、これに匹敵するほどの国の形を変えようという試みに何となく思いをいたしますと、やはり、竜馬を思い出して、彼のように大胆で、時代への洞察力というのでしょうか、そういうものを持って、制度疲労しつつある既存の国の仕組み、こういうものに現実と立ち向かっていかない限り、大きなことはなし得ないものだというふうには私は思っております。

明治維新は黒船、そして戦後の改革は敗戦というもので、いずれも、どっちかといえば外からのものがあって、そして国を一変することができたんだと思います。今回の試みというのは、内発的なエネルギー、国の中のことです。これによって、日本人自身の英知を使ってそれをなし遂げなければならぬ、そういうわけですから、結構大変なことだというふうには言わざるを得ないと思います。

今日は、そういう認識のもとに今国会に上程されております北海道道州制特区推進法について質問させていただくわけでございますけれども、よろしくひとつお願いを申し上げます。

そもそも北海道庁は、六年前から道州制検討懇話会を設置して道州制の検討を進めていたわけですから、平成十五年の八月に小泉前総理から、構造改革の一環として北海道における道州制の先行的な取り組みを要請され、道州制特区構想

が一気に加速したんです。それを受けて、道州制推進会議を設置したんですね。そして、特区に関する国への提案内容の検討に入りまして、平成十六年の八月には道州制特区に向けた提案を三十三項目にまとめた。

そして、権限の移譲に関しては十三項目を提出したんですけれども、今回その中で認められているというのは、残念ながら六項目のみですね。そして、ほかから措置したもの、それが二項目。合計八項目ということになったわけですね。

例えば、都市計画決定等の機能、また中小小売商業の活性化に関する機能、雇用創出関係助成機能など、こういうのは国は断つたんです。国の断りの理由を見てみますと、国との利害調整の必要があるとか、あるいは全国的視野から最低限のチェックを行う必要があるとか、あるいは特定の自治体に助成するのは公平性を欠くことから困難であるとあります。そういうことですね。

この事務的な回答の文脈からは、どうも国が権限を放したくないという本音が見え隠れしているかなという感じがちよっとします。ただ、譲りやすいものだけは道に譲ってやれ、そういう姿勢が読み取れるような言葉の羅列に見えてならないんです。一方で、北海道からの提案もいま一歩で、もともとと大胆な内容であつてよかったのではないかとこのふうにも思っております。

双方のやりとりからは、国と道そして市町村の基本的な役割分担というのが一向に見えてこないと言わざるを得ない。まして、権限の移譲に伴う財源の移譲についても不明確であり、交付金としての対応と記載されているわけですから、十分に予算がつかかどうかはやはり大変気にかかるところなんです。

とりわけ道州制の先駆として北海道に特定した法律であるにもかかわらず、まず、道民の合意、この手続が全くとられていない。これは全国のこと、だという意見もあるようですけれども、やはりこれは問題ではないかというふうに私は思っております。

本来、地域のことは地域が決める分権型社会をつくるために道州制の導入が検討されていたはずですね。ただ、国から地方への補助金や交付税を大幅に削減し、いたずらに地方を疲弊させるための手段として特区構想があるのではないかとさえ疑いたくなるというふうな思っております。

そこで、まずお答えいただきたいんですけれども、本音のところ、国は道州制の導入というものを、今回は特区ですけれども、道州制の導入に続けていくわけですけれども、本気でどこまで考えているんでしょうか。今回の八項目の権限移譲を見て、私は随分拍子抜けをしたという気持ちでいっぱいでございます。

大きな道州制への改革の先駆けとして入り口に今あるんだ、率直にそういうことを思えるんでしょうか。まず、佐田大臣に。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

○佐田国務大臣 先生、道州制については、市町村合併の進展や都道府県を越える広域行政課題の増加といった社会経済情勢の変化を踏まえれば、その導入の検討は重要な課題であるということであり、このために、今回の組閣において、道州制の導入に向けた施策を府省を横断して総合的に一体的に進める見地から、新たに道州制担当大臣が置かれ、私が任命されたわけであり、

今後、担当大臣として、まずは本委員会においてこの法律を速やかに御審議をいただいて、先生が今言われておりました基本方針、この基本方針は、今先生が言われたように、ちよっと役所の抵抗があるんじゃないか、こういうふうにお話がありました。私は、少なからず、多少はそれは否めないう思っております。

というのはどういふことかといったら、この基本方針によってこれから基本計画を立てるわけですから、どのようになつていくかはまだ不明瞭な部分もあります。これを立てるときには、道民の皆さん方の意見、市町村の意見、そして最終的には広域団体、要するに北海道の議決をいた

だいて、そしてまた知見を見てやっていくということであり、多く税財源の移譲、そして権限の移譲をしっかりとやっていくと同時に、先生が今言われた、話し合いによってこれはちよつとだめだねというのが多いんじゃないかというふうな御意見がありましたけれども、予算につきましても各省庁をしっかりと押さえて、やれるものはしっかりとやっていきたい、こういうふうな思っています。

○松木委員 今回のこのことというのは、政治家が主導で一生懸命やっていかないと、役所の方々は大きな改革というのはなかなか、やはり自分も同じように役人だったら、自分の首が絞まるようなことというのはなるべくやりたくないです。ですから、やはり我々政治家が頑張らなきゃいけないというふうな思っています。佐田先生はたしか北大出身です。ですから、北海道においてもよく御存じだと思います。内閣府の取りまとめ役ですから、そういった回答になるというのはよくわかっておりますけれども、それは、率直に各省庁の意見をちよつとお伺いしたいというふうな思っています。

それではまず総務省の方、旧自治省時代には道州制というのは随分反対されてこられたんです。今はいかがでしょうか、お答えください。

○大野副大臣 我が国の広域自治体のあり方についてでありますけれども、御案内のことかもしれませんが、昭和五十六年の地方制度調査会の小委員会報告におきまして、現在の府県制度は国民の生活及び意識の中に強く定着し、住民意識や行政需要の動向とかかわりなく府県制度の改廃を考えると重大な問題がある、実はこういう指摘がなされました。このことからもうかがい知ることができるところでございますが、都道府県制度が長く前提とされてきたことは事実でございます。

そうした中ではありますけれども、例えば、平成七年の地方分権推進法以降、地方分権に関する改革が急速に進んでおります。そしてまた、市町村合併の進展、また都道府県を越えるような行政課題の増加といったような旧来では考えられなかった社会経済情勢の変化を背景といたしまして、道州制の検討が重要な課題になってきたもの、このようにも認識をしております。

加えて、本年二月の第二十八次地方制度調査会の答申の中に、広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、我が国の新しい政府像を確立するとの見地に立つならば、その具体策としては道州制の導入が適当、このように明らかにされたところでございました。このことは、地方分権を進める上で重要な指摘であつたらう、こう思っております。

今般、道州制の導入に関しましては、各府省を横断した総合的、しかも一体的な取り組みを進めるために、新たに道州制担当大臣が置かれて、今後、道州制ビジョンの策定を進めることとされており、総務省といたしまして、地方分権を一層推進する意味におきましても、連携を図つてまいりたい、こう考えているところでございます。

村合併の進展、また都道府県を越えるような行政課題の増加といったような旧来では考えられなかった社会経済情勢の変化を背景といたしまして、道州制の検討が重要な課題になってきたもの、このようにも認識をしております。

加えて、本年二月の第二十八次地方制度調査会の答申の中に、広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、我が国の新しい政府像を確立するとの見地に立つならば、その具体策としては道州制の導入が適当、このように明らかにされたところでございました。このことは、地方分権を進める上で重要な指摘であつたらう、こう思っております。

今般、道州制の導入に関しましては、各府省を横断した総合的、しかも一体的な取り組みを進めるために、新たに道州制担当大臣が置かれて、今後、道州制ビジョンの策定を進めることとされており、総務省といたしまして、地方分権を一層推進する意味におきましても、連携を図つてまいりたい、こう考えているところでございます。

○松木委員 大変まじめなお答えの仕方でございます。副大臣自身も道州制というのは導入していかなくちゃいけないというふうにお思いだということにお聞きおきをしておきます。

それでは、国土交通省、こちらは公共事業で最も関係してくるわけですが、いかがでしょうか。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕

○吉田大臣政務官 委員の御質問の冒頭の、坂本竜馬を例に挙げられて、そして、日本国が近代化に向かう道のりの中で、一々、残念ながら外圧だったんじゃないかと。けれども、今度のこの道州制については内なる改革だ、このことはよほど力を込めなければならぬという御発言、まさに我が意だと思つて受けとめさせていただきます。

た。でありますからこそ、この北海道道州制特区、日本全国これからあまねく、そのサイズはともかく道州制に向かう、そのプロトタイプとして

必ず成功させなければならぬという強い思いを私自身は持つております。

国交省としてかわかる事案は三件だと思えます。北海道開発事業に関するもの、これについては、平成二十二年以降に、火山地帯で行うものを除く直轄砂防事業の一部並びに開発道路及び指定河川を北海道に移譲するという予定であります。

また、先ほども挙げて話題にしていただきました、都市計画決定の際の大臣同意については、道州制特区の性格に依り、大臣同意の必要な範囲を告示の改定により見直す予定であります。告示という形でわかりやすく、そして今までもその権能を広げることなく、できるだけ北海道自身が自助自立していけるという方向に告示で明確にしていこう。

そして、過疎地におけるNPO等に対する有償運送の許可については、ことしの五月に成立しました道路運送法等の一部改正、これによりまして今までの許可制は廃止されます。そして、地方公共団体が主管する運営協議会で、地域のニーズを反映する新たな仕組みでやっていただく。これはほぼばちですけれども、全国的に許可という制度がなくなつたものですから、区バスとかQバスとかいろいろなもの動き出しているという状況であります。

御指摘いただいたとおり、政治が前へ出て、そして果敢にこのことをやっていかなければならぬ。政務官を任命する前の党での議論の中でも、私自身は、個人として、あの緑なす魅力ある北の大地、クラーク先生はボーイズ・ビー・アンビシャスと伝えて去つていかれた、あそこが真に一つの道として機能するためには、どういう形になろうと同じことは全部やらなければならぬのだから、それらをきつと移管して、そして必要なものも、道具もみんな任せるといふ極端な意見を言い続けてきた一人であるということも、この折です。それから申し上げさせていただきます。

○松木委員 政務官としての答弁、それは、私は

この際ですから、やはりいろいろと政治的なことを言つてもいいと思うんです。ですから、思い切つた発言をそれぞれしていただきたい。

きょうは北海道局長は来られていたのかな、来ていますか。もし一言あるんでしたら、どうですか。中には役人の方も必要ですからね。

○品川政府参考人 今、政務官から私どもの取り組みについてはお話をさせていただいたところでございますけれども、今回の特区の法案、幾つかの私どもが実施しております事業につきましても移譲をさせていただくということになっておりますので、これらの行政の効率化など、まず、その前に、移譲について円滑にできるように努めてまいりたいと思つておりますし、またそれらが行政の効率化などにどのように寄与するかというようなことについて、関係府省とも協力して取り組んでまいりたいというふうな考えております。

○松木委員 それでは、財務省、いかがですか。

○江崎大臣政務官 先ほど松木先生が、道州制導入に当たっては道民のコンセンサスが重要であるとおっしゃつておりましたが、私もその国民のコンセンサスが重要であるというふうな同様に考えている次第でございます。

財政当局から申し上げますと、この事務移譲に伴いまして発生する税源移譲、これらを十分に検討する必要があります。また、国、地方を通じた行財政のスリム化ということも重要ではないかというふうな考えている次第でございます。

○松木委員 言うまでもないと思うんですが、道州制の根本のところというのは、やはりまず道州に独自の自主財源を与える心持ちがあるかどうかということが非常に私は大きいと思うんです。

例えば、いろいろなことがあるんですけども、法人税なんかで見ますと、現行制度では、本社の所在地であるところから一括納付ということになっていきます。これでいくと、大体、やはり首都圏に税金が集中するだけです。そうすると、地方はちよつとメリットが薄いのかと

いうふうにも思うわけですね。

または、考えられるに、例えば、これをどうの
 こうのというわけじゃないですけども、北海道
 でカジノをやるとか、そういうものも含めたよ
 うな新しい自主財源のことに与える、そういうお
 持ちというのは、どうなんでしょう、財務省はお
 ありなんですかね。

○江崎大臣政務官　今、松本委員がおっしゃるように、税収は人口、経済活動が集中する都市部に偏在してしまうという傾向が強い、こういうことでございます。これは大変大きな問題で、地方財政を考えるに当たって、これらをどういうふうに正していくかということが重要なわけでございます。

自主財源に關しまして、今、カジノ構想を含めて御提案がございましたが、これらを含めて地域間格差の是正に向けた仕組みがどのように具体的に検討されるか、これは中身はこれから具体的に詳細を詰めていかなければいけないと考えています。

○松本委員　今言ったカジノなんというのははまだ先の話かもしれません。でも、今の法人税のことなんかは、どうなんでしょう、利用地域にやはり出先機関とか営業所なんかありますよね。そういうところである程度法人税の徴収をさせてもいいような、そういうことをできないですかね。どうでしょう、考えられませんかね。

○江崎大臣政務官　今、財務大臣のもとでも、この地域間格差は正に向けて、今おっしゃられるような検討課題を含めて、どのような仕組みがあるかということについて、詳細、具体的に検討しているという方向を大臣御自身としても示されているという状況にあります。

○松木委員　せっかく副大臣来られたんですから、どう思います、私のちよつと今言つたこと。ごめんなさい、政務官でしたね。失礼しました。

○江崎大臣政務官　一つの考えとして、十分検討に値するのではないかと考えております。

○松木委員　ありがとうございます。

ぜひそういうことも検討に入れていただきたいというふうに思っております。

いろいろと今各役所から聞いたんですけれども、道州制、これは本当に大きなことだと思っんですよね。何とかいい形で成つていけばいいなというふうに思います。何となく北海道だけ特区にして、何かそこで終わってしまうんではないかな、そんな気がどうもちよつとするんですよね。

そして、正直なところ、北海道庁の担当者の皆さんも内心は、かつて首都移転構想というのがありましたでしょう。随分いろいろなところが誘致合戦、あれだけ派手にやりましたよね。私が秘書をやっているときも、三重県の方でも一生懸命やろうというのでやっていて、いや、でもそれは余り、実現性どうかなんて思っていましたけれど、案の定、結局今はほとんど顧みられることがなくなつて、多分中止になつたんですね、もうだれもそんなこと言わなくなつちやつたんですね。

いつの間にか北海道の特例外で終わってしま
うんじゃないか、こんな気もしてくるんですけど
でも、先ほど言ったとおり、道州制の根本とい
うのは、やはり自主財源というのを持ってもら
うということだと思います。それに關しては、今
もう政務官から、済みません、副大臣と間違え
ましたけれども、副大臣に見えたものだから。

そんなことで、ぜひ、これは大きな問題ですね、もう一度佐田大臣に。せっかく林副大臣がおられるので、副大臣の方からも一言。これは政治家がやはりみんなで議論するというのが僕は大切だと思いますので、副大臣の御意見をどうぞ。

○林副大臣　御指名ありがとうございます。私

も順番がやつと回つてきたなと思いました。

最初に委員がおつしやつた坂本竜馬、私は長州でございますので、まさに薩長同盟、長州、私の家のすぐ近くにも実は功山寺というお寺がありまして、高杉晋作が兵を興した回天義挙ということで、今でも銅像があるところでございますが、その坂本竜馬が北海道とどう関係があるのかなと聞

いておりましたら、今委員が御指摘のように、実は大変御縁が深い。感慨深く聞いたわけでございます。

まさにあのとき維新の士がやったように、新しいことをやるというのは大変抵抗が強い。晋作も松陰先生も、実は明治維新を見る前に命を落としておるわけでございますから、我々もそういう覚悟で、政治が主導する、これは与野党ない、こういうふうに思いますので、先生の熱い心をただだいて、我々頑張つてまいりたい、こういうふうにして、我々頑張つてまいりたい、こういうふうな思つておるところでございます。

○佐田国務大臣 先生、北見市が、坂本竜馬の御親戚がしかれたというのは、私、びっくりしました。やはり開拓の気概というか、北海道の方は、私はそういう物すごい行動力を持っていると思っています。

最初のこの議論の前に、実は内村鑑三という方がおられて、この人は世界的に活躍したキリスト教徒でありますけれども、この方が北海道を去るときに、私は学問に育てられたのではなくて北海道の自然に育てられた、こういうふうに残されました。

私も、この北海道、昔いたときには大變道民の皆さん方にもお世話になりました。その私が北海道のことを決して悪くするつもりは全くありませんし、よりよくしたい、こういうふうに思っております。御返返しをしたいぐらいの気持ちであります。そういう意味におきましては、この法案が通りましたら、本当に北海道の皆さん方の御意見をしっかりと謙虚に聞いて、この道州制のビジョンにつながるようにしていきたい、かように思っています。

○松木委員 道州制、実現すれば、中央官庁の皆さんの仕事も減るわけですよ。そして、大変痛みも伴う改革であるわけですが、特区の段階ではまだいろいろとそこまで言ってもしょうがないのかもしれないけれども、特区を進める以上、そういう気概を持って法案をつくっていくていただきたいというふうに思っております。

そして、何より本当に心配しているのは、とりあえず道州制特区というのをつくって、それで何となくお茶を濁して終わっちゃうみたいな、そういうのを非常に私は心配しています。

きようお話しただいた皆さん、やはり政治家
中心でこれはやりましようよ。そうしていかないと、やはり役所の人たちは御自分のことだから、それはなかなか厳しいですよ。ですから、きようは、この前に並んでいる皆さん、私には明治の志士に見えますので、ぜひ本当に、我々も一生懸命やりますので、ぜひいいものをつくりましようよ。本音でできるぐらいのことをしなきゃ、これはもう大変なことですよ、この道州制。

大体、北海道じゃなくて、本當だったら違ふところであるべきじゃないですか、北海道なんだから、もともと道は。そうじゃなくて、どこかの県で、三つや四つ一緒になつてちよつとやってみろと。それはすごい文句がありますよ。でも、そのときは我々民主党だつて協力しますよ。大丈夫ですかね。まあ、そこら辺は私、個人でちよつと言ひ過ぎましたけれども、そういうつもりで、やはり政治家が、価値のあるものになるように、我々みんなで頑張りますように。ぜひ大臣、頑張ってください。

以上でございます。

○河本委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 今回のこの道州制特区法案、大変に質疑を重ねてまいりまして、さまざまな問題点、本質的な問題が明らかになってきている、私はこのように思うわけであります。

まず、ちよつとお伺いしたいのは、この中で明示的に書かれている地名は北海道だけであるということであります。北海道という地名は、法案の中にも明示的に書かれている。

ここに幾つかあるんですけども、「北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域」、だから本当であれば、この法律もこういったことで、北海道地方または自然、経済、社会、文化等において密接

な関係がある地域を一体とした地方全体云々、これぐらいに言ってもいいぐらいで、なぜ北海道だけ明示的なのか。極めてわかりやすい説明を、時間がないから簡潔にお伺いしたい。

○林副大臣 この委員会でもきに議論になってまいりまして、その意味では繰り返されるかもしれないが、北海道につきましては、おおむね三つのことを申し上げてまいりました。

一つは大変広い面積、国土の五分の一を占める広い地域であるということ、そして、自然、経済、社会、文化等で独自の地方、一つの固まりを形成しているということ、そして三つ目はその今の区域が国のブロック機関、いわゆる地方支分部局の管轄区域とおおむね一致をしております、既に一定の施策を行っているという理由で、将来の道州制導入の検討に資するということで、ふさわしいのではないかとこのように考えておるところでございます。

○松原委員 法律というのは、私はできる限り、そう、おっしゃるとおりだとだれもが思えるものじゃないとおかしいと思うんだよね。今、北海道だけはそういう理由を言った、ほかのものは三つの県以上だと。これはどうしても、だれもが理解できる形じゃないんだよ、北海道だけが明示的にしてあつて。これをまず最初に指摘をしておきたい。

だから、北海道というのは明確に北海道と言っているわけだ、ほかのものに関しては、三つ以上と言っているけれども、それは四つでもいい。これまた二つでいい理由もよくわからない。この間も我が党の小川委員から質問があつたように、情況証拠であつて決定打でないというふうな認識であります。

お伺いしたいことは、この法案作成の三県合併の根拠というものを皆さんはこの委員会でも明らかにしてこられた。それは法案を提出する側です。いろいろな理由をくつつけるでしょう。ただ、問題は、この三県、北海道は明示的にする、他のものについては三県以上だ、この議論は、例

えば実際の地方自治体やそういう人のところにヒアリングをしたのか、意見を聞いてきたのか。これは法案作成にかかわつた事務方の方が答弁にいかもしれない。お答えください。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御質問の趣旨は、三つの県が合併することについて具体的に自治体と意見交換を行っているのか、そういう御質問というふうな考えておりますが、お答え申し上げます。

北海道以外にも、九州地方などで道州制の議論が盛んに行われておりまして、道州制における道州の具体的な事務についていろいろな提案が行われているものと承知してございます。

しかしながら、都道府県合併につきまして、具体的な予定については私どもでは承知しておりませんで、今申し上げましたように、三つの県の合併について、特に自治体との具体的な意見交換というところまでは至っていないわけでございます。

○松原委員 それは必要がないという判断でしたか。いかがですか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

必要性という以前に、今申し上げましたとおり、実際の具体例として、今三つ以上の県において具体的な合併の提案といましようか、それに関する話がないということでございます、それを踏まえた上で、また具体的な意見交換を行っているということでございます。

○松原委員 いや、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。だから、そういう、これは地方にとつては、さつき佐田さんがおっしゃったように、廃藩置県以来だ。廃藩置県以来になるかどうか、残念ながら、極めてならないんじゃないかと私は思っているんじゃないかと、このまゝいって。

少なくとも、こういった法案をつくつて、私が言ったのは、だれもが納得する理由になつていない、北海道と三県以上というのは、平仄が整えられていないわけ。原則として三県以上だが云々

かんぬんというので北海道も入るならわかるけれども、北海道先にあるので、平仄が整っていない、こんなのはだれが考えたつて。

まあ、それはいいでしょう。よくないんだけれども、百歩譲つていいでしょう。だったら、三県以上というのはどういうふうな、机上の空論だけで決めたのかというのを確認しているんですよ。答えてください。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

三県以上の趣旨につきましてはこれまで御説明しておりますけれども、実は、この法案にしましては、法案作成段階において、もちろん北海道以外の、全国知事会の意見でありますとか、当然、法案において三府県以上が対象になるということにつきましては、そういう団体等においても十分承知いたしております、それを踏まえた上で、例えば全国知事会におきまして、この法案についての早期の成立をという形のアピールもいただいている、こういうことでございます。

○松原委員 では具体的に、三県以上でいくべきだということという議論があつたんですか。教えてください。

○山崎政府参考人 ちよつと聞えなかつたんですけれども……(松原委員)三県以上でいくべきだ、という、そういう地方自治体の意見というの、ほんのものがあつたのか、教えてくださいと呼ぶ、お答え申し上げます。

三県以上は、先ほど申し上げましたように、基本的に、この法案におけるあり方として、私どもとして考えたものでございます。北海道地方と、それに準ずるものとしての程度の広域性が必要かということ、一つの目安として三県以上を法案としたわけでございます、当然その内容を踏まえた上で、今申し上げましたように、全国知事会等においても一定の評価をいただいているんじゃないかと、こう考えている次第であります。

○松原委員 苦しい答弁ですな。この際、聞いていませんと云つた方がわかりやすい。

沖縄はこの法案についてどういうふうなことを言いましたか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

この法案、個別について、沖縄県のみがこういう御意見というのはいないでございませぬ。全国知事会の中での御意見として、全体として承っているということでございます。

○松原委員 沖縄というのは、この間小川委員の質問でもあつたように、文化的、歴史的にはまさに一つの固まりなんです。歴史的にはなかなか厳しい過去があつて、それは九州に随分いじめられたとか、そういった経緯がある。もともとは琉球王国ですよ。

沖縄には少なくとも、こういう道州制の議論で、沖縄が三県でいいのか、うちはそうはいかないよ、そういうふうなことに聞いて聞く必要が私はあると思うんだけれども、全然そういうことをしてこなかつたのか。それだけ確認したい。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、特別の沖縄とかそういう個別に御意見というのでなく、全体まとめて全国知事会という形で御意見をいただいた、このように承知している次第でございます。

○松原委員 ちよつとこれ、物すごくふまじめだよ。沖縄の意見は聞かない。しかし、私はこの間の長い時間の委員会の質疑を聞いて思ったのは、北海道が一つの地域でいくというなら、沖縄だつてそうでしょう。しかし、沖縄は納得していません、私たちは鹿児島と組みましよう、熊本と組みましようとなつて聞いているんじゃないよ。おかしいじゃないか。

佐田さん、沖縄にこういうものについての意見を聞かないでこういうものをつくるということ、これは沖縄に関しては聞く必要がないという認識なんですか。

○佐田田務大臣 いや、そういうことじゃないです。それは、これでもしも法案を通していただくことになれば、その中でいろいろな形で地方分権が進むわけですから、その中でももちろん沖縄の意

見も聞いていくことであります。

もう一つですけれども、もう一点は、三県以上という議論は前の委員会ときからありますけれども、これも副大臣も私も答弁をさせていたいただきました。基本的に、北海道が平成十五年の十二月に経済財政諮問会議で知事が手を挙げられたわけでありますけれども、その北海道ということの中で人口であるとか面積であるとかそういう要素を考えたときに、三県というのは連想できるのではないかと、こういうことでございます。

○松原委員 北海道は一つなんだから。私は、この案件で、少なくとも、北海道という一つの文化的な固まり、翻って南の方にある沖縄という固まり、それは三県の枠を外すべきだというのは正論だと思ふんだね。だから、それについて、沖縄が了解してこういう法律だったらいい。

しかも、今話を聞いたら、机上でつくっていった議論だよ。全国知事会といって、それぞれ個別のところのヒアリングが十分されているとは思えない。非常にそういった意味では急ぎ過ぎたのか、理由は何かかわからないけれども、納得できない。これをまず申し上げておきたい。

次に、憲法九十五条との関係、これはいろいろとあるんだけど、今回の質疑で何が明らかになったかというと、どうしても住民投票はやめたんだ。住民投票をやめたから沖縄のヒアリングもしないでこれをつくったというのが恐らく真相だと私は思うんだ。

さっきの逢坂委員の話にもあったけれども、これは確認したい。憲法九十五条を避けるために三県以上という議論があったという事実が法案作成時においてあったかなかったか、これだけ。あったかどうかというのは後の議論にして、あったかなかったか、これだけ聞きたい。あったかなかったかだけでいいから。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど逢坂先生にお答えしたことに尽きるわけでございまして、申し上げましたように、この法案そのもののあり方として、北海道以外の都府県

において北海道に準ずるようなものがあれば、これについては、それを対象外とする合理的な理由はないということである。こういう法案にしたということとでございします。

○松原委員 あつたかなかったかを、なかったと言つてあつたら困るからそう言っているんだろ。けれども、これ以上時間もないからいいけれども、これは、あつたということが、九十五条を避けるために三県以上という特約をあえて後で入れたということになれば、それは欺瞞だよ。

それで、私、今回どうして住民投票を入れないのかと思つた。憲法九十五条には、これはいろいろ議論があつて、地方自治の特別法、立法権の例外をつくるということになった場合は住民投票と。

これは、法制局長官、なぜ、憲法九十五条で住民投票をする必要があるのか。その解釈はあなただの範疇かどうかかわからないけれども、答えられたいら答えてください。

○宮崎政府特別補佐人 お尋ねは憲法九十五条の立法趣旨ということだと思います。

そこで、憲法の教科書等を見ますと、すべての地方公共団体に對して適用されます。例えば地方自治法であるとか地方財政法であるとかいった法律と違ひまして、特定の地方公共団体のみに適用される法律を制定することは、その地方公共団体のみを特別に取り扱い、その点で他の地方公共団体と差別するものであること等にかんがみて、その住民に国会の決定した法律の成果を享受させるべきかどうかを決定させることが適当であるという考え方から、国会の立法権を特別に制約する例外規定として設けられたものというふうに大体解説されておると承知しております。

○松原委員 これは先ほどから議論にあるけれども、組織、権能、運営というこの部分がきちつと分かれるようなことになったときに、簡単に言えば、なぜこれを占領軍が日本国憲法において定めたのか。私は、これは彼らの頭で考えて、リスクをその地域住民が持つんだ、だから、リスクを

持つ以上は権限を、権限を与えるというのは責任も発生する、だから、住民投票というものでその住民に真意と決意を求めるといふのが趣旨だったんではないかと思つております。

大事なことは、今回、この住民投票を何としても避けたいというのがどうもこの法案を作成するプロセスで非常に見え隠れしている。だから、はなから北海道以上のものがどうも該当しないという前提の中で、沖縄県民に對してこういった大変に失礼な法律をつくつてきたんだらうというふうには私は思つてゐる。

問題は、さっきこれは松木さんの議論にあつたけれども、例えば、移譲困難ということで幾つかの北海道の権限等の移譲の項目を挙げているけれども、これは、移譲困難ということになつてきた、要するに、中央省庁としては余り権限を渡したくない、こういうことだろと思ひます。

当然、佐田さん、一般論で、中央省庁は、この法案をつくる過程で、そんな権限は渡したくないよ、そういう反発があつたわけですよ。

○佐田国務大臣 この法案の中で、直轄事業の交付金の部分のことを言われているんじゃないかと思ふんですけれども、また、権限移譲の問題があるうかと思ひますけれども、その過程の中で抵抗があつたかどうかというのは私はわかりませんけれども、議論はあつたと思ひますし、今後とも、その予算の問題につきましても、広げるという観点からいへば、それはしっかり政治主導でやっていかなきゃいけない、こういうふうに思つています。

○松原委員 私は、こういうふうに考えています。

なぜこの場でこれだけ住民投票をさせないか。住民投票というものが行われれば、それは極めて重いわけでありまして。住民投票によつて地方分権が行われるということになれば、極めて重い。それは極めて意味も深いものになる。だからそれは避けたい。

やはり日本の中央省庁はどこまで行つても中央

集権なんです。だから、道州制特区という名称を与えても、住民投票までさせてしまつたら本當の権限が地方に行つてしまふ、であるがゆえに、この法案において住民投票は必要でないようにつくりにかえなければいけない、そういうふうな恐らく認識を持ったのではないかと私は思つております。

大臣、先ほどから北海道民の理解が必要だと。北海道民の理解が得られたかどうかというのを一番はつきり明示的に我々に示唆するものは一体何だ、どういうことをすればそれは明示的に我々にわかるか、お答えください。

○佐田国務大臣 今までに説明会を四百回以上行つた、またタウンミーティングも行つてまいりました。

それはそれとして、周知徹底を図りたいがためにやつてきたわけでありまして、今後、基本的にどういふ権限、税源、財源を移譲するか。これも事業計画で、きちつと道民の皆さん方、言いかえるならば市町村の意見を聞いて、またその地域の議会の議決もいただいくわけでありまして、その中の知見をいただいくから、またそれも、基本方針の変更のときには、道民の皆さん方、そしてまた最終的には議会の議決をいただいく、こういうことでありますから、それはど

んど道民の皆さん方の理解が広がつてくるというふうには私は確信をしておるところであります。

○松原委員 質問の趣旨はいささか違ひまして、どういふ形式が最もこの問題に關して道民の理解を深め、そして、どこまで深まつていくかということの明示的な証明になるのかということをお聞ひいたします。

○佐田国務大臣 それは、先生の基準と私の基準は違ひかもしれませんが、例えば、基本方針を出して、北海道の方々にいろいろと御意見を伺ひたいだいで、そして、その知見に基づいて税財源の移譲、権限の移譲をしていく中において、それでどのぐらいの理解が得られたかということをお判断するのは、やはり北海道の方々からい

ろいなる税財源、権限の移譲の知恵がどのくらい出てくるか、要するに、私は、その判断基準はその多さにもよるんじゃないか。

また、それと並行して、我々は、このスキームの理解のためのいろいろな説明会も今後とも続けていきたい、こういうふうには思っています。

○松原委員 理解と決意ですね。道民じゃなく、ほかでもいいんですよ、道民だと、北海道は昔からあるから。三つの県が集まる場合に、例えば、私はこの県と明治時代は戦争しましたとか、あります。しかし、仲よくしましょうと。一つの決意がそこにある。決意と責任が発生する、そこに理解への尺度がある。理解したって嫌なもの嫌なものだから、理解して、よし、やろうじゃないかというふうなところまで確認するには、一番いいのは投票じゃないですか。これよりも理解と決意を明確に、本人の責任感をおまえも責任あるんだよといつてできる手法というのはあるんですか、確認したい。

○佐田国務大臣 また繰り返しになって恐縮ですが、私も、確かに先生の言われる、要するに、選挙によって自覚を持つて……（松原委員「投票ね」と呼ぶ）失礼いたしました。投票によって、そういうやり方もあるかと思えます。

それと同時に、やはり今回のように、よく周知徹底をして、そしていろいろな意見、知恵を出していただく、その量によって判断するというのも一つの判断基準になってきますし、その中においてしっかりと周知徹底を、周知徹底というか御理解をいただくための努力をしていくことが大事じゃないかと思っています。

○松原委員 当然、周知徹底、御理解は大事なことです。では、憲法改正、これは最後、国民投票法というのを今議論している、国民投票は要らないということだよ、それだったら。

つまり、周知徹底をし、議論するのは大事だ、最後はそれでいいというその了解というもの、やはり人間において、国民や有権者において責任も伴うんだというものを負わせるには、私は

住民投票しかないというふうには思うんです。所見をお伺いしたい。

○佐田国務大臣 だから、先生、住民投票も一つの方法であるということをお願いしているのではありません、今先生が言ったような憲法、要するに国民投票、憲法九十六条の問題につきましても、それはきちっとしたルールに基づいて住民投票をやるわけでありまして、今回も、それが一般法でなければ、それともう一点は先ほど言った組織運営、そして権能にかかわることであるならば、それはやるということでありまして、それはルールにおいてやるということでありまして、それは

○松原委員 私は、住民投票がないということ、率直に言えば、本当の意味での分権をさせないという意思表示だということに理解している。投票までしてしまうと重いですから、タウンミーティングとかそういうレベルで周知徹底する分には、それはまあ投票で賛否を問うよりは軽いですよ、どう考えたって。

その重いことによつて、こういった地方分権が本当に実行されたときには、それは中央省庁は、例えば我が国がなぜこうやって国民の代表として議論できるのか。もしかしたら皆さんの後ろにいるこの方々は我々よりもはるかに博識かもしれない。しかし、我々は選挙によって選ばれてきている。やはり投票というのは非常に重みがある。これをどうしても避けようとしているというのがこの法案の中に極めて見えているんですよ。そこから、大変こそくな手法として、北海道だけは外して、三つの県の合併、こういうことをやっていては私は本当の地方分権にはならない。

佐田さん、うなずいてるから、本当は同じだと思っているんだよ。大臣もこれをおかしいと思っているんだよ。僕はそう思う。佐田さんはわかっているんだよ。職責上、苦渋の発言をしている。

ただ、これは、沖繩に對しても、ヒアリングも事前に行っていないというふうな形で、ヒアリングする必要もないし時間もなかったんじゃないか

な、きつと。する必要がないと思ったんだよ、役人は。九十五条を避けたい。九十五条を避ける理由は、ひつきよう、本当の地方分権で権力を、権限を地方に移管するというのは嫌だというシグナルですよ。

こういうことを考えたときに、私は、この法案は道州制という冠をかぶせているけれども、上から見ようと横から見ようと、どこから見ても道州制という名前にはつきり言つて詐欺的ですよ、これじゃ。道州制というのはこういう議論をやつてきたんじゃないんですよ。

林副大臣、これが本当に道州制、林さんが、もうここからは政治家対政治家の真心の話し合いでいきたい、本当の良識の発想で見たときに、これは道州制に値すると思いませんか。

○林副大臣 真心がそもそも私はあるかどうか、ちよつと自信がないものですからあれですが、道州制特区法案の審議をしていただいております。何度でも繰り返しになりますけれども、この法案は道州制そのものではなくて、道州制を将来今からやっていく上で、それに資する知見を得たり、試みだということ、何度でも私ここで申し上げて、委員がおられたかもしれないけれども、一歩一歩、できることはやっていきたい。この仕組みをつくることによつて、大臣からも御答弁がありまして、非常に小さいスタートかというふうな御意見もあることも我々はよく承知して、その上でこの枠組みをつくることによつて、どんどん広げていきたい、こういうふうには思っております。どうぞよろしくお願いします。

○松原委員 私は、尾てい骨が人間にあつて、昔、しつばがあつたという話があるけれども、この法案の中の例えば第七條の、冒頭の日に我が党の枝野氏が質問したところでありまして、七條の、第四号の「特定広域団体が道である場合に、第四号の「こういう文言の文章がきちつとある。これは道でない場合はどういう扱いになるのか、お伺いしたい。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

御趣旨は第七條の交付金の対象ということでございますけれども、これは今ありましたように北海道が対象でございます、この趣旨でございますけれども、御指摘の交付金でございますが、北海道と国との協議において具体的な検討が行われた事業でございますし、その中には、例えば開発道路事業のように北海道のみが行っている事業が含まれてございます。

また、交付金の額の算定に当たりましての負担割合でございますが、いわゆる北海道特例といった、北海道の特別の財政事情等を踏まえて検討する必要があるということ、こういう形で、特定広域団体である道について交付金を交付するという形で考えておる次第でございます。

○松原委員 こういう条文があるということも含めて、どうも初めから北海道ありきの法案だった。もう時間がないからまとめて言いますが、北海道ありきの法案であつたとするならば、私はやはり住民投票をするという最低限のけじめをするべきだと思う。

この法律によつてその趣旨の目的が本当に達成できるかどうかというのは、仮に住民投票があるならば、北海道は、道民は全力でこれをやることになりまして、自分たちが決めていくんだということになれば責任が発生するから。自分たちがこういった道州制特区を北海道でやるんだということ、道民が理解をし、理解をしなれば賛成の票は入れませんよ。理解をし、そしてやるならば、本気でやりますよ。

そういったパトスというのかな、情熱というものは、こういった法律の趣旨、北海道の本当の自立を目指す、地方分権のかがみとして、精神的、経済的な自立を目指す、その趣旨からいって、その情熱がなかつたら、上からの道州制議論では私は不十分だと思う。

時間が参りましたからこれ以上言いませんが、よくよくその辺のことを考えていただいて、結論的には時期尚早なんです、これ。もっとそれは沖繩の方へも聞いたとして議論するべきなんです

よ。大変残念であるということをお願いし、私の質疑を終わります。

○河本委員長 次、泉健太郎。

○泉委員 民主党の泉健太郎でございます。

ここまで当初の予定よりは大変長い質疑をさせていただくことができております。それは我々がこうして要求をしたからでもありまして、やはり議論というのは大変重要なものだな、その中から恐らく、大臣、副大臣初め我々委員も多くの気づきがあったんじゃないのかなというふうに思うわけです。

その意味で、まず大臣、副大臣にお伺いをしたいわけですが、ここまで我々議論をしてまいりました。幾つか、再考すべきでないか、修正をしていくべきではないかと前向きな提案をさせていただきました。

まずもって、民主党は、道州制そのもの、分権そのものには一切反対はしておりません。その前提で、我々は、あるべきこの国の姿、国の形というものがもつとこの道州制の特区法案についてはやはり反映をされるべきじゃないかと。

これまでも何度も、小粒だ、小さく産んで大きく育てる、そういうお話もありましたけれども、本当に、この前の月曜日の地方公聴会でも、与党推薦の北町長が、小粒で、大変これは物足りなさを感ずるということをおっしゃっているわけですね。そういうまさに短い言葉で言うところの小粒法案にしてしまつてよいのかというのが、我々民主党の問題点の指摘なんです。

ですから、我々は、これが小粒であればきつと全会一致でいけるだろうなと悔しい気持ちでいっぱいなんです。なぜもつと中身を膨らませられなかったのか、あるいはなぜ急ぐのか、今のタイミングなのかということも含めて、殊さら先送りをする必要は全く感じませんが、しかし、今やるにせよ、もう少し中身を盛り込めるだろうという思いがあります。

その意味では、大臣、副大臣に感想をお伺いし

たいんですが、ぜひ、委員会質疑の中でのこの部分は大変参考になった、法案の修正も含めて考えたいという前向きな御意見をいただけることも含めて、これまでの質疑での感想をお述べいただきたいと思います。

○佐田国務大臣 泉先生の御質問は、前の筆頭、松原先生の質問にもつながっているんですけれども、今回の法案、いろいろな基本方針が出て、その中で北海道の方々と相談しながら、そして、議論の積み重ねの上に基本方針ができたわけでありまして。要するに、これをまた北海道の方で計画を立てていただき、変更いただき、大きくしていくわけでありまして、器としてはかなり大きなものになったのではないかと、こういうふうに思っています。

もう一点は、先ほどのお話にもありましたように、各省庁が非常に不安に思つて、逆に言うと、抵抗しているように見える部分もありますけれども、あくまでも、税財源の移譲、そしてまた権限の移譲につきましても、基本的には政治主導でやっていくということでありまして、それと同時に、広域行政の重要性をかんがえた場合に、市町村合併も進み、三千以上あった地方自治体が既に千八百ぐらいになっておるということをかんがえたときに、できる限り早くこの法案を通していただく、道州制ビジョンにつなげていきたい、こういうふうにも思っております。

○林副大臣 今、大臣が御答弁されたことに尽きると思いますが、細かい政省令を読んで御議論いただいた御質問もございました。

我々は、この法案を通していただいてやる場合に、細かい運営が最初のことでやりとりしたとおりになっているかということとをきちんとやっていく必要があるということ、この間も申し上げました。

それから、大臣がお話しになったように、まず枠組みをつくつて、中身が小粒だという御意見もありましたけれども、枠組みをつくつてそれを大きくしていくことをやってまいりたいとい

うことを委員会の審議を通じて考えました。

○泉委員 もう少し具体的に、やはりこの委員会質疑の意味ということ、これは内閣委員会だけじゃないかもしれないませんが、私はもう一回考えるべきじゃないのかなというふうに思います。

閣法だからとにかく早期成立をしてくれ、閣法だから修正する必要はないんだ、これでいってくれ、そして、野党の言つたことは政省令の中でチェックをしていくために使います、これでは、委員会質疑というのは何なんですか。

私は改めて、やはり正しいこと、変えなきゃならないことがあるんだつたら、それは真摯に受けとめて法案の中に盛り込んでいくということがないと、これは本当の委員会質疑と言えないんじゃないのかなというふうにも冒頭申し上げたいと思います。

大臣が、器は大きいとおっしゃられました。器は大きいけれども、お皿に何も乗っていないんじゃないや、八粒の豆しか乗っていないわけですよ、お皿には、これでは、我々は、残念ながら泣く泣く反対せざるを得ないということを改めて申し上げなければならぬと思っております。

その意味で、補完性の原理という言葉がございします。これは、二十七次の地方制度調査会のおときも取り上げられました。「今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である」ということが二十七次に書かれました。

そして、高橋知事本人も、「NIRA政策研究」という雑誌の中で、「さらに国は外交や安全保障など国家としての本来果たすべきことに役割を限定するなど、「補完性の原理」に立脚して役割分担を再構築すべきである。これは、「北海道が目指す道州制」という項目の中でこの補完性の原理というところをおっしゃっております。

その意味でいうと、今回のこの道州制特区法案、補完性の原理を十分盛り込んだものというふうに判断をされているんでしょうか、大臣。

○佐田国務大臣 国から特定広域団体となる北海道への権限移譲が行われるだけでなく、同時に、補完性の原理及び近接性の原理に基づいて、北海道から道内の市町村への権限移譲を進めていくことにより、一層効果的に地方分権が推進されるものと考えておるところであります。

本法案におきましては、国と特定広域団体との関係の規定するものでありまして、道から市町村への道内分権について直接規定していないものも、こうした趣旨を反映させるべく、第四条の第二項において、「国及び特定広域団体は、「それらの行政を効率化するよう努めなければならない」と規定しているところでもあります。

○泉委員 なるほど、道内分権を規定していないのは、補完性の原理に基づいてそれは道にゆだねているからだ、あるいは各自自治体にゆだねているからだというふうな理解をさせていただきまし

た。しかし、道が行つた提案、それに対する国の回答というものを一つ一つの項目について資料は持っているわけですが、この国からの回答というのは本当に、全く補完性の原理がない回答が非常に多いですね。一律に行わなければならない行政だから、国家的な許認可であるから、いろいろな理由で、国からというものはまず権限は移譲できないという前提で、話、回答が返つてきて、それに対して北海道が反論をしなければならぬ、そういう状況が各項目にわたつて行われておりました。

こういうところからも、私は、今回の法案というの、その補完性の原理がどこまで今の国の政治の中に徹底をしているのかなということに疑問を抱かざるを得ないわけです。

改めて、先ほど質問もしましたが、私は、もう少し具体的にこの質疑の中で、だれの、どの質問がどの観点、どの論点が大筋としては非常に重たい議論だったというふうに考えていられますか。

○佐田国務大臣 それは、私見でありますけれど

も、これからこの法案を通していただければ、例えば北海道の自立性であるとか、北海道の意見を優先するという話になってくれば、これはやはりあらゆる財源の問題、税源の問題、そして権限の問題になってきますから、その中におきましても、いろいろと抵抗もあるかと思いますが、それをできるだけ排除するという意味においては、これは政治で判断もしなくてはいいけないという議論は非常に重要なことだ、こういうふうに思っています。

○泉委員 やはり余り納得のいく御答弁というか、この委員会質疑がどういうふうに印象に残っているのかということ、これからまだ午後の質疑もありますし、場合によっては、それからさらに質疑を続けるということもあるでしょうから、またその中でしっかりと我々は訴えていきたいと思います。

我々としては、まず、分権、そして道州制そのものには賛成をしているんだということが第一点。そしてその中で、特に我々民主党の考え方というのは、この補完性の原理というものを徹底するということが我々民主党の地方分権、道州制のあり方なんだということをまず知っていただく必要があるというふうに思っております。

基礎自治体がまず解決できるものをすべて解決し、そしてそこから広域自治体に解決できないものをゆだね、そこからさらに解決できないものを中央政府にゆだねる、我々はこういう完全なる補完性の原理というものを徹底していく分権案というものをを出させていただいているところです。

我が党は特に、これまで質疑に立つた逢坂議員、そして枝野議員が中心となって、分権調査会でそのことの検討を続けてまいりました。

そういう中で、我々が、ただ与党の案に批判をするということではなくて、前向きに訴えをしていかなければならない、そういうことも思っております。我々の場合は、例えば道、州、これも後でちょっと触れますけれども、何が道で何が州なのか、全くこの法案には定義がなされてお

せん。にもかかわらず、道州制という言葉だけがひとり歩きをしている、そこも大変不満に思うわけです。

私たち民主党が、例えば州、こういったものを設置する場合は、その州の設置や構成は、府県間の合意に基づき、自主的に判断をする。やはり国が関与するやり方ではなく、その地域、その都道府県、さらには都道府県の中で議論をしていただいて、その中で合意が図られたものは、国が、それは何か手続を経て認めるということではなく、それをしっかりと受けとめるということを我々は考えているわけでして、その意味からも、今回の法案と私たちの考える道州制というのは随分違うなということを考えるわけです。

そこで、今ちょっと触れましたけれども、やはり、道州制特別区域ということの定義はあります、それはよくわかりました。

大臣、改めて、道とは何ですか、州とは何ですか。

○佐田国務大臣 道州制については先ほど来申し上げましたとおり、第二十八次地方制度調査会の道州制のあり方に関する答申において、広域自治体として、現在の都道府県にかえて道または州を置くものと位置づけているところでござい

ます。国と地方の双方の政府のあり方を再構築して、国の役割を本来果たすべき役割に重点化し、内政に関しては広く地方公共団体が担うという我が国の新しい政府像を確立しようとする考え方において、道と州いずれも、現在の都道府県にかえて置かれる広域自治体であるという判断であります。

○泉委員 そうしますと、道あるいは州、これはどちらを使ってもいいということになるんでしょうか。北海道は北海道になったり、例えば、では関東の方で幾つか合併した場合、関東州だったり、北海道であったり、いろいろばらばらになる可能性というの今後あるのかなと思うわけですが、その道と州の区別というのは何なんでしょう。

○林副大臣 今委員からも触れていただきました二十八次の地方制度調査会のレポートで、道州の位置づけということで、広域自治体として、現在の都道府県にかえて道または州、括弧で仮称というふうになっておりまして、「以下「道州」という」ということになっております。

ですから、この直近の二十八次の、ことしの二月でございましたが、出たものについても、まだ完全に道と州はそれぞれ何だという定義をし切っているものではない、この調査会の答申からもそういうふうなところが読み取れるわけでございますから、これは、今から道州制本体の議論をしていく中で、定義なりが必要であれば詰まっております。

○泉委員 これは、そうしますと、この法案の名前は詐称じゃないですか。道も州もまだはつきり姿が見えていない、地方制度調査会の中でもまさにそれが言われている中で、なぜ法案名にこれが出てくるんですか。これはおかしくないんですか。答えがあればどうぞ。

○林副大臣 今私が申し上げたのは、道と州、それぞれの区別というかそういうものはまだここまでは出ていないということですが、都道府県を越えて広域にやっていくものを道または州、現在の都道府県にかえて広域自治体として、そこまでは定義が二十八次制度調査会ではされておりますから、その名前を冠したというふうには理解をしておるところでございます。

○泉委員 これは地方自治法で言うと、六条のところに合併の項目がありますし、三条のところに名称の項目があります。「地方公共団体の名称は、従来の名称による。」これは地方自治法の三条ですね。そして、「都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。」ということも書いてあります。

一方で、合併あるいは編入、合併というのはこの地方自治法には出てこないんですね。廃止か、一の都道府県の設置か、あるいは編入、そういうふうにかかれておりますので、合併というのは、

本来、地方自治法の中には言葉としてはないわけですが、その場合ですと、「関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。」関係都道府県の議会の議決を経なければならない。というふうにもあります。都道府県についてはこれでいいでしょう。

しかし、道や州、それぞれ定義がないけれども、今よりも、枠組みを変えて広くすることが道州制なんだという御説明でしたが、これは、今の検討段階における状況であれば、それはまだ認められるのかもしれない。しかし、今回の法律の定義でも、第二条この法律において「道州制特別区域」とは、「云々と続いて、最後に、「都道府県であつて政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という。）の区域をいう。」と書いてありまして、法律の中でも、途中で特定広域団体というふうには呼びかえをこれはなさっているわけですね。法律の中でも、定義では最初「道州制特別区域」とは、「となつてくるものを「特定広域団体」という。」というふうに言い方を変えてその後の法律が進んでいっています。

であるならば、これは道州制特別区域ということとをこの法律に、名前に冠しているわけですが、これは事実上、先ほどから何度もあったように、北海道限定法じゃないか。まあ、それが法律のつくり方として、百歩譲って、そうはなっていないからというのにはよくわかりましたが、事実上北海道に限っているという中で、でも、この道州制の道というのは定義がいまいちだから、今の北海道の道とも違うという、厳密に言えば、そういうことになるんだと思います。今の北海道が今後の道州制の道になるかどうかは、これはわからないということになるわけですね。

そうしましたら、これは、私は、ぜひ再考、検討をいただきたいんですが、道州制特別区域法案ではなく、やはりこれは特定広域団体法案ぐらいに名前を変えた方がいいんじゃないのかな。それをしないと、何だか道州制というものの看板だけを、世の中に混乱を来すためにこれを推し

進めているんじゃないのかな。あるいは、これまでも余りこの委員会の場では指摘されませんでした。政治的な事情も絡んで、道州制というものを売りにしようとしている、その一番先頭に立ってしまっているのが北海道だということは、これは道民に対しても私は大変失礼な行為だというふうに思うわけです。

その意味では、この法律の名称を変えていた、だめなんでしょうかというのを具体的に提案させていただきます。大臣、いかがですか。

○佐田国務大臣 提案は提案としてお聞きいたしますけれども、実は、先生、今度の法案におきまして、北海道も特定広域団体ということで議論をさせていただくわけでありまして、要するに地方分権が北海道で相当進みましたら、先ほども申し上げましたように、今既に、九州の方も東北も関東も、財界、地方自治体の首長の方々も私のところにお見えいただいています。

そういう方々からすると、道州制という方がむしろわかりやすい、こういうことでありまして、我々としては、それが、北海道は北海道としての要するに特定広域団体ができ上がった時点で、これを道州制のビジョンにつなげていきたいわけでありまして、そういう意味におきましては道州制の方が適当なのではないかと思っております。

○泉委員 つなげていきたいというのは、それは政府の意向かもしれないが、むしろきちやです。だって、全然違う法案なのに、無理くり道州制に将来つなげていきなさい。この委員会でも何度も混乱しましたが、ここで使われている道州制と将来の道州制は違います。それ自体が本来おかしいんですよ。

これ、結局、先ほど、これまでも何度も審議でありました、九州からそんな声が上がった、関経連でもどうだという話がありました。全くそれは内部における将来的な道州制の検討が進んでいるのであって、今回の法律を使おうなんという話はほとんどない。全くないと言ってもいいですよ、これは。あつたら教えていた、だいたい

す、具体的な話を。

だって、さつきから話がありますが、沖縄はこれを使えないんです。実際使えるんだつたら、沖縄の方々に向かかって、皆さんが、沖縄もこれを使ってくださいと言えらる状況だったら、この法律が成立した後、ぜひ、全国に向かかって、具体的にこの法律を使ってくださいと言わなければいけません。

もしかしら、ほかのところからあり得るな、という話じゃなくて、この法律が通りました、北海道が現在進んでいます、ほかの地域でもぜひこの法律を使ってくださいと堂々と言いますか。これは言えない法律ですよ。三以上の都道府県を合併させないとこの法律を適用させられないんですよ。やったら、実際には検討しようがないじゃないですか。

東京だって、地方制度調査会の中では、実際には、一つで独立をした形ということの方が現実性があると言われているんです。関東一円等を合併する、という話もありますけれども、実際には、東京だって一つでやろうという状況なんです。

沖縄だってそうですよ。沖縄だって、どの試験を見たって、どの区域例を見たって、沖縄は分かれていくんですよ。道州制、本来の中で言え

ば。恐らくそうやって、結局は、いや、これはまず北海道で始めるんだからという議論になってしまふんですけれども、ほかが非常に使い勝手が悪くなるにしておいて、事実上全国にも適用されるようになっていくから、だから住民投票は要らないんだ。これは詭弁ですよ。これはごまかし

ですよ。やはり、これは住民投票を回避するために無理やり法律の構成を変えたということにほかならないことが見えているじゃないですか。そういうことを政府にやってほしくないんですよ。住民投票ができない法律になってしまっているのだったら、せめて沖縄や東京が普通に使いやすいような法律にすべきじゃないですか。

その意味で、私は、ほかの都道府県もそうかしれません。さつき言ったように、都道府県の合併その他については、「関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定める」と関係都道府県の議会の議決を経なければならぬ。そして、特定広域団体の議会の議決というものを法律の中で出てきますから、都道府県が合併をして新しい議会もつくらなきゃならない。

これはハードルが大変高いですよ。三つ以上というところからこれが高くなるということでありまして、先生、この三つ以上は本当に、大臣、考えていい論点じゃないですか。修正していいんじゃないですか。

○佐田国務大臣 先生、この三県の問題につきましては、先ほどの答弁もさせていただきました。全国知事会の中ではそれは議論はしてはいるはずでありますから、それはその中でまた調べさせていただきますと思います。

また、九州の方々が来られて、私が三県の話をして、逆に、三県なんていうのは少ないんじゃないか、うちは九州全体であります、こういうふうな意見も返ってきた、こういうこともあるということはお理解いただきたいというふうに思います。

○泉委員 三県以上ですから、それは多い分には構わないでしょうけれども、二県とか一つ、そういうところの扱いをやはり大切にしたいと思っています。

特に、やはり沖縄ですよ。今ちようど知事選挙もありますけれども、やはりいい法律にすることがは与野党共通でやるべきことじゃないですか。私は、それは改めて、沖縄県民の声、そして今回でいうと北海道民の声、非常に大切にすべきではないのかなというふうに思います。

この論点ばかりやっていると、時間がありませんし、もつと質疑の時間が欲しいなという実感がありますが、次に行きたいと思っています。次に、具体的に、項目、この法案の事業の中

で、国道の整備、管理、開発道路ということですね。そして、河川管理、砂防事業ということに關してですが、このうちの国道、そして二級河川、これは北海道から提案はしてありません。にもかかわらず、これは本法案における権限移譲という形になっておりまして、これは大臣きつと御存じだと思わんですが、北海道から要望はしていないんですよ。ということは、逆に言うと、道内の議論も進んでいないということなんです。この点についてどうお考えですか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘の点でございますが、確かにこれは一番当初の、二年前でございますが、確かにこれは一番項目の中に入っておりますが、最終段階の法案を作成する段階におきまして、これは特に、例えば開発道路というのとはもとと道道でございます。国がそれに関する直轄事業を行っておりますわけでございまして、逆に言いますと、国と北海道という御議論を重ねる中で、この二つについても移譲を行っていくということで対象に加えたものでございますし、これに關しまして、当然しつかりした準備のもとでしつかりした移譲を進めていくということで考えている次第でございます。

○泉委員 それももつと深めたいところですが、もう一つ確認をしたいのは、交付金、これは、先ほど大臣、繰り越しあるいは融通が可能だということをおっしゃられました。

やはり大切なのは、それを理由にして査定、これが厳しくならないのかどうかということも重要なポイントだと思いますが、査定については、ある意味全国共通というが、単価も含めて、全く同じ土俵の上で査定をしつつ、しかし、予算を北海道内で今後削減できた、効率的な使い方ができた場合は、それは柔軟に、ほかの事業にもこれは使えるということなのか。それともやはり、先ほどおっしゃったように、道路でいえば五カ所、そして河川でいえば二カ所という話がありました。その範囲内のみでしかお金を使うことができない

○佐田国務大臣　先生言われるように、これは河川、砂防、道路ということでありますけれども、まず第一に、北海道の場合は直轄事業が多いわけでありますけれども、それに対する補助金、今まで補助金でやっていたものについてきちつと参酌をして交付金化するわけですから、決してそれで減るなんてことはない、こういうことでございます。

また、二つ目の質問でありますけれども、これはやはり今回の場合は、河川、砂防、道路と分かれていますのでありますから、その中での融通というふうに判断しております。

○泉委員　これは、その中での融通というところもやはり小粒だと言われる理由だと思うんですね。せっかく効率的な事業を行っても、それを使える範囲が限定されていたら、これ、どうしようもないじゃないですか。では、無理やりその河川にベンチをつくるとか何か大きいパネルをつくるとか、またわけのわからない予算の消化の仕方をするを得ない。

余ったお金を有効に活用するというのが趣旨であれば、やはり一度渡した交付金の使い方は道にある程度任せるべきだということを私は改めて申し上げたいと思います。

そして最後にですが、意見交換会についてです。

大臣 これ、認識が間違つております。四百回の意見交換会をしたという説明を恐らく受けているんでしようから、それはきつと、ああ、道民に向けて四百回ぐらいのタウンミーティングをしたのかな、そうじゃなくても、ある程度、一般道民を呼んで、それぞれ意見交換をされたのかななんて思っているかもしれません。

しかし、実態は、北海道庁作成資料が出てまいりました。私はこれよりもさらに詳しい資料を請求しておりますが、例えば平成十六年度、一万人の参加者というふうになっておりますが、そのうち一般道民は半分でございます。残りは公務員

に対する説明、そして議員に対する説明。ですから、我々がレクチャーを受けるのも、これ、一件というカウントになるといふんですね。

そして、先日もある北海道の中の自治体の方に聞きましたら、うちの自治体で今度タウンミーティングをやるんだと。それ、何回目ですかと聞いたら、こしに入って北海道内で五回目です。道州制推進道民会議第五回地域意見交換会「アークタイプ・道州制！」というのが今度、十一月二十

一日、北見であるそうですが、これ、ことしに入ってようやく五回目だということでございまして。それぐらいしか実は一般公開の、広く人を集めた、無料で参加できる、そして広く皆さんに銘打って募集をしているものはないんだということをよく知っていたのだと思います。

民主党の道議会の会派でも呼んで、だれかに来てもらったらそれも一回、自民党の皆さんがやつても一回だそうです。ですから、四百回の意見交換会、これは実は、ほとんどまだ道民に知られていないんだということばぜひ御認識をいただきたいと思います。

ちなみに、我が京都市は、ごみの有料化をこの十月一日からやりました。その京都市のごみの有料化でさえ二千回の説明会を行っているというふうに京都市は言っておりまして、ましてやもっと大きい道州制、道内じゅうで同時多発的に意見交換会ができるはずにもかかわらず、瑣末なものも

含めて四百回しかやっていないということです。ぜひ改めて御認識をいただいて、道民の理解は進んでいないということからも、我々はこの法案に反対せざるを得ないというふうに考えております。この事実を受けて、大臣、どう思われるか、それを聞いて、本当に時間が足りなくて残念な結果ですが、私の質問を終わらせていただきます。

思います。

○佐田国務大臣　今お話がありましたように、北海道においては、道庁等が平成十六年、十七年、十八年に道内全市町村や道民等との道州制特区に関する意見交換会を開催し、その回数が四百回と

いうことでありますけれども、今後ともこの意見交換会は続けていきたい、かように思っておりますし、そのメンバー等について、中に役人さんが

おられたとか、そういうお話でありますけれども、いろんな方々を集めて、今後ともあらゆる意見交換会なり何らかの周知徹底を図っていきたい、こういうふうに思っています。

○河本委員長　午後一時から委員会を再開するのととし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

んか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
○河本委員長　御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官増田優一君及び総務省大臣官房審議官津曲俊英君の出席を求め、説明を聴取いたしました。と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○河本委員長　質疑を続行いたします。鈴木宗男君。

○鈴木(宗議員) 委員外議員の私に質問のチャンスを与えていただきまして、河本委員長初め内閣委員会の与野党の理事の皆さん、委員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

勉強不足といいますが、私自身、この法案にタッチしたわけでもなければ、また質疑に参加しておりませんので、もう既に議論をされている話

も出るかもしれませんが、また行きつ戻りつとい
いますか、そもそも論になるかもしれませんけれ
ども、ぜひともこれは、私も北海道に生まれ、育

ち、北海道に骨を埋める者でありますから、この道州制の意義だとか、あるいは道州制のあるべき姿等も、私自身また初心に返つて勉強もしたいななと思つておりますので、佐田大臣初め林副大臣、よろしく願ひしたいと思います。

道州制、これは北海道に關係しますので、最初に、この七日に北海道は佐呂間町で大変な竜巻の被害がありました。私も現場を見てきて、自然の猛威といいますか、エネルギーのすごさといいますか、改めて感じてきたところなんです。

その中で、役場の皆さんや関係諸団体の皆さん方が一生懸命やっております。特に、自治体初初め被災された方、地域の皆さんが、自衛隊の支援隊といえますか、いわゆる後片づけ等、よくやってくれたということで非常に感謝しております。

遠軽駐屯地というところの隊員の皆さん方がいわるゆる後方支援で行ったんですけれども、一カ月かかるものを三日、四日でやってくれたというぐらい

いの非常に高い評価がされておりますので、この点、やはりねぎらうべき点はねぎらう、評価するものは評価する、これが勇気だとか誇りだとか名譽につながるっていくわけでありますから、ぜひとも閣僚の一員として佐田大臣からも防衛庁長官に、現地では大変さういった評価というか感謝の

声があるということはまたお伝えをいただきたいものである。

同時に、これは事務方に聞きますけれども、今、一生懸命、災害の査定とか、あるいは何ができるか等、調査、精査してくれていると思いますけれども、内閣府は防災担当の所管もありますので、現在、具体的に、被災された方々あるいは地方自治体に対して何ができるか、あるいは何をしているか、どういう進捗状況であるか、お知らせ

せをいただきたいと思います。

○増田政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘ありました、今月七日、北海道佐呂間町

で発生した竜巻によりまして、死者九人、負傷者二十六人の大変な人的被害が出ており、住家につきましても全壊十棟などの被害が出ております。この災害に対しまして、直ちに警察、消防が連携いたしまして、まず救助活動等に当たりました。

それから、政府といたしましても関係省庁間で密接な連携を図りまして、災害救助法の適用、それから被災者生活再建支援法の適用などを行いました。

さらにまた、お話がありましたように、北海道知事からの災害派遣要請に基づきまして、自衛隊が被災者への毛布の貸与や倒壊家屋の撤去活動を数日間に行ったところでございます。

また、当日のうちに溝手防災担当大臣を団長とする政府調査団を現地に派遣するとともに、翌日には冬柴国土交通大臣も被災状況の調査を行ったところでございます。

現地は、本当に今、厳しい冬を間近に控えておりまして、特に被災者の住まいの確保など、速やかな復旧対策が求められておると思っております。

このため、まずは災害救助法に基づきます住宅の応急修理というものを直ちに実施しております。また、地元では直ちに被災者が入居可能な住宅として町営住宅など約四十戸の公的住宅を確保いたしまして、今、被災者の皆さんと御相談をされております。

さらに、本格的な再建に向けて、住宅金融公庫による災害復興住宅融資の適用も決定したところでございまして、特に住宅対策に重点を置いて今政府で取り組んでおります。

地元からいろいろな相談がございまして、十一月九日に、地元からのいろいろな相談をワンストップで受け付ける、政府と一体でやるということで、内閣府に北海道佐呂間町における竜巻災害に係る復旧相談室を設置いたしました。いろいろな相談を受け付けておりまして、今後とも地方公共団体とも連携をして、しっかりと被災者支援に

努めてまいりたいと考えております。

○鈴木(示)議員 被災者生活再建支援金の支給事業の申身は、これはすべて該当されるんですか。

例えば、年収五百万だと三百万が上限だとか、基準がありますね。これは全部、今の段階で、今、全壊十戸と言いましたけれども、当初はあれ、全壊四十七棟なんていう数字がありましたよね。あるいは、家屋の半壊が十一棟だとか、一部損壊が四十五棟だとか、この点、半壊の人あるいは全壊の人のそれなりのレベルに依拠しての策があると思うんですけれども、その点はどうなっていますか。

○増田政府参考人 お答えいたします。

被災者生活再建支援法の対象は住家でございまして、マスコミ等で、被災家屋が百棟近くという報道をされておりますが、かなり倉庫、事業所等の非住家も含まれておりまして、被災された家屋等につきまして、当初、目視、外側からの目視で調査をさせていただいておるんですが、現在、北海道が協力いたしまして、佐呂間町におきまして、改めて居住の実態でございまして、あるいは世帯の実態、それから今御指摘ありましたような、内部の損壊状況がどうかということ、今詳細な調査を現時点で行っているところでございまして、それを踏まえて適用の状況が決まるということでございまして。

○鈴木(示)議員 とにかく今、冬に差し加って環境が厳しくなるものですから、この点、安心をさせるのが一番です。

今、お聞きしますと、町の方も一生懸命やつて、町営住宅等も確保しているということですが、けれども、やはり自分のうちというのはまた格別な思いがあるわけですからね。この点、さらにしっかりとやっていただきたいと思います。

あわせて、これは佐田大臣、厚生労働省の絡みもありますね、災害救助法。きょうは道州制の法案の審議ですから、あえて呼んでおりませんけれども、厚生労働省の方にも災害救助法の関係がありますので、例えば、シートをかける経費なんか

は持つてくれることになっていくんですか。そういったことでなくても、あれもこし春には法律改正になったんですかね。従前までは五十三万ぐらいだったのが、今度は五十万に統一だとかあったんじゃないでしょうか。こころいもよく、横並びというか、連携しながらしっかりと対応をやっていたいただきたい、こんなふうに思っております。

あわせて北海道は、佐田大臣、北海道のみならず、十月初旬、七日、八日にかけて、例の台風以上の低気圧で災害を受けているところがたくさんあるんですね、これは全国規模で。そういった意味でも、北海道はダブルパンチを受けているところがたくさんありますね。

きょう私は、あえて総務省に來てもらっているのはその点なんですけれども、これは特別交付税なんかで速やかに措置してもらえないかな。これは来年になるんですか、この点、十分力をつけてもらえるように、今からお願ひしておきたいと思うんですが、その点、総務省の方の考えはどうですか。

○津曲政府参考人 今般の竜巻被害や低気圧被害により被災した北海道佐呂間町を初め各地方公共団体においては、応急対策や復旧対策などに財政負担が生じることが見込まれております。

総務省といたしましては、これら関係地方公共団体の実情を十分お聞きして、特別交付税を初めとする地方交付税や地方債による地方財政措置を講じまして、その財政運営に支障が生じることがないように適切に対処してまいりる所存であります。

○鈴木(示)議員 津曲官房審議官、なかなか立派なひげを蓄えておりますから、大変な迫力で、また、頭なんかちよっと私と似ているから、それなりの重きがあつて立派な答弁だと思ひますけれども、私がお願ひしているのは、通常の計算でいくとそれなりの数字しかもらえない、災害があつたんだから、ここは間違いなく特別に配慮します

よという行政の判断や政治の判断があつていいのではないかという意味で聞いているんですよ。そういった意味で、きちんと、特別交付税、地方交付税あるいは地方債の話が出ましたけれども、やはり、実際はお金を借りても返すことは大変ですから、真水で使える特別交付税なんというのが一番の今求めている希望、要望なんです。

それについて総務省としてはどうでしょうか対応するかということをお聞ひしているんですけれども、あなたのひげに比べたらちよっと切れ味が悪いような気がするものですから、もう一回しっかりとその点を担保してほしいな、こう思いますね。

○津曲政府参考人 お答えが不足しております。

このような災害が生じたときには、特別交付税の方で、特別に、普通交付税に加えた形で、こつちの方で財政措置を講じるということでございますので、その点は適切に対処してまいります。

○鈴木(示)議員 適切な意味を私はいい方に解釈していますので、どうか津曲さん、しっかりとってください。

今、総務省の財政局長も経験したり、担当しているのは瀧野さんですから、これは北海道の出身ですから北海道の現状をよく知っていますから、必ず瀧野さんに伝えて、よく相談をしてやっていただきたいな、こう思います。よろしゅうございますか。

○津曲政府参考人 はい。お伝えいたします。

○鈴木(示)議員 審議官、お伝えするんじゃないかと、あなたも幹部で、政府委員で来ているわけですから、自信を持って、上が何と言おうとも、私が裂帛の気合いでやりますという話を私は聞きたいんですからね。もう一回お願いします。

○津曲政府参考人 中身につきましては適切に対処いたしました。かつ、今お話がございました瀧野審議官の方にはきっちりお伝えいたします。

○鈴木(示)議員 津曲審議官も答弁になれたので、何となくいい顔になってきましたね。余裕を持って、その気持ちでぜひともやってください。

やはり現地の被災された関係自治体というのは深刻です、財政が大変なわけですからね。そういった意味でも、ぜひとも血の通った、心の通った行政を展開してほしいな、こんなふうに思っています。

さて、大臣、大臣は十日の日にこの内閣委員会で、道州制のタウンミーティングでは、やらせはないという答弁をされていますね。それは間違いないでしょうか。

○佐田国務大臣 その前の委員会で聞かれました、やらせはなかったというふうに発言をさせていただきます。

○鈴木(宗)議員 きょうも官房長官なんかは、ほかのタウンミーティング等については、やらせがあったということが出ていっているんですけども、これは道州制担当の事務方にお尋ねしますけれども、内閣府から北海道庁に、例えばあれば八月の稚内でのタウンミーティングですね、そのときに全く依頼はないのか、何かお願いはしているのか、その点、事務方で結構ですから、お答え、お知らせいただけますか。

○林副大臣 鈴木先生、まことに恐縮でございますが、タウンミーティングの方の関係の政府委員の登録がなかったようでございますので、便宜私からちよつとお答えをさせていただきます。と思います。

道州制タウンミーティングにつきまして発言内容を提供した事実はないか、こういうお尋ねでございます。これは事務方の方で内閣府に保存されている資料やタウンミーティング室の担当者及び開催地の関係機関の担当者の双方に対する聞き取り調査を行いまして、そういうことはなかったというふう聞いておるところでございます。

○鈴木(宗)議員 私のところに、これは七月五日、タウンミーティング担当室というのがありますが、そこ、「道州制」タウンミーティングイン 稚内というタイトルで「参加募集のための広報と参加者召集のお願いについて」というペーパーを道庁に送っているというふうになって

いるんですね。

参加者募集のための広報「ポスター、チラシ」を関係機関・団体等へ配布願います。

※それぞれの必要部数、郵送先(郵便番号、住所、所属、担当者、電話番号)をお知らせ下さい。

※参考までに、ポスターの具体的な配布先、貼る場所をご提示願います。

例えば、各区役所(掲示板)二十カ所、府庁舎一階掲示板だと細かく書いてありますね。

参加者の招集

招集参加者：「二百名」程度
テーマに興味・関心を持つ、あるいは関心を持つて頂きたい一般の方
テーマに関わる機関、団体、NPO等の方(公務員を除く)

内閣府のターゲット「若者、女性、学生」と書いてあって、通常のタウンミーティングの主な参加者は、四十歳以上の男性が中心であったから、若者、女性、学生を頼みますという話。

依頼発言者(三から四名程度)
依頼発言者による発言は、他の質問者の発言のきっかけや発言方法をリードする効果があり、タウンミーティングをテーマに沿って円滑に對話を進めることができるメリットがあり、事前に、三から四名程度、依頼発言者の登録をお願いしています。

依頼発言者の選定に当たっては、賛成・反対を問わず、對話のテーマの趣旨に沿った意見を持つ者と、可能な限り、予め、発言内容をヒアリングするなど把握願います。(氏名、性別、職業、年齢も含む)

また、可能な限り、「女性、若者、学生」を。発言の依頼に際しては、事前に発言内容を決めた「さくら」ではないため、その発言を強制はせず、「本テーマに有意義な発言であるため」、是非、手を挙げて、発言をして欲しい旨

などをお願いすることを前提とし、また、基本的に、予め座席を指定しない。

※発言候補者が手を挙げた場合に備えて、当日の発言候補者の着席位置を把握して、対応する予定です。

これはちよつと紙を渡します。よろしいですか、持っていますか。

ここまで懇切丁寧に書いて、担当室からこういう指導が行った場合、受けとめる側はあうんの呼吸でないでしょうか。「さくら」ではないため、なぜこういう表現が必要なのでしょう。しかも、発言者の登録もさせる、内容も前もって聞いておく。

私は、これは体裁よければ協力依頼であるけれども、こう見て考えれば、受けとめる側、北海道庁としては当然これは協力せよという意向だというふうな受けとめていますよ、ぜひとも、発言者を出しているわけですから、この紙が現存して、道庁に残っている。それを受けとめてやっ

これは、皆さん、どうでしょうか。私は、表現はきついかもしれませんが、きついかどうかというのは受けとめる側でありますから、これは、行政指導といえますか、上からの協力依頼ではあるけれども、それなりに、受けとめる方は重く受けとめるわけですよ。

この紙からしても、佐田大臣が、佐田大臣は事務方の正直な報告だと思つて、この委員会ですういうことではないと言つておりますけれども、現実、この紙は残つていて、七月五日に送っているんですから、いわゆるタウンミーティングの一月前ですよ。私は、これも一種のやらせだと考えますけれども、どうですか。

○林副大臣 今の委員がお示しになった紙、吉井先生から資料を求められて提出をさせていた資料の中に入つておるものでございまして、今御指摘のあつたように、正確を期して言いますと、発言内容をこういうことをお願いいたしますという提供はないということを大臣からも御答弁

いただいたとおりでございます。

私、実は、たまたま、道州制特区の担当の佐田大臣の下で副大臣ということ別に、タウンミーティングの担当の副大臣、これは官房長官の下になるわけでございます。そちらの担当ということで、実はこれから調査委員会を立ち上げまして、本格的な調査に入ることになったわけでございます。

今委員の御指摘になったように、こういう紙を配つて、こういうふうなやつておると、仮にこちらはそのつもりがなかったとしても、受けとめる方はどういふふうな受けとめるのか、また座席の指定がどういふふうになされているのか等々、きちつと調べて、やはりタウンミーティングというのは皆さんのためにやるわけでございますから、そういうことがどういふふうな受けとめられて、実情はどうであつたかということもきちつと調査をしていくべきではないかというのが私の考えでございますので、今御指摘のあつたところも含めて、なるべく早く、この教育、道州制以外に、これを含めて百七十三カ所、ずつとやつてきておりますので、全部を調査するというところでやっております。全部を調査するところでございます。

○鈴木(宗)議員 佐田大臣、大臣は事務方を信頼し、事務方の報告をそのままこの委員会で答弁されたと思うんですよ。

今、私とさらに林副大臣の答弁を聞きながら、佐田大臣はどういう見解でしょうか。

○佐田国務大臣 このタウンミーティングにつきましては、資料は出させていた、いたしているということをお聞きしておりますけれども、基本的に、こういう内容で言つてくれとか、そういうふうなことはなかったというふうには聞いております。

ただ、先生も御案内のとおり、こういうふうなタウンミーティング、私は内情を詳しくはわかりませんが、例えば説明会とかタウンミーティングでは、やはりそれについての方々に集まつていただく。そうすると、やはり本当にアトラダムな人たちが集まるかという非常に難し

い部分がありますから、ある程度集めるときには基準を設けて集まっていた。

また、今、私はちよつと鈴木先生のお話を聞いただけなんですけれども、有意義な発言をしてください。これは非常に意味深な言葉でありまして、今回の道州制について有意義な発言ということ、やはりそれなりの、反対意見も賛成意見もこれは有意義であつて、そういうふうな解釈せざるを得ないんだと。

ただ、今後の議論の過程の中においては、これは道州制だけではありませんけれども、やはりもつと広いいろいろな方に集まっていたいて自由に討論する。その自由に討論するとき、なかなか発言者がいないという現実もありますけれども、それはやはり司会の方に、本当になれた方にやっていただいて、新しいそういうタウンミーティングをやっていく方がいいんじゃないか、こういうふうな思つております。

○鈴木(宗)議員 大臣、(本テーマに有意義な発言であるため)、これは括弧なんです。いいですか。「可能な限り、予め、発言内容をヒアリングするなど把握願います。(氏名、性別、職業、年齢も含む)」ですよ。これは枠をはめているんじゃないんですか。

さらに、内閣府から道に対して、農政改革、その点からいえば酪農家あるいは団体職員、地方議員、観光業者という、できればこういう人にお願ひしたいというお願いもあつたんです。

だから、私は、大臣の認識と連絡をとつた事務方の認識は違ふと思ひますよ。この議論を聞いておつて、あるいはこのメモを見ておつて、委員の皆さん、どうですか。与野党を問わず、これは……(発言する者あり)ある種のやらせと言つても不思議でないと思ひますよ。

そこで、佐田大臣も林副大臣も勘違いしないでください。私は正直であれということをやつているんですよ。私自身、例えば、四年前、外務省から全くのいいかげんなリークなんかで迷惑しましたよ、そのリーク文書で、また共産党を初め各野

党は正しいかどうかからぬで質問しているわけですから。私は今裁判をやつていますけれども、そういったもので今裁判している点はないですよ。

だから、私はその経験を踏まえて物を言つていふんですよ。この神聖なる国会で、発言の重さとか、何が大事かということ、風聞とか、ただ誹謗中傷するだけではないじゃないんです。同時に、答弁者の答弁は重いわけですから、私は、ここは正直に、これはやはり、行き過ぎと言へるかどうかはこれまた判断がありますけれども、こういう指導をするだけでも公平でないという思ひがありますよ。

ただタウンミーティングがありますから協力してくださいというのなら、わかりますよ。しかし、ここまで個別に「依頼発言者による発言は、他の質問者の発言のきつかけや発言方法をリードする効果があり、タウンミーティングを円滑に進めたい」といつて前文を置いたり、「予め、発言内容をヒアリングするなど把握願います」ということは、また道庁と内閣府の事務方は、これはすり合わせするわけですから。

ですから、私は正直であれという話をしていふのであつて、私は、何も、佐田大臣が虚偽の答弁をしたなどとは思つていません。あなた自身の性格もよく知つていふし、あなた自身は、それは、真つすぐに生きていふ。真つすぐに生きて、逆に、もつと早く大臣になれるのが、今回遅きに失したぐらいの感じで、私はずつと激励してきた者として、考へておりますから。

この点、私は、大臣が委員会と言つた話と実態はちよつと違うんじゃないかという意味で、うん、あのときの段階ではそう言つたけれども、今こういう資料が出てきたところを顧みると、ちよつとしつかりとこの内部調査はしたいとか、あるいはいま一度精査したいというのは、これまた責任者としての答弁の話でないかと思ひますが、どうでしょう。

○佐田国務大臣 今鈴木先生言われたとおり、こ

れは私、今読ませていただきました、「発言の依頼に際しては、事前に発言内容を決めた「さくら」ではないため、その発言を強制はせず、「本テーマに有意義な発言であるため」、是非、手を挙げ、発言をして欲しい」旨などをお願いすること、前提とし、また、基本的には、予め座席を指定しない。」と書いてあるんですね。

先生、それとヒアリングの話、今ありましたよね。どういふ内容のヒアリングかはわかりませんが、けれども、私個人としては、これはやはり、そういうことは自然にやるべきことであつて、反対の意見、どんな意見でも、どんなことでも、議論でも、反対も賛成もあるのは自然ですから、私は、そういう意味では、これも最近新聞等に出ておりますけれども、今後とも、副大臣に専門で担当していただいておりますけれども、すべてもうそれはつまびらかにして、ガラス張りですべきで、こういうふうな申し上げておりますし、そして、まずその前に、今までのタウンミーティングの状況を全部調査するということ、今進めております。

○鈴木(宗)議員 この北海道の道州制のタウンミーティングについても、先ほど林副大臣から、もう一回きつとチェックをするという前向きな答弁をいただきましたけれども、佐田大臣から、これは林副大臣ときつと連携をとつて調査する、という考へがあるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○佐田国務大臣 それはもう、もちろん調査いたします。

○鈴木(宗)議員 たまたまこのタウンミーティングの帰、当時の竹中大臣と私たちは稚内から飛行機が一緒だったんですよ。そんなこともあつたもので、私ちよつと関心を持つておつて、竹中大臣も、担当大臣ではありましたが、北海道の景気は大変ですとか、北海道はちよつと東京とは違ひますなんて、大体格差社会を実感しましたというふうな意味の話をしてくれまして、大臣、あなた、私に言うんでなくて、そういうの

は閣僚の記者会見だとか何かで言つてくださいますよ、こつたものですか、なおそのときの印象が残つておつたものだから、今お尋ねしたいことであつた。

佐田大臣、今、道州制、これは長い法案名ですけど、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案となつていますけれども、これは簡単に何と言つていふんですか。この法案、通称……(発言する者あり)道州制特区法案。では、私もその略称というか簡単な方で言わせてもらひますね。

道州制特区法案で、大臣、北海道にとつて何のメリットがあつて、何の利点があるか。大臣は学生時代は北海道で過ごされた。北海道のよさを十分知つていふ私は思ふんです。また、北海道に對する、こうした方がいいんじゃないかという考へもあると思ひますね。

そういう意味で、何かしら道州制特区法案が北海道にとつてバラ色だという話だけが先行して、具体的なものはないですね。この法案が通つたら、北海道のグランドビジョンはこうなり、十年後はこうです、二十年後はこうですという、それなりの絵を描きつ、私はやはり国と道との一体性の中でなければいけないと思つていふんですよ。

どうもこの道州制特区法案というのは、ただやることに意味があるんだみたいな話で来ていますので、この点、大臣から、具体的に、この道州制特区法案が成立したならば、二十一世紀の北海道はこうなります、そういう明確な指針があつてこの法案審議であつて、また法案を進めていふのか、お尋ねしたいと思ひます。

○佐田国務大臣 要するに、基本的には、今、例えば、税財源として権限の移譲をして地方分権を進めていかなければいけないという大きな流れの中におきまして、もちろん私も北海道におつたときは大変道民の方々にもお世話になつた。したがつて、北海道に少しでも恩返しできれば、こ

今回の法案につきましては、今、基本方針として、いろいろな権限、税源、財源の移譲をして、そして北海道に自主性を持たせていただいて、これからいろいろな知恵を出していただく。知恵を出していただく中からやはり北海道のいいところを出していただくと、そしてまた、それをどんどん広げていって、要するに、こういう権限は北海道でやれるじゃないか、こういう財源は渡していただき、こういうことで、北海道のお知恵を拝借しながら、北海道は北海道の道民の皆さん方からの意見を聞きながら地方分権を進めていきたい、こういうことでございます。

○鈴木(宗)議員 大臣、今、権限を移譲して、財源が必要ならばこういう財源を下さいと言つてくれという話をしたけれども、本来は、では、国の持つてゐる権限を道に移管しますというならば、財源の裏打ちなくしてできませんね。道がくれと言ふんでなくて、国の方で示すべきじゃないですか。今、国の財政事情はこうです、これだけは担保しますから、これでやつてくださいますか、ではこれで何ができるんですかと持ちかけるのが私は本来の議論でないかと思ひますよ。今の大臣の話を聞くと、道の方で知恵を出してきなさいと言ふんですよ。私は逆でないかと思ひますが、どうでしょう。

○佐田国務大臣 先生の言われるように、財源等につきまして、それは国のものとがなければ、これはなかなか潤うことはできませんけれども、まず、そういう国の方でもなかなかない部分において、やはり道のいろいろなお知恵を拝借しながら地方分権を進め、そして無駄をなくしていく、それで行政の簡素化を図っていくということでございますので、ぜひそういうふうにご理解いただきたいと思ひます。

○鈴木(宗)議員 道州制と無駄というのはどういう関係でしょうか。今の答弁を聞きますと、何かしら無駄があったという言い方ですけれども、具体的に、では何が無駄かちよつと示してください。

○佐田国務大臣 無駄というんじやなくて、例えば、二重、三重行政であるとか、そういうことについてできるだけスリム化をしていくということでありませう。

例えば、北海道の場合でも、もちろんほかの県もそうですよ。ほかの県もそうですけれども、例え、道があつて、開発局があつて、基礎的自治体があつて、そういう中においてできる限りの工夫をして簡素化を図っていくということがあるわけでありまして、例えば、今年通つた行政改革推進法で五%以上の純減、人員も純減していくということ、そういうこともあるわけでありませうから、そういうことを通して、それは北海道だけじゃなくて、この法律案が、北海道だけじゃありませんから、北海道以外のところも、例えば、うちの群馬県のように、自分の県でやるものもありまして、それと一緒に国と一緒にやつてやる工事もあるわけでありませうから、そういうことをできるだけ簡略化していく、こういうことを進めよう、こういうことであります。

○鈴木(宗)議員 大臣、この道州制特区法案というんですか、これは群馬県も該当するんですか。今、大臣の答弁から聞くと、どこでも各都道府県該当するといふふうになっていきますけれども、法律にそうはなつていないと思ひますよ。

○佐田国務大臣 要するに、どこが無駄になつてゐるかというところで例えて申し上げたのであつて、ただ、申し上げたいのは、群馬県も、群馬県、栃木県、埼玉県だとか、例えばその辺が合併した場合は、これは対象になります。

○鈴木(宗)議員 大臣、今、二重行政、三重行政と言つた。何が二重行政で三重行政か教えてください。

○佐田国務大臣 ですから、同じ地域において、うちの方も、国、県、両方ともが入つてやつてゐる部分もあります。北海道もいろいろ、きょうは、けさ除雪の話が出ましたけれども、開発局であるとか道であるとか、また基礎的自治体であるとか、そういうところが事務所を置いてやつてい

るわけですよ。ですから、そういうものをできるだけ簡略化していくという方向で努力するということ、私は自然だと思ひます。

○鈴木(宗)議員 大臣、私が聞いているのは、簡略化はいいんです。二重行政、これが二重行政ですと、何をもちて二重行政か。よく、新聞を見たり、委員会の質疑で二重行政という言葉が出まされけれども、では、与党の委員の皆さん方でも野党の皆さん方でも、具体的にわかりますか、何が二重行政かというのを。だから、これは一本にしましよと、具体的に何を二重行政として指しているかということをお知らせくださいと言ふんですよ。

○佐田国務大臣 ですから、先生、例えば、同じ地域において、市町村がやつたり、また開発局、うちの方は国なんかの組織が出ていますけれども、そういうところをできるだけ簡略化していくということが、例えば権限、財源を道に移譲した場合、その道がまた基礎的自治体に権限、財源を移譲していく、こういう方向性をつくつたらどうかということでありませう。

○鈴木(宗)議員 大臣、かみ合わない話をしていますけれども、私は、今の大臣の答弁、無理があると思ひますよ。具体的に言つてくれればいいんですよ。

例えば、群馬県は道路は国道も県が管理をやつてゐます、北海道はそうなつていませんね、だから、その点、一本にするんですという説明ならばわかるけれども、少なくとも、北海道と沖縄は法律が違ふんですよ、だから補助率も違ふわけですから、特例があるから北海道や沖縄も生きてゐるわけですから。この点、説明不足だと思ひますよ。だから、道州制が道民に理解されるかといつたら、理解されていませんよ。

たまたま小泉総理が、北海道は道なんだから道州制をやれと言つて、それに北海道の知事が軽く乗つただけの話ですよ。はつきり言つて、乗る方がおかしい話だ。これまた北海道の実態がわからぬからですよ。北海道の置かれてゐる環境だとか

自然環境の厳しさとか、実態を知れば、簡単に受けられる話じゃないですよ。

そもそも、大臣、この道州制の議論、特例法案といふんですか、道州制特別区域の推進法案、これはどこから、いつ出てきた話ですか。

○佐田国務大臣 これは、鈴木先生が言われたように、最初、平成十五年八月の二十六日に小泉前総理と高橋知事が面談いたしました、その際、北海道における道州制に向けたモデル的な取り組みについて話題となつたことが道州制特区の一つの契機と認識しているところでありませうけれども、いずれにいたしましても、それが正式に決まつたのは、平成十五年十二月十九日の経済財政諮問会議におきまして、高橋知事の方からの説明があつたといふふうになっております。

○鈴木(宗)議員 そもそも、大臣、合併だとかあるいは地方への権限移譲なんというのは、議論としては地方制度審議会がスタートしたものでないんでしょか。そのことも踏まえないで総理が、私は、民主主義、特に法律なんというのは、一番大事なのは手続と中身だと思ひますよ。手続と中身の上において、これは思ひつきで取り組んだような話ですよ、提案した方も受けた方も。だから理解が進まないんですよ。だからグラントビジョンもないんじゃないんですよ。

そもそも道州制なんという話が出てきたのは、平成八年、橋本内閣のときからですよ。橋本内閣は、六つの構造改革と沖縄問題は我が橋本内閣の最重要課題です、これを二年半のとき、五回の国会がありました、二回の施政方針、三回の所信表明でこのフレーズは使つていますよ。そのときから道州制なんという言葉が出てきたんですよ。それで、地方制度審議会の議論なんかも、小泉総理が言つてから、地方制度審議会ですと平成十六年ぐらゐから乗つた話じゃないんですよ、流れからいって。

だから、私は、そもそもこの法案にはいかにどの哲学と理念があるかということ、これを推進して進めて、北海道が明確にこうよくなります、

北海道はバラ色の地域になりますという、いかほどのものが見えてくるかということを開いているんですよ。

それを推進する、進めるならば、ただ知恵を出せじゃなくて、丸投げする話じゃなくて、担当大臣として、私は北海道についてこう考えている、だからこの法案は必要なんだというのを見せてくださいということを言っているんですよ。

○佐田国務大臣 ですから、北海道につきまして、今回そういうことで知事さんの方から手も挙げられた。そしてまた、この法案につきましても、鈴木先生、ぜひ御理解いただきたいのは、最初は非常に基本方針少なくて、税源、財源、そして権限の移譲が少ないということでありまけれども、できる限り北海道の道民の皆さん方のお知恵を拝借しながら、よかれという方向で地方分権を行っていきたい。

先生言われるように、こういうふうにはバラ色なんだ、こう言われましても、これはあくまでも税財源、権限を移譲するということになれば、それなりの責任がまた出てくるわけでありまから、やはり本当にバラ色になるか、これは断言はできない、こう思っております。

○鈴木(宗)議員 大臣、それならば何も急ぐ法案じゃないですわね。推進法案にならないでしょう。

これは大臣、言葉の遊びは要りませんよ。必要だから閣法で今出しているんですよ。早く成立させてくださいとお願いしているんじゃないんですか。将来の裏づけがありませんね。担保がなく、では何でそれをやる必要があるんですか。こちら辺は言葉の遊びはいけない、こう私は思っていますよ。

それと、北海道が手を挙げたんじゃないんですよ。北海道にやれと言ったのはだれなんですか。大臣、それを小泉総理が言ったから、北海道は渋々受けたというのが紛れもない事実じゃないですか、これは。

○佐田国務大臣 私、小泉さんと北海道知事と

の会話を具体的に知っておるわけではありまけれども、少なくとも十二月には経済財政諮問会議の方で説明をして知事さんが提案をされたというところは、やはり北海道の方からの提案という要素もあるというふうな理解をしております。

○鈴木(宗)議員 ですから、大臣、そういう方向に持っていくためには、本委員会でも遠藤先生なんかも努力されて、自民党は自民党の中で努力されて進めていったんですよ。こういう方法がいいんじゃないか、あるいはこれは一つの北海道の将来にとつてのやり方としてあるんじゃないかという努力の中で持っていた話であつて、何も、北海道がやらせてください、大臣がよく言う、北海道が知恵を出すと言っけれども、北海道の知恵で手を挙げてきた話じゃないんですよ。

小泉総理が、うん、北海道はもう既に道だ、これは簡単だ、一つの行政体がもうできているから、では試しにやってみようというのがそもそのスタートなんですよ。だから、私は、哲学や理念が足りないというのはそこを言っているんですよ。同時に、そういったスタートだから将来のグランドビジョンも描けないというような話ですよ。

では、大臣、総理はこう言いました。北海道開発局が六千五百人、外務省は五千人だということですよ。何で北海道開発局に六千五百人、外務省に五千人、どう理解しますか。

群馬県庁は何人いますか。群馬県庁の数を言つて、何で群馬県庁が五千人、東京都庁は一万七千人、外務省は五千人、北海道開発局が六千五百人、外務省は五千人、こういう乱暴な比較を進めてきた話でいいかということも言っているんですよ。

大臣、北海道は二％の面積を擁しているんですよ。そこに北海道開発局が六千五百人いる。残り七八％、本州ですよ、四国、九州。では、ここに農、林、水、いわゆる農政局と、地方整備局、国土交通省関係ですね、この数は何人おります

か。これを比較したら、北海道開発局がいかに効率よくやっているかというのがわかりますよ。事務方はそれを把握していますか。

○佐田国務大臣 先生、北海道の方が開発局が六千五百人で、普通の本州の方は整備局であるとかそういう出先機関もあるわけでありまけれども、それに比べたら別にそんな特別多いというわけじゃないじゃないかという御質問だとは思いますが、別に北海道だけを集中的にそうするということではなくて、今回の法案につきましては、三県が一緒になった場合には特定広域団体として認めることになっておりますから、日本全国すべてが一応適用範囲になっているということには御理解いただきたいと思うんですよ。

○鈴木(宗)議員 大臣、私が言っているのはそういう話じゃないんですよ。そもそも議論のスタートがそういう乱暴なところでスタートしてきたということも言っているんですよ。

たしか、地方整備局が二万二、三千人いるんじゃないですか。そして、農政局は一万六千から七千人いるでしょう。たしか三万九千ぐらいいるはずですよ。では、いいですか、北海道の六千五百人と本州の三万九千なら、比率にしたら一・五倍ぐらいあるはずですよ。本州の方が数が多いですよ。それを何で、北海道をいじめるような、差別するような判断によつてスタートしたかということも私は言っているんですよ。

北海道開発局が六千五百人、これは、小泉さんの有名な話ですよ、外務省は五千人しかいない、何で六千五百人も要るのかという話。これは非常に失礼な話ですよ。

どうか皆さん、その点、たしか、地方整備局と農政局は北海道開発局が一つでやっているんですよ。三万九千いるはずですよ、両方合わせて。ですから、率から言えば、本州の方の人員が一・五倍多いということですよ。わかりますね。面積二・二％なんです。約四分の一弱、四分の三が本州として見てください、本州、九州、四国。そして、三万九千人おつて、北海道が六千五百人

といったら、北海道が少ない数の中で一生懸命頑張っていることじゃないですか、しかも、厳しい自然環境の中で。

こういったことを評価して、権限の移譲とか財源の担保なんかもあわせてやっていくのが筋じゃないかと私は言っているんですよ。

時間がありませんから、私言いますけれども、例えば、開発道路を移します、二級河川を移しますということ、一部、道に権限を移譲したとしました。そこでも人の数を六十人ぐらい道に受けもらうという話ですね。

しかし、今の六千五百人と三万九千人を比較しても、北海道開発局は四年間で一六％、千人以上切ることになっていますね、定員削減。しかも、それは純減で一六％ですよ、大臣。ほかの本州は新規採用あり、定年も入れてたしか五％か六％でしよう、定員削減。五％ですよ。(佐田国務大臣「五・七」と呼ぶ)五・七、だから六％か。六％なのに北海道開発局は一六％ですよ。

私は、例えば、事務屋さんなんかは、パソコンとか電話とかが便利になってきたから、仕事の役割も少ないからカットしてもいいと思う。しかし、北海道なんかは、今回の竜巻とか水害とか、特に地震の多いところですよ。技術屋の専門家なんというのは切れる数がないぐらい一生懸命働いていますよ。そういった実態をよく考えて、私は、この道州制推進法案というものを議論してほしいし、また、もっと精査をしていただきたい。

例えば、これは本州の皆さん方はちよつとわからぬと思いますが、除雪なんかでも、雪の降る量によつて北海道の除雪と国の除雪、違うんですよ。国は、五センチ雪が降ればこは除雪態勢なんです。北海道は残念ながら、体力的に、能力的に十センチ雪が降らないと動かないんですよ。では、急病が出たとき、十センチ雪が積もったとき救急車が走れるかといったら、走れませんか。

だから、簡単に道路を移せ、この法案のときで

も、自民党で遠藤さん方の議論の中で、三けた国道を移せんという話があったんですよ。ありましたね、三けた国道を北海道に移管せよという。三けた国道というのは、北海道は四分の三ですよ。いかに実態を知らない無駄な議論をしているかということですよ。命にかかわるんですよ。

そういった現実を知らないでこの推進法案の議論をしたって、私は意味がない。ぜひともこら辺、佐田大臣も林副大臣も、まだまだこれは将来がある人ですから、しっかりと北海道に対して認識を持ってもらいたいな、こう思いますね。

それと、大臣、これ、群馬県も、埼玉あるいは隣の県を集めれば、三県集まればできる、それはそれでそういう仕組みだからいいですね。しかし、もし北海道が、例えばこういうことをやりたい、新しいことをしたいといった場合、また法律が必要ですね。そういう場合の手続はどうなりますか。

○佐田国務大臣 例えば、それは基本方針の変更だと思えますけれども、要するに、北海道の方からいろいろ御希望をいただいて、それを本部の方で検討いたしまして、閣議決定をし、もしも閣議決定が済んだときには、速やかに各省庁の法令改正を行いたい、こう思っています。

○鈴木(宗)議員 大臣、私は、閣議決定だけでなく、これはやはり国会が絡む、これも大事でないでしょうか。これも十分な、私は、ベストかベターかと言われたら、この推進法案というのはまだベターの段階でないでしょうか、手探りの部分もあると思えますよ。

そういった意味では、変更申請なんかが出た場合、すぐ閣議決定できるかどうか。この点、私は、国会の関与というものが大事だ。そういった意味では、こういった法案に附帯決議がつけられるのかどうかは別に、何かしら国会の関与が必要だと思えますけれども、どうでしょう。

○佐田国務大臣 特定広域団体からの提案を受けて、政府といたしまして、繰り返しになって恐縮ですけれども、具体的な事務事業の移譲等につい

ての方針を閣議決定した上で、法律改正が必要な場合には、国会の御審議を経て法律改正を行うこととしております。したがって、当然ながら、国会でもそれは御審議をいただいでいく、こういうことでございします。

○鈴木(宗)議員 私が言っているのは、変更提案ですよ。法律を変える前、こういうことをしたいと挙げておいたのを変わる場合、変更提案なんかがあった場合、そのとき、法律改正をするんじゃないかと、逆に国会での担保、例えば、速やかに動かすために、この委員会での法案の附帯決議につけておくとか、それはできないか、やった方がいいんじゃないんですかということをお私に言っている話なんです。

○佐田国務大臣 それは、要するに、基本方針の変更を国会で議論しろということですか。(鈴木(宗)議員「はい」と呼ぶ)それは、一応、このスキームの中では、本部で検討をして、閣議決定するんですけれども、あくまでもそれは、当然のことながら、具体的には、御議論をいただくときに国会の方にもその議論をお願いするということがありますから、御理解いただきたいと思えます。

○鈴木(宗)議員 佐田大臣も林副大臣もお世話になった人ですから、なかなか強く言えなくて、ちよっと私もどこかしらところがあるんですけど、でも、ぜひとも、これは、大臣、林副大臣、北海道に対して、こうしたい、国と地方の役割分担もある、同時に、そこはまた綿密にすり合わせもしていかねばいけない。

北海道なんかは、来年がまた新しい十カ年計画の閣議決定の年ですよ。本来、こういったものも踏まえて道州制推進法案は議論すべきですよ。国は国でこうやります、道は道で知恵を出しなさいといったって通る話じゃないですよ。

そんなに今、日本は、国も地方も財政的にも余裕がないんですから、一体でなければいけませんよ。来年の六月にはまた新たな十カ年の閣議決定を見なければいけません。この道州制推進法案も、やはり国の役割、道の役割、例えば、道が何

に要望しても、いや、国は受け付けられませんか切られたらそれで終わりですから、そういった懸念もある法案でありますから、この点、ぜひとも国と道の一体感というものをお願いしたいと思えます。

○佐田国務大臣 鈴木先生の言われるとおりで、繰り返しになりますが、私も本心に、よくならないじゃないかとと言われると困っちゃうんですけれども、道民の人にはお世話になりましたから少しでも御恩返ししたい、こういうように思っておりますので、今後とも、それは先生の言われるように、道の方の、道民の皆さん方の意見はできるだけお聞きして、そして、こちらの本部にきたら、けるんじゃないかと、優先的にこれは閣議決定をしていきたい、こういうふうに思っています。

○鈴木(宗)議員 いろいろありますがどうございしました。最後に大臣、やはり権限を移譲する、今回の場合は二級河川とか開発道路は交付金という仕組みになっていきますけれども、私はいつまでもこれでもつかないという心配をしていますよ、率直な話。この点、権限は移譲する、財源の裏打ちは必要だ、その必要なものについてはきちっと国としても配慮するという考えが大事でないか、私はこう思いますね。

それと、北海道はこうしたい、上げる、国はできまじえんとなった場合、はい、北海道さん勝手にしなさいという、短絡的に言えばそういうところも出てくると思えますよ。これも困りますね。そういった意味では、やはりきちっとした精査はする、同時に、必要なものは国がちゃんと担保しますという財源といわゆる施策の展開について、私は、国の果たすべき役割はちゃんとやるというところだけ、きちんと大臣の決意として最後にお尋ねしたいと思えます。

○佐田国務大臣 先生の御心配もごもっともだと思います。まず第一に、財源の問題ですけれども、これか

ら、先ほど申し上げておまして私も本当に思うんだけれども、地方も国も財源が厳しいんだ、これも当然だと思えます。それともう一つは、要するに交付金にしたから財源が減ったなんというこのないようになりつかりとその辺は監視をしていきたい、こういうふうにも思っております。

またもう一点は、よほどのことではない限りは、それはやはり優先的に、いろいろな提案が出たら、それをつかりと北海道の意見として閣議決定するように努力をしていきたいと思っております。

○鈴木(宗)議員 財源は切らないという担保をいただきましたから、少しは北海道は安心すると思えますけれども、これはきちっと歴代踏襲するよう、佐田大臣のときはそう言ったけれども、次は違うなんて言われたら困りますからね。今そういうのがはやっていきますからね。人生いろいろだなんていつてそれで逃げ切られることもありまじからね。どうかきちっと担保をしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○河本委員長 次に、佐々木隆博君。(発言する者あり)
速記をとめてください。
〔速記中止〕

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕
〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕
〔委員長退席、平井委員長代理着席〕
〔平井委員長代理退席、委員長着席〕
〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕
〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕
○河本委員長 速記を起してください。

ただいま、民主党・無所属クラブ及び日本共産党所属委員の御出席が得られません。理事をして御出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。
速記をとめてください。
〔速記中止〕

○河本委員長 速記を起してください。

理事をして御出席を要請いたしましたが、民主党・無所属クラブ及び日本共産党所属委員の御出席が得られません。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

平成十八年十二月四日印刷

平成十八年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B

衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号 (その二)

(本号(その一)参照)
派遣委員の北海道における意見聴取に
関する記録

一、期日

平成十八年十一月十三日(月)

二、場所

ホテルニューオータニ札幌

三、意見を聴取した問題

道州制特別区域における広域行政の推進に
関する法律案(第百六十四回国会、内閣提
出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 河本 三郎君

石崎 岳君

後藤田正純君

松浪 健太君

市村浩一郎君

佐々木隆博君

吉井 英勝君

(2) 現地参加議員

松本 謙公君

(3) 意見陳述者

北海道知事

旭川大学大学院客員教授

北海道奈井江町長

前北海道芽室町長

その他の出席者

内閣府「道州制特区」推進
担当室長

木村 勉君

戸井田とる君

泉 健太君

逢坂 誠二君

田端 正広君

高橋はるみ君

川村 喜芳君

北 良治君

常山 誠君

山崎 史郎君

私がこの会議の座長を務めますので、よろしく
お願い申し上げます。

議事に入るに先立ちまして、派遣委員団を代表
して一言申し上げます。

このたびの北海道佐呂間町における竜巻の被害
によりお亡くなりになられた方々とその御遺族に
対しまして、深く哀悼の意を表します。

また、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上
げます。

これより、お亡くなりになられた方々の御冥福
をお祈りし、黙禱をさせていただきます。

全員御起立をお願いいたします。――黙禱。

(総員起立、黙禱)

○河本座長 黙禱を終わります。御着席願いま
す。

これより議事に入ります。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきましては、道州制特別区域にお
ける広域行政の推進に関する法律案の審査を行っ
ているところでございます。

当委員会といたしましては、本案の審査に当た
り、国民各界各層の皆様方から御意見を承るた
め、御当地におきましてこのような会議を開催す
ることとなりました。

御意見をお述べいただく皆様方におかれまして
は、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、
まことにありがとうございます。どうか忌憚のな
い御意見をお述べいただきますようお願いいたし
ます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして
御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議
事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩
序の保持等は、座長であります私が行うこととい
たします。発言される方は、その都度座長の許可

を得て発言していただきますようお願いいたしま
す。

なお、この会議におきましては、御意見をお述
べいただく皆様方から委員に対しての質疑はでき
ないことになっておりますので、あらかじめ御承
知をお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方からそれぞれ十分
程度御意見をお述べいただき、その後、委員から
の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のままです。

それでは、まず派遣委員を御紹介いたします。

自由民主党の木村勉君、後藤田正純君、戸井田
とる君、石崎岳君、松浪健太君、民主党・無所
属クラブの泉健太君、市村浩一郎君、逢坂誠二
君、佐々木隆博君、公明党の田端正広君、日本共
産党の吉井英勝君、以上でございます。

また、現地参加議員として、松本謙公君が出席
をされております。

次に、各界を代表して御意見をお述べいただく
方々を御紹介いたします。

北海道知事高橋はるみ君、旭川大学大学院客員
教授川村喜芳君、北海道奈井江町長北良治君、前
北海道芽室町長常山誠君、以上四名の方々がござ
います。

それでは、高橋はるみ君から御意見をお述べい
ただきたいと存じます。

○高橋はるみ君 北海道知事の高橋でございます。

冒頭に御礼を申し上げます。

ただいま委員長の方から、先週、北海道におい
て起きました竜巻被害に対しまして、大変に温か
いお言葉をちょうだいすると同時に、黙禱をして
いただくようにお声をおかけいただきましたこと

と、心から御礼を申し上げます。

また、政府におかれましては、竜巻のございま
したその当日に防災担当大臣にお入りいただきま
して、また翌日には国土交通大臣もお入りいただ
いた後に、災害救助法の適用を初めとして大変迅
速な対応をしていただきましたこと、心から御礼
を申し上げます。

さて、それでは私の意見を述べさせていただきます。

本日は、道州制特区推進法案に関しまして、北
海道知事としての意見、考え方を聴取していただ
けるということでございまして、大変ありがた
く、光栄に存じている次第でございます。

道州制特区推進法案につきましては、私ども北
海道が、地方分権改革を進める一つの先駆的な仕
組みとして、その制定を強く望んだものでありま
す。そのことを踏まえて、将来の道州制導入の検
討に資する取り組みとして法制化作業が進められ
、今まさに御審議いただいているものと認識を
いたしております。御尽力された方々には大変感
謝をいたしております。

初めに、これまでの私ども北海道の道州制に対
する取り組みについてお話を申し上げます。

北海道におきましては、既に前知事の時代、平
成十二年から有識者会議を設置して、将来、道州
制になった場合の考え方を整理、検討してきた経
緯がございます。特に、北海道は、他府県との
合併というプロセスなしに道州制に移行できる
状況にあるというふうに認識をいたしております。
こういって検討の経緯が昔からあるところで
ございます。

こうしたことから、これまで、平成十六年の
四月と八月、二回に分けて国に対して道州制特区
に関する提案を行い、さまざまな議論を行ってき
たわけであります。

このたび、道州制特区推進法案が今国会で成立すれば、道州制特区を進めていく制度的な裏づけ、法的枠組みができることにより、地方分権をさらに前進させるステップになるものと考えているところでございます。

次に、道州制特区推進法案に対しての私の考えをお話し申し上げたいと思います。

まず第一に、法の目的についてであります。

第一条において地方分権の推進を鮮明にしていることは、道州制特区の議論を方向づける上で大きな意義があるものと考えております。

次に、その仕組みについてであります。

法案の第六条では、地方側から内閣総理大臣に対し、閣議決定された道州制特区基本方針について変更提案ができること、あわせて、その提案に対し遅滞なく対応することを政府に義務づけていることなど、国と地方との関係において画期的なものとなっているのではないかな、このように考えているところでございます。

さらに、道州制特区推進本部という国としての意思決定にかかわる場に参加をし、同じテーブルに着いて議論することができると、また、国から道への権限移譲に伴う財源として、これまで国が要していた経費を補助金ではなく交付金で交付するとされていることなど、地方の自主性、裁量性に配慮した、これも画期的な制度設計がなされているのではないかと考えているところであります。

このように、本法案は、地方からの提案に基づき国からの権限、財源の移譲を先行的に実施するなど、地方分権の一層の推進を図る上で大きな意義を持つものであると認識をいたしております。北海道議会においても二度にわたって法案制定の意見書が採択されておりますほか、全国知事会においても法律の早期成立を求めているところでございます。知事会では他県の知事さん方から、地方分権の入り口に立っている、あるいは、北海道に頑張ってもらって我々も応援すると言っているところであります。

さて、話はかわるわけですが、道といったしましては、道州制及び道州制特区については、道民の皆様方や市町村の皆様方の御理解をいただきながら進めていくことが何よりも重要であると考えてきたところであり、今もそのように考えているところであります。

道州制のもとの北海道の姿や自治のあり方などについて、これまでに、四百回を超える各界各層の皆様方との意見交換を積み重ねてきたところであります。特に、道州制特区推進法案につきましては、圏域単位で開催をしております地域意見交換会では、多くの道民の方々の御参加をいただき、直接対話をいたしますほか、市町村長や関係団体などへの説明や意見交換を行うなどして、道州制特区及びこの法案の意義などについてより一層御理解をいただけるよう、これまで努めてまいりましたし、これからもその努力を続けていく所存であります。

こうした中で、道民の各界各層からもさまざまな意見、検討の動きが出ているところでございまして、例えば道経連、北海道経済連合会、また青年会議所、観光連盟など、多くの団体も独自に道州制についての検討をされ、多くの御提言もいただいているところでございます。

そして、私も道民各界各層の意見交換を続けている中で、八項目の移譲内容では不十分であるとか、財源が担保されるのかどうか心配などという発言の一方で、先日、ある町長さんからお話があったのでございますが、当初は、権限移譲される項目が非常に小粒なので、こんな内容であるなら意味がないと思っていたが、最近は考え方が少し変わった、一気に権限移譲を進めようとして無理があるので、段階的に進めることが重要だ、そういうことで、最近では賛成論者になつていくというお話もいただいたところでございまして、

次に、法案が成立した場合の北海道の取り組みということでお話をさせていただきます。

道といったしましては、新たな権限移譲などの提案は、道民の皆様方や市町村、議会、経済団体など、幅広く各界各層からの御提言や御意見をいただく、また、いただいた御提言についてオープンに議論をし、その上で国への提案を取りまとめていく、そして関係市町村の意見を伺っていく、こういったことが重要であると考えており、こうした仕組みを位置づける条例の制定について検討を進めているところでございます。

法律が成立した後の新たな提案につきまして、私といたしましては、本道経済の活性化や道民生活の向上を目指した提案を広く募集させていただきます。道民参加のもとに提案を取りまとめ、国からの権限移譲等を積み重ねていくことで道民の皆様方にその意義を実感していただきたいと考えているところであります。

例えば、今北海道では、本道の特性や資源を最大限生かして経済の活性化につなげるため、食や観光といった本道経済をリードする分野で、世界に通用する北海道ブランドの創出に向けた取り組みを展開しているところでございます。

観光の分野におきましては、個性ある新たな観光資源を掘り起こし、付加価値をつけて北海道ブランドとして磨き上げていくことが重要だと思っております。また、食の分野において、食の安全、安心の確保を基本としながら、食育の総合的な推進など、全国の消費者の方々が北海道の食を愛し、応援となつていただくための取り組みを進めているところであります。

そして、これらの取り組みは、従来の分野割り、縦割りの政策ではなく、観光、交通分野、あるいは食の安全、安心の分野に加え、例えば農業、環境などといったさまざまな分野の施策を広域的自治体が一体的に実施することで初めて最大の効果を発揮することができると確信をいたしております。

今回の法案は、このような北海道という広域自治体が独自の施策を総合的に展開する際に、国からの権限移譲などを活用できるといった点で、

んじがための規制を打破して施策を展開していくための新たな武器、ツールになるものと考えているところであります。

私といたしましては、こういった観点から道民の皆様方と幅広く意見交換、議論をして、北海道としての新たな提案を取りまとめてまいりたいと考えております。

最後になりますが、私といたしましては、この法案の意義は、国からの権限移譲などを北海道が提案し、国と同じテーブルで議論し、実現していくという、地方側が参画して分権を進めていく新たな法的枠組みができることにあると考えており、まずはこの法案の早期成立を強く要望するところであります。

そして、成立後は、新たな提案型の仕組みを十二分に活用して、道民の方々の参加のもとに、北海道が元気になる提案を行ってまいりたいと思っております。

以上、私の意見をお話しさせていただきました。ありがとうございます。(拍手)

○河本座長 ありがとうございます。

次に、川村喜芳君にお願いいたします。

○川村喜芳君 旭川大学の川村でございます。本日の公聴会、意見陳述の機会を与えていただきましてことをまず感謝申し上げます。

それから、今回のこの道州制特区法案の作成に当たりまして、恐らく非常に厳しい状況であったと思っておりますけれども、そういう状況の中でここまでおまとめになった内閣府の皆様、そして高橋知事の御努力にまずもって敬意を表したいと思います。

ただ、残念ながら、私としては何点かいろいろと不満のあるところもございまして、そういった点について、お手元に陳述要旨をお配りしてございますけれども、これに沿いまして三点ほど私の意見を申し上げます。

私は、道州制の意義、私なりの理解では二つあ

ると思つておりまして、一つは、やはり問題は国の地方支分部局のあり方であると思つております。

長期的に言えば、これを廃止することによつて、いわば二年置きに霞が関の官僚が辞令一枚持つて北海道にやつてくる、そういう官僚による北海道の官治行政を、道民が自分の手で選んだ知事のもとに執行し、道民の代表である議会の統制のもとに執行する、まさに官治行政から自治行政に転換することが大きな意味であろうと思つております。

もう一つは、国の地方支分部局と都道府県との間の二重行政、三重行政、その無駄を廃止して、行政改革を徹底することであろうと考えております。

特に、北海道の場合、道外と違ひまして、一道一身体制でございまして、産業政策、雇用政策、観光行政、総合交通政策等々、いろいろな分野で国の地方支分部局と道庁との二重行政が顕著に目立っております。北海道開発局の場合には、もともと国の直轄公共事業を所管する官庁ということとで設立された官庁でありますので、その限りにおいては道との二重行政はないのでありますけれども、ここ十年ほど、いわゆるソフト事業ということで、産業行政とか新技術の開発支援であるとか観光でありますとか、いろいろ幅広い行政分野に進出をしていくという中で、まさに今日、道庁のほか経済産業局、運輸局、開発局、労働局と、いろいろな役所にある二重、三重の行政の無駄が見られるようになっております。

道の提案を見ますと、もう何年か前の提案でありますけれども、こういった機能統合すべき地方支分部局としてたしか十一の部局を上げておりました。これをまず北海道総合行政庁として十一の部局を統合する、その上で道庁と統合するんだという、いわゆる二段階方式の提案をしております。しかも、これを十年、二十年という長いスパンの間でなし遂げよう、こういう提案でありますけれども、私の考えとしては、ちよつとこれは回

り道し過ぎるのではないか、時間のかけ過ぎではないのか。もつと道民の目にはつきり見える形で、スピードアップすべきではないのかというのが私の考えであります。

法案を見ますと、十条で「法令の特例措置の適用」というところがあつて、ここでもいろいろと法律の特例措置をとることができるといふものがございまして、例えば、国土交通省設置法三十三条というのがあります。ここに北海道開発局の所掌事務が決めてられております。その中に、いろいろありますけれども、例えば、北海道の区域における開発に関する総合的な政策の企画立案、推進に関するところというのがあつて、これは、場合によつては、運用次第によつては第二の北海道庁がそこにでき上がるということにもなりかねないと思つております。

私としては、この特区法案の第十条以下の法令の特例措置、これによりまして、国土交通省設置法の特例として、こういった今申し上げたような規定は設置法から削除をするということも可能ではないのか、検討すべきではないのかと思つております。

それから、経済産業局でありますけれども、これも、経済産業省の設置法によりまして非常にたくさん事務事業がありますが、一例を挙げると、産業立地、産業公害、消費者行政、中小企業振興、エネルギー政策、ガス、火薬類の取り締まり等々、これは御承知のとおり、いずれの都道府県もそうでありますし、道庁、道庁経済部において現在執行している事業、完全にそこそこは重複する分野でございまして、

これについても、こういった重複部分は解消するという趣旨のことを、経済産業省設置法の改正という形で、今回の特区法の十条以下の規定によつて、その特例を設けるということも検討すべきではなからうかと思つております。

今回の第十条以下の法令の特例措置、六項目ほどありますけれども、いずれも小粒である。一体これが道州制の全国の先行モデルなんだろうかと

いう不満の声があちこちから聞こえてまいります。やはり、これこそ道州制なんだという、はっきり目に見える成果、目に見える形の改革をすべきであらうというのが私の意見でございます。

それから、三点目が道州制特別区域推進本部の構成についてでございますけれども、推進本部につきましましては、基本方針の作成でありますとか、特定広域団体からの提案を審議するといったような非常に重要な役割を担つておるわけでありますけれども、この特区法案の第二十五条を見ますと、本部員は、「すべての国務大臣をもつて充てる。」となつております。

しかし、国務大臣はそれぞれの所管する省庁を代表する立場の者でございます。それぞれの省庁の利益を代表する大臣全員にその調整を任せただけでは、仮に特定広域団体から大胆な提案が出たとしても、恐らく、それぞれの省庁の既得権益、権限を守ろうとする官僚の抵抗によつて、提案が骨抜きにされてしまふということも十分考えられる、予想されることでございます。

昨年の三位一体改革は非常に成功いたしました。官僚が何十年にわたつて絶対に手放そうとしなかつた補助金、四兆円の補助金の廃止が実現いたしました。それで、三兆円の税源移譲という改革の成果が出たわけでありますけれども、これは成功した理由は、関係大臣に任せないで、利害関係のある関係大臣を全員外して、総理をトップにして、完全に第三者で固めた。総務大臣とか財務大臣とか、いわゆる民間議員という方とか、学者、研究者とか、そういう方々だけで経済財政諮問会議を固めて、利害関係大臣の一切入らない第三者だけによる経済財政諮問会議に事実上の決定権を与えたということが、戦後何十年も達成し得なかつた補助金の削減という成果を勝ち取つた大きな理由ではなかつたかと思ひます。

私は、官僚の代弁者である各省大臣の協議に任せたのでは、省庁の権限をはぎ取つて、これを道州政府に移譲する、こういう大改革は到底期待できないと思ひますので、推進本部のメンバーから

直接の利害関係者である各省大臣は一切外して、総理を議長とし、官房長官、道州制担当大臣、総務大臣、あとは第三者としての学者、民間議員、それと参与として参加される高橋知事、こういったメンバーだけで、十名程度のメンバーをもつて推進本部を構成する、こういう形にすべきではなからうかと考える次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○河本座長 ありがとうございます。

次に、北良治君にお願いいたします。

○北良治君 御紹介賜りました奈井江町長の北でございます。

本日は、道州制特区推進法案の審査におきまして、公述人として意見を述べる機会をいただきまして、ことを感謝申し上げます。

私も奈井江町は、北海道の米どころ石狩平野の、ちょうど札幌と旭川の中間に位置いたし、人口が七千人弱であります。道内の多くの自治体と同様に、近年、人口の減少や高齢化が進んでおりますが、行政サービスの効率化と質を高めるため、平成十年に、介護保険、国民健康保険、老人保健等を含めながら、近隣一市四町と空知中部広域連合を立ち上げ、現在、共同で進めているところでございます。

また、広域連合以外にも、隣の町、二万人ぐらゐの人口になりますが、砂川市の中核病院、北海道は医師不足、医療問題、大変深刻な問題でございまして、病院同士、病病連携をとらせていただき、多様な自治体間連携の強化を進めているところでございます。

一方、市町村合併につきましては、旧法下においては結果として合併には至りませんでした。現在、新法下における道の合併推進構想に基づきながら、新たな組み合わせにより研究会を設置いたしまして、鋭意議論を交わしているところでございます。

住民とのかかわりにおきましては、地方分権が進められる中、町民とともに意識改革に取り組みべく、平成十七年には奈井江町まちづくり自治基

本条例を制定いたしました。情報の共有、住民参加を追求いたしまして、住民自治の強化に主眼を置いて町づくりを進めているところでございます。

本日は、こうした町の現状を踏まえて意見を述べさせていただきますが、まずは、道州制特区推進法案と並行して昨年六月、北海道庁は道州制推進道民会議を設置いたしました。私もその一員に加えていただきまして、議論に参加してまいっておりますのでございます。この中で私が一貫して主張していることを申し上げます。

この道州制については、地方分権の観点から、いわゆる住民参加を基本としつつ、どう行政サービスを高めていくか、どう自治を高めていくのか、そこに視点を置くべきであるということであり、そこに可能な限り、住民の最も近いところに権限、財源を置きながら、自主的、自覚的地域自治をつくるのが国の発展にもつながるという観点から道州制、そして道州制特区を検討すべきと考えておりまして、国の財政再建のいわゆるツールとして使われては困るということを上記しておきたいと思っております。

道内における分権といたしまして、この道州制の議論と並行して道庁では、二千項目にわたる事務事業、権限をリストアップいたしまして、その移譲について道内市町村との協議を進めております。奈井江町においても、農地法に基づく事務など、これまで十の事務、三項目の移譲を受けまして、来年四月以降、十数項目の事務事業を受ける予定になっております。

また、当町に事務局を置く空知中部広域連合においても、指定居宅介護支援事業者にかかわる事務などの移譲を受けておりまして、これまで道内分権を協議した中で非常に重要と考えることの一つは、役所の机上の許認可に関する権限だけでなく、住民に見えるもの、住民が実感できるものが必要だということでありまして、

そこで、当町では、近隣自治体との連携によりまして、道道の維持管理について道庁に申し入れ

を行いました。

北海道においても、冬場の除排雪を含めた国道、道道、町道の維持管理は、道路法に基づきましてそれぞれ別々に実施しているのが現状であります。奈井江町は、明治の開拓におきまして道路は基盤の目に整備がなされました。これと同時に、国道と道道、町道が相互に交差いたしております。道道は、五路線、総延長にいたしまして三十二キロぐらいになりますが、町内だけでなく四つの自治体とつながっております。

町道の除排雪につきましては、従来から、行政と住民そして業者の三者による計画を立てながら、住民の意見を組み込んだ手法で実施をいたしております。しかしながら、国道、道道、町道におきましては、それぞれ作業にタイムラグがございまして、住民から、交差点に残る雪の処理などに苦情が寄せられます。その都度、道道、町道区別なく対応をしていた経過がございます。

こうした現状から、一昨年以来、道庁建設部、土木現業所と協議を進め、分権担当の地域主権室にも調整に汗をかいていただきました。来年四月以降、モデル委託として隣町の浦臼町とともに六路線、二十五キロメートルの管理を行うことになりました。道道、町道をそれぞれが面として管理することによりまして、さらに効率的かつ住民ニーズに合った対応が可能になると考えております。

こうした実例を住民が目当たりすることによりまして、道と市町村の役割分担、分権の効果について理解が深まり、結果として行財政改革に結びつくものであると考えております。

法案につきまして、今回示された法案を見ますと、その趣旨に、地方分権の推進、あるいは北海道の自立的発展に寄与するものと記されております。基本的な考え方は評価するものでありまして、ここに記された八項目はやや小粒と言わざるを得ないわけでございます。今後、地域の課題を加味しながら新たな項目をふやしていく努力が必要だろうと思っております。

また、今後の展開のイメージといたしまして、特定広域団体となります北海道が市町村の意見を聞いた上に提案していくこととなっております。これらの議論をよりオープンにしながら透明性のあるものにするのが適正な法の運用につながるものであり、何よりそれが市町村、地域住民の道州制協議への参加に欠かせないものと考えております。

私も、厳しい財政状況の中、住民とともに自己改革にも努めております。今回の特区法案、将来にわたる道州制の議論、直面する市町村合併の問題、それぞれ切り口は違うものの、住民自治を高める手法、自立的発展のツールとして地域事情を加味しながら検討し、自治の向上、課題の解決につなげていきたいと考えております。

先ほど申し上げました道道のモデル委託の検討とあわせて、奈井江、浦臼両町では、来年度からの町営バスの共同運行についても今話を進めております。これは、高齢者や通学の足を守る観点ばかりでなく、地域医療連携、高校の配置問題とも密接にかかわってくる問題でもあります。

また、本年の障害者自立支援法の改正によりまして、障害程度区分の審査会の設置が自治体に義務づけられました。これまでの経過から、中核病院である砂川市立病院の協力を得て、必要な精神科医を確保しながら、空知中部広域連合で審査会を設置することができました。

このように、道内分権、あるいは制度の改正においても、地域の知恵と工夫、協調が重なりまして、現実にはさまざまな相乗効果を上げています。こうした流れが地域の自立を醸成し、ひいては行財政改革、必然的にはまた広域連合、市町村合併にもつながるものだと思います。

道州制議論においては、国の出先機関の見直し、あるいは市町村に対する行財政改革をさらに進めるためではないかなど、不安視する道内の報道もございます。それぞれ市町村も不安視されているところも事実でございます。

やりとりでなく、ぜひ、住民や地域が自治の主体であるという観点、理念に立ちまして、権限、財源の移譲をしつかり検討していただきたいとお願いを申し上げます。そして、その思い、手法を道民に逐一発信することにより、道州制特区あるいは道州制の道内議論がさらに高まっていくことを期待いたしておりますのでございます。

以上、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○河本座長 ありがとうございます。

次に、常山誠君にお願いいたします。

○常山誠君 私は、ことしの七月まで三期十二年間、芽室町長を務めていたほか、その以前は、三十二年間、北海道職員として勤務した経験を踏まえ、道州制特区推進法案に関して意見を述べさせていただきます。

私は、近年における地方分権時代の動向から見、我が国が真の分権国家に転換し、地域主権型の地方自治の仕組みを確立するためには、国と地方の役割分担を抜本的に改めようとする道州制の導入は望ましいと考えております。道州制の導入により、国から地方へのさらなる権限と財源の移譲により地方の自由度と責任が拡大すること、都道府県を越える広域的課題の対応が可能になること、国の地方出先機関と都道府県との重複行政の解消により国と地方との行革や組織のスリム化等が図られるなど、効果は大きなものがあると思っております。

このため、道州制特区推進法案により、本道を対象に道州制をモデル的、先駆的に実施することには大変意義のあることであり、高橋知事を初めとする道関係者及び国会議員、さらには道と各府庁との調整に御努力された内閣府の担当者から敬意を表する次第であります。

しかし、最終的に本国会に提出されているこの法案の内容は、道民や市町村長、知事を初めとする道などの意向、要望などが反映されているものとは到底言えないというふうに私は思っております。また、第二十八次地制調の答申の内容や、さ

さまざまな関係者等が提案してきた道州制の理念、内容等から見ても、この法案が将来の道州制のモデル的、先駆的実施と果たして言えるのか、甚だ疑問であります。

その理由はいろいろありますけれども、二点申し上げますと、例えば、道がこれまで国に要望してきた権限移譲項目が余り取り入れられていないのではないかとこのように思っております。道は十六年四月と八月に二回にわたって、国に対して二十二項目の権限移譲を要請いたしました。そのほか、連携・共同事業、規制緩和など五十二項目もありました。しかし、その後、内閣府の担当窓口を通じて協議調整の結果、権限移譲を伴わないものについては一定程度認められたものがありますが、最終的には権限移譲はわずか八項目であります。

二点目は、第二十八次地制調の答申によりまして、国から道州に権限移譲事務として望ましいものの事例として二十一項目を掲げておりますが、今回の道州制特区法案の八項目については、この二十一項目に該当するものがほとんど見られないのではないかとこのように私は率直に思っております。

また、特区法案に掲げた八項目は、来年度以降速やかに施行されるのではなくて、ソフト事業中心に五つの事務事業は十九年度から実施されるようでありますが、砂防事業、開発道路、二級指定河川の三事業は四年後の平成二十二年からの予定となっております。確かに、移譲には国と道の準備がある程度必要でありますけれども、それにしても、余りにもその期間が長過ぎるのではないかとこのように思っております。

さらに、開発道路に係る事業など四項目のハード事業は、従来の国の補助負担分は道に交付金として交付することになっておりますが、この交付金額の算定は、主務省令で定めるところにより予算の範囲内で定めるところとなっております。しかし、私がかれまで経験した実感から申し上げますと、国の補助金や交付金の省令基準や補助基準は、国の

財政事情に依りて、ある程度それに合わせた形で改正されるケースが非常に多く、結果として地元の超過負担を招いているのが実態であります。

単純に比較はできませんけれども、かつて私が芽室町で経験した事例を申し上げますと、平成十六年に、農村保育所運営費補助金、九カ所でありますけれども、これは国から補助金は三千四百四十一万七千円いただきました。しかし、制度の仕組みが変わって平成十七年度には交付金になり、名前も次世代育成支援対策交付金になりました。その金額は大幅に下がって、一千八百万円に減額をされました。いわば四三三割減されたわけでありますけれども、国に照会したところ、国も金がないんだから、その辺いろいろ我慢してほしいというのが率直な意見でありました。こういう矛盾がありますから、私は、実態からいって交付金というものを必ずしも信用しておりません。

それから、道は将来の道州制導入に備え、平成十七年四月から、道の権限や事務事業二千二百件余りを市町村へ積極的に移す作業を始めております。しかし、その受け皿となる市町村は、行革で的人员削減や、北海道の場合は合併が余り進みませんでしたので、六割が一万人未満の小規模自治体が多いことから、道からの権限移譲には極めて消極的であります。その結果、平成十八年度では、この二千二百件のうち、それを受けますというふうに入れたのはわずか一六％の三百六十件であります。

したがって、私は、この道州制のモデル事業を実施する場合、急には難しいかもしれませんけれども、本州ではかなり合併が進んで基礎的自治体の規模が大きくなりました。しかも、県によつては、合併の進んだところは十五ぐらいしか市町村がないんですね。特に、北陸、中国、四国あたりは二十前後の市町村というのが非常にふえた。そういうところこそ、まさに基礎的自治体の行政を補完するような県の役割が高まるんだと思います。

したがって、北海道でやっても、これはもう

走っていますからいたし方ないんですけれども、そういう県の体をなしていないと私は思うので、十五ぐらいの市町村で一県、だとか二十の町村で一県ということにはならないのではないかな。県の合併というのはなかなか難しいことでしようけれども、道州制ということになりますと、そういうことも改めて検討する必要があるだろうというふうにも思っているわけであります。

しかし、この特区法案は、今臨時国会で成立の見通しにあるということが報道されておりますので、この法律施行後も、常に、道や市町村、さらには広く道民の意見や要望、さらには、本道の実態を反映する法案に、そして中身のある法案に見直して改正を行うことを強く要求していきたいと思っております。

こうした対応、措置を通じて、本道での特区法案の先行実施が今後、道民や道庁その他道の関係者から高く評価をされ、また、国で今後検討される道州制ビジョン等の参考になるような内容、換言すれば、名実ともに関係者から評価される内容になることを強く期待して、私の意見発表とさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○河本座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○河本座長 これより委員からの質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石崎岳君。

○石崎委員 自由民主党の石崎岳でございます。陳述人の皆様方におかれましては、貴重な御意見の御開陳、まことにありがとうございます。それぞれ大変有益な、そして参考になる意見ばかりでありまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。

私も、先日、十一月一日の衆議院内閣委員会では本法案について一時間にわたって質問をさせていただきます。

いただきました。私自身が自民党の道州制調査会におきましてこの道州制特区構想にずっとかかわってまいりまして、その議論の成果としてこの法案が提案をされているところでありまして、議会の質疑というものを大変私もうれしく思っております。きょう、こういう公聴会で道内の意見が拝聴できるということも大変うれしく思っております。

この法案というのは、私は、基本的には道州制特区構想の、制度の仕組みを整える、法的な根拠を与えるスキーム法案というふうな認識をしております。根幹は、道から提案ができるということ、提案権を認めたということ、そして、総理大臣を初め国と地方、本部において知事が参加しての議論のステージを明確に設定をしたということに大きな意義があるのかというふうな思っております。そういった意味では、中央集権体制に風穴をあける意味でも、とにかくスタートをしてみる、やってみる、トライをするということに大きな意義があり、このスキーム法的な法律自体をネガティブにとらえる必要は私は全くない、そういう要素はないというふうな認識をしております。

きょう、四人の皆様の御意見を拝聴していても、この改革の方向性を否定するという御意見は一切なかったというふうに思います。この法案が持つ限界といえますか問題点、足りない部分、そういうことについて御指摘をいただいたと認識をしております。今後、この法律が成立した後には道からの提案という形で、より中身を積み増していくという可能性はもちろんあります。将来、また状況が変わればこのスキーム自体も変更していける、そういう可能性を十分担保している私は思っております。四人の先生方の御意見は非常に貴重な御意見と認識をしております。そこで、質問をさせていただきたいと思っております。高橋知事にお伺いをしたいと思います。よく国会でも、あるいは自民党の中でも随分議論をしたポイントでありますけれども、道州制そ

のもの、今回の道州制特区構想、あるいは、道州制をこれから議論していく上でこの道州制特区推進法案というものをどう生かしていくのか。道州制と道州制特区の関係、これを知事はどのように考えておられるでしょうか、お聞かせください。

○高橋はるみ君 お答えをいたします。
先ほど御説明しましたとおり、この道州制特区法案、私もからも強く要請をさせていただいた結果、今こういった法案提出、御審議ということになっているわけでございますが、道州制特区と道州制そのものの関係につきましては、道州制というものは、やはり将来の分権の行き着く究極の姿としての一つの形であろう、このように思っております。

そして、そのことの実現に向けて国民あるいは私も道民の理解を一步一歩進めていくために、今の都道府県制のもとでできる形での権限、財源、パッケージとしての移譲、そういったことを一つ一つ積み重ねていく努力というのがこの道州制特区であり、それを実現していく仕組みとしての道州制特区推進法案ではないか、このように私自身は理解をさせていただいているところでございます。

○石崎委員 重ねて、高橋知事にお聞きしたいんですが、今回は、推進本部の中で参与として北海道知事が議論に参画をするという仕組みになっております。参与ということで、これも先般の内閣委員会でも私も政府側の見解はいろいろたしました。知事の気持ちとして、この推進本部における参与の位置づけ、権能、これをどうすべきだ、こうあるべきだという知事のお考えがあれば、披露させていただきたいと思えます。

○高橋はるみ君 ありがとうございます。
道州制特区推進本部に北海道知事が参与として参画することが政令で制定されるということが、さきの審議の中で明らかになっているわけですが、道州制という分権の一つの姿の進め方の中で、国に対して地方から提案をし、その提案をす

る地方サイドが国と同じテーブルに着いて、しっかりと議論して意思決定に参画をしていくということは、意義深いことであろう、このように思う次第でございます。

また、私も地方サイドの思いとしては、道知事に加えて、全国知事会を代表する知事の参画というものもぜひお手当っていたらいいということに強く思っているところでございます。

○石崎委員 川村先生にちよっとお聞きしたいんですが、先ほどの先生のペーパーの第三項目、今の推進本部の構成について、関係する国務大臣が参画をしていければ提案が骨抜きになるという御意見ですね。

これは、我々も危惧するところであります。先般の国会質疑でも私、そのことについても質問をさせていただきました。ただ、これは逆に、権限移譲を議論する場合に、その関係する国務大臣が参加しない議論をやつていいのかどうかという懸念もあるわけですね。

ですから、全閣僚が参加した推進本部、そこに知事も参画しているという場で、オープンな中で権限移譲のあり方がどうあるべきかということ全体で議論して、その権限を守ろうとする大臣の姿勢というものが、全体から見ると、これはおかしいぞ、言っていることがもう理屈に合わない、そういう批判を受ける、その議論が、その議論の過程というのがまた一つ重要ではないかというふうに思っています。

つまり、省庁の利益だけを代弁するような当該大臣の主張というものはもう認められないんだ、そういう議論のプロセスもあるべきではないかと思ひますが、先生、いかがでしょうか。

○川村喜芳君 そのような形で関係大臣がよく話し合いをし、意見が一致するということになると、これはもう理想的であります。最もそれは望ましいところだと思ひますが、戦後六十一年の我が国の歴史を振り返りますと、経験からいって、そういうことはまず期待できないのではないかと思われるんですね。よく話題になつてい

る、閣議にかけざる前に必ず事務次官会議がある、事務次官会議でたの省でも反対したら、もう閣議にも上がらないんだ、そういう伝統がずっと何十年も続いている。

先ほど申し上げました経済財政諮問会議、これも、官僚は補助金を削るなんというのはとんでもない話だと断固として抵抗したわけなんですけれども、結局は、利害関係を持つ各省大臣をだれ一人入れない、一切外して、小泉総理のリーダーシップで、第三者で固めた経済財政諮問会議に強大な権限を与えた、そこでもう事実上決めてしまったということがあの改革が成功した原因であつたと思うので、そういう方式をとらざるを得ないのかなというのが私の考えでございます。

すべての大臣が集まって、きちつと話が決まればこれにこしたことはないですが、私は、これはもう九九・九九％期待できないと思つておるわけですね。

○石崎委員 高橋知事に同じことをお聞きしたいんですが、道の提案の十三項目の権限移譲議論も、大変な抵抗があり難航して、最終的な形がこの法案に盛り込まれていくわけですが、今の川村先生のお話に関連して、そういう推進本部の構成に対する懸念というのは、知事はお持ちですか。

○高橋はるみ君 経済財政諮問会議が現在とても機能しているというのは、私もマスコミ報道等を通じて十分に理解をしているところでございますが、法律上のその強力度というんでしょうか、位置づけとしては、諮問会議はやはり諮問会議だと思ひわけでありまして。

一方、この法案で位置づけてございます道州制特区推進本部は、これは法律に基づく、閣僚から成る組織でございます。そこが検討の場であり、意思決定の場であり、そして実施の場であるというものを法律の中で位置づけをしつかりとし、その場に道知事も参画をして同じテーブルで議論をするという仕組みというのは、私は、推進のやり方としてはこの方がより強力なものではないかと思ひわけでありまして。

いかと思ひわけでありまして。
しかしながら一方で、こういった推進本部の役割を実施する上で、それを補完するような形で民間の有識の方々にもお入りいただくアドバイザーボードのようなものができることは、この推進本部における議論、決定あるいは政府としての実行ということの効果により高める意義はあるのではないかな、このように理解をするところでございます。

それから、もう一つでございますが、確かに、各省庁の事務方の方々は各省の利害を代表してさまざまな発言をされるかと思うのでございまして、その代表である大臣あるいは副大臣、大臣政務官、いずれも政治家でいらつしやるわけでございまして、その方々すら政治家としての大所高所の判断ができないということを私は申し上げる立場にはないと思ひます。それぞれの大臣が、それぞれのつかさつかさの仕事の踏まえの中で、また一方で国民経済的、国民社会全体の中における政府あるいは国のあり方という大所高所の判断をしていただく、このように一国民として確信とどうか願つておるところでございます。

その意味でも、推進本部におけるメンバー構成というのは、こういった分権、道州制を進める議論の上では有意義なものではないか、このように考えております。

○石崎委員 北町長にお伺いします。
先ほど常山前町長のお話で、交付金制度については、国の財政の限界があるから、実際問題としては大変厳しいんだぞというお話がございました。それから、国から道へ、道から市町村へという事務事業の移管の中で、道と市町村の関係の交付金の問題はありますが、道と市町村の関係の中における財源措置というものがしつかり担保されるかどうかという問題もあろうかと思ひます。
先ほど常山前町長が御指摘になつた交付金の問題点、それから、道から市町村への事務事業の移譲に伴う財源措置についての御懸念等はありますでしょうか。

○北良治君 今のお話でございますが、交付金の問題をまず申し上げたいと思います。

やはり交付金そのものの本質は、私から申し上げるまでもなく、自由度、裁量権を幅広く与えられる、そして、そういった地方のニーズに対応できるという意味では大変貴重なものであると思います。ただ、交付金として位置づけましたと言いつつ、なかなかそこに入っていないという実態が今までもありましたから、その面の懸念というところはありますけれども、いずれにいたしましても、交付金制度をきちんと担保しながら、権限、財源と同時に移行するということが最も大切なことだと私は思います。

それからいま一つは、道内分権、道からの分権改革の問題でございますけれども、私どもは、先ほども道道の管理等の例を申し上げましたが、これは財源もセットで移行していただくということは話し合いの中に当然含まれておりますし、進行的にいたしているところでございます。

以上でございます。

○石崎委員 時間が参りました。

今回の法案について、ぜひ前向きな、ポジティブな見方の中で中身を強化し、積み上げていく、そういう議論をこれからもやっていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○河本座長 次に、泉健太郎君。

○泉委員 民主党の泉健太郎でございます。

私も実は北海道の出身でございます。高校までずっと石狩で過ごしてまいりました。その意味からも、またこの道州制は、北海道選出の議員のみならず多くの国会議員、また各党それぞれが大変強い関心を持っている問題だというふうに思っています。

この法案につきましては、いろいろと法案質疑の中で疑義も出ておりますけれども、北海道限定法なのか、それとも全国に事実上本当に広がる法案なんだろうかというところが一つの焦点になっているところだと思います。

そういった意味で、きょう、我々は四人の質問者を立たせていただくことになっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、我々がこの法案を考えるに当たって、第一条の二を見ておきますと、「広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、この理由が、一番最初に理由にしているところ、広域行政の必要性のみを理由にしているところ、この第一に書き切れていないのではないかというふうな思いを持っております。その意味で、知事の御見解をお伺いできればというふうに思っています。

そして、私の持ち時間は五分なものですから、最初に質問をずつとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

憲法九十五条の関係も指摘をされております。先ほども申しましたように、特別法ではないかというところ、そして住民投票が必要ではないかというところ、この憲法九十五条にかかわらず、私は、多くの道民が望んでいるのは、これだけの大きな法案であれば、やはり住民投票という手続を道として独自に考えることも含めてやっていくべきではないかというふうに思います。このことについては、四名の皆様それぞれにお伺いをさせていただきたいと思っております。

さらには、これは知事に少しお答えづらいお話かもしれませんが、きょうは教育問題の地方公聴会も札幌で行われております。その中で、稚内のタウンミーティングにおいては、大変残念な問題が発生しております。そしてさらに、本日の報道では、再チャレンジのタウンミーティング、札幌で行われたものについても疑義が寄せられているという状況の中で、そういったタウンミーティング、そしてまた北海道が行ったそれぞれ四百回の、これは大変重要な位置を占めていると思っておりますが、意見交換会におきまして、やはりその中身が問われている状況に今あるのではないかと、世論

がそういったことに関心を寄せているのではないかとこのように思っております。

その意味で、いわゆる質問項目を事前に選んでおく、あるいは動員を多数に呼びかける、そういったことが道内の意見交換会ではなかったのかどうか、このことについても知事にお伺いをしたいというふうに思います。

そして、最後の質問でありますけれども、常山前町長からお話ございました、六割は一万人以上の自治体であるという点でございます。北海道におきましては、道から自治体への地方分権ということ、二千の権限がリストアップをされたわけですが、今回の法案と分権の二千というものを照らし合わせたときに、今回の道州制特区というものが本当に十分な内容なのであるのかというところを常山前町長にお伺いさせていただきます。

そしてまた、知事としては、この二千の項目についてはこの法案にかかわらず積極的に取り組むことができるのか、あるいは、先ほど常山前町長からお話がありましたように、自治体の規模が小さいということではなかなかおろしていけない状況があるのかということをお伺いしたいと思っております。

質問がたくさんになりましたが、私からは以上でございます。

○高橋はるみ君 それでは、私には四つ御質問があったと理解をいたします。

一つ目、法目的についてでございますが、私ども地方の立場、これは先週ございました東京におきます参考人聴取の際に石井岡山県知事からもあったかと思いますが、道州制あるいは道州制特区推進の第一の目的は、地方分権のため、このように考えているところでございます。

そして、そのことを実施、実行する過程において、当然、先ほど来さまざまな議論も出ておりますとおり、二重行政の解消ということが進んでいくわけでありまして、結果として、国、地方を通じての行政改革にも資するものであるというの

が私の考え方でございます。

それから、二番目でございます。憲法九十五条との関係についてでございますが、この法律自身についてどうするかということは国会で決めることになることではございます。私自身、答える立場にはないと思っておりますが、個人の意見を申し上げます。法律案自身は一般法でございます。住民投票は必要ないのではないかなというふうに思う次第でございます。

その上で、道としては、この道州制について私どもは、法律ができれば特区第一号として手を挙げて道で実施をさせていただくということを考えているところでございまして、その意味で、これまでも道民議論を十分にやってきたつもりでございますが、さらに道民議論を十分に続けていくというところは当然やっていかなければならないし、やってまいりたいと思っております。

そのために、私どもは、第二、第三の提案に向けて道民の方々の幅広い御提言をいただき、それをオープンな形で議論していくための条例の制定ということを検討させていただいていこうと考えています。

三つ目は、タウンミーティングについての御質問でございます。

北海道の中では、道州制をテーマとしたタウンミーティング、今年の八月下旬でしたか、日本では一番北の市でございます稚内市において、当時の竹中大臣が来られて、あったわけでございます。私自身はちよつと参加はさせていただきませんでしたが、さまざまな議論があったというふうに報告を受けているところでございます。

そして、その際についてであります。国からの依頼を受け、道からテーマに沿って人選を行い、本人の内諾を得て一名を推薦したという事実はあるわけですが、発言内容を指示する、あるいは質問を用意するといった、今日、現在問題となっているいわゆるやらせ発言はなかった、このように承知をいたしております。

それから四つ目が、道内分権のこれからの進め方についてという御質問だと思われわけであります。

確かに、北海道は広域でございますが、現在、合併が進んでも百八十の市町村がございます。そして、その多くが一人に満たない人口の自治体であるというのはそのとおりでございます。合併についてはいろいろな議論、我々も構想を示し、それぞれ個別に御相談に應ずるということもやっておりますが、何せ広域ということもあって、議論は今進んではいるけれども、なかなか形としての合併まで至るものが、全国との比較においては少ないというのは事実でございます。

しかしながら、そういった中で、先ほど奈井江の北町長からもございましたとおり、さまざまな形で道内の市町村から、権限、財源移譲についての積極的な御提案もいただいているところでございまして、私もやはり、国から道への権限移譲と並行し、あわせて、道内分権というものでしょうか、道から市町村への権限移譲というものをきめ細やかに進めていきたい、このように考えているところでございます。

一応お答えしたと思いますが、よろしいでしょうか。

○川村喜芳君 住民投票でございますけれども、私個人の印象としては、法律の形が北海道だけに適用される法律という形をとっておりませんので、住民投票の対象となるべき法律なのかどうなのか。私はそこまでは考えておりません。

○北良治君 今ほどの住民投票の必要性というところでございますけれども、この内容については、今川村先生からお話ございましたように、全国的な取り組みだというふうにも伺っているところで、北海道だけに限定されたものでないということでございますから、そういう点では住民投票というのは問題があるのではないかと。

それから、やはり住民投票の前に、情報提供をしながら、北海道だけでやるとしても情報提供をする。例えば、先ほど私が申し上げたように、主

デルのな事業をさまざま行いながら住民の実感でできるような中で住民投票をやらないと、住民投票の対象としての理解度が本場に広まるかどうかと懸念しているところでございます。

以上でございます。

○常山誠君 まず一点の住民投票の件ですけれども、率直に申し上げて、この道州制なり道州制特区法案というのは、一般の道民の方はほとんど理解していない。私は、首長の中でも、あるいは市町村議会議員の中でも、これを十分理解している人は極めて少ないと思う。したがって、投票をやっても大して意味がないと思っております。やるのならば、少なくとも市町村長とか有識者と言われる主な団体の皆さんの意見を十分きめ細かく聞く方が、私は賢明なやり方ではないかなというふうな思っております。

二点目の、道から市町村への権限移譲、これは問題があるのです。率直に申し上げて、道は、国から権限移譲を受ける場合は権限と財源をしっかりとセットしてもらわなければ受けませんと言っているのですけれども、道が実際に二千項目を市町村に説明するときは、権限と財源の面を見ますと言っているんだけれども、実際にはごく一部しか面倒を見ていないのです。

私も町の町でも、ことしからパスポートの交付申請を町の窓口ですることになりました。そのためには五十数万円の端末機器が必要なんです。それは、道庁は金がないから出せぬので、住民サービスのことをやるんだから町で持つてくれ、そのかわりパスポート一件当たり千三百五十円上げます。そういうような例で、ほかの幾つかの例も、私も受けるような具体的な道のそれぞれの担当課に聞いたら、まだ内容が十分固まっていないうたとか、財政の面については十分保障できるかどうかかわらないというのがあるですね。その辺、道庁の幹部の方はそう言っていますけれども末端まで、そういう実態というのは理解されてないというふうには思います。その辺が私は問題だなと。

それから、先ほど言った、人員が少なくなつて、小規模な自治体では一人で四つも五つも仕事を担当しているんですよ。その内容を理解して住民に説明して適正な処理というのはなかなかできない、そういう実態にあるということも御理解いただきたいと思います。

以上です。

○河本座長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党の市村でございます。五分いただきまして、質問をさせていただきます。

本日はこうした機会をいただきました。本当にありがとうございます。また、意見陳述人の皆様には、貴重な時間をいただきましたありがとうございます。

私は道州制、大変賛成をするものであります。ただ、このたびの道州制特区については、本当に道州制を名乗るべき法律なのかどうか、これについてはやや疑問を持っております。

やはり、これからの国のあり方を考えていくという中で道州制は語られるべきでありまして、残念ながら今の国会における議論におきましても、熱がまだ足りない、こもっていないと思えます。

一方で、今の安倍総理大臣は、三年をかけてこれから道州制ビジョンをつくっていく、こういう流れもあります。また、地方分権ということでも、もうここ十一年ほどの積み重ねがあり、かつ、その地方分権という中でも道州制の議論は行われてきたと思えます。しかも、これもこれから三年ということでありまして、やはり今の段階で道州制というのを名乗る法律をつくるのが本当にいいのかどうか、これは大変疑問であります。その上でどうは御質問させていただきますかと思っております。

かということをごく簡単にお答えいただければ幸いです。

北海道は、日本の地図の中では北の果てというようなイメージもありますが、しかし、地球上全体を見渡しますと、北海道より緯度の高いところと十分発展した国や都市がたくさんあります。ということは、北海道が権限、財源を持ち、そして独立をするくらい気持ちいいければ、十分に発展する余地はあるということでありまして、もちろんこれが将来の連邦制、北海道だけじゃありません、九州も、もちろん中国も関西もあります。そうしたところがまず基本的に権限や財源を持つて地域を運営し、その連合体として日本というこの国を運営していくという事はいかかというふうな思っています。その辺について御意見をいただきたいと思います。

また、内閣委員会の議論を通じまして、道民の皆さんの理解が十分に得られていないのではないのかという意見も多々聞くところであります。これにつきましても、高橋知事からの御意見をいただきたいと思います。

また、最後にですが、今回三十三項目の提案をされた、そのうち二十九項目は内閣府としては手当てをした、できているという発言があつています。

そもそも、一番最初に提案された内容というのは、恐らく道として最もやりたいことであつたはずだと私は思います。しかし、その最もやりたいことですら、法律がなくても、内閣府によりまして二十九項目は十分もう手当てできた、話がついたということでありまして、ということは、これからの流れの中で、今現在本道に道州制特区と名乗るような法律を必要とするのかどうか。できているわけですから、本道に法律を必要とするのか。では、もしできているのであれば、法律がなくとも、もっと幅広い議論、もっと突っ込んだ議論をすれば、ひよつとしたらできることが多いのかもしれないということも言えなくもありません。それについても高橋知事の御意見をいただ

たいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○高橋はるみ君 お答えを申し上げます。

まず、連邦制についての考え方ということでございますが、日本国の将来の形というものをどういうふうにするかということについては、国民、道民各位、国会においても、またそれぞれの地域の議会においても、各界各層でいろいろな議論が行われるということをお願いするものであります。私個人としての現時点における認識を申し上げますが、日本のこれまでの歴史的な経緯、あるいは文化的な、あるいは国民の考え方などを総合的に考えた場合に、例えばアメリカであるとかそれからドイツもそうだと思いますが、あいつた形での連邦制というところまでいくということが日本国になじむのかどうか、やや私自身は否定的な考え方を持っているものであります。

それから二つ目は、道民の理解を十分に得ていないのではないかという御質問でございます。

先ほど来、あるいは国会でも御議論があったやに聞いておりますが、私も道としては、さまざまな形での議論を展開させていただいて、ということにつきましては申し上げます。

そもそも、この道州制につきましては、先ほど冒頭に申しましたとおり、平成十二年から、私が知事になる前から有識者の方々に集まっていたいて、北海道が道州制になる場合にどういう形でやっていくべきかというさまざまな議論をし、「道州制 北海道発・分権型社会の展望」というレポートをもう既にまとめて公表をさせていただいているところでございます。

そういった中で、さらなる議論という意味では、全部御説明する時間的ゆとりはないと思うんですが、まずは、道民の代表である道議会の場におきまして、特区法案提出に至るさまざまな過程におくことを含めて、通常の定例会に加えて二回の臨時会の開催をし、極めて活発な御議論をいただいているところでございます。

そして、道議会からは二度にわたり、法の制定に関する意見書の採択もいただいているところでございまして、この中身については、多くの会派の方々の御賛同をいただいているという状況がございまして。

また、私自身の参画を含めて、四百回以上の地域との意見交換会ということをやらせていただいているわけでありまして、老人クラブとか農業者の団体、女性団体、それから高校生の方とか、本当に幅広くいろいろなところからお声がかり、そういったところに私も出ていって話をし、あるいは法案そのものについては圏域ごとの御説明会をさせていただき、そういった努力を続けさせていただいているところでございます。

また、こういった中で、民間サイドでも独自の検討、議論も進んでいるところでございまして、例えば北海道経済連合会、道経連、それから商工会議所、観光連盟、青年会議所、それから純粋に民間の方々から成る道州制道民臨調といったところで御検討がされ、私どもに対する御提言もいただいているところでございます。

それでも、先ほど常山前町長もおっしゃられたとおり、何せ五百六十万道民はおられますし、私どもとしてはこれで十分と思っているわけでは一切ございまして、これからはさまざまな形での道民議論というものをしっかりと進めていかなければならない、このように思っているところでございます。

それからもう一つが、道の提案が十分この法案に反映されているかという御質問だったと理解をいたします。

提案が実現しているんだったら法案は要らないんじゃないか、ちよつと済みません、そこらあたり、御質問の趣旨がよくわからない部分があったんですが、この法案が道の提案を受けたものかどうかという点に絞ってお答えをさせていただきます。

石崎委員も御指摘ございましたが、この法案と

いうのは、四十条にも至る相当大きな法律の体系の中で、スキーム法という位置づけ、スキーム法の定義いかんと言われると私もつらいところはございまして、いかに国に對し地方サイドから提案をし、それをどういう形で国が真摯に受けとめて議論をして実現していくかということを定めようとしている法案ではないか、このように理解をいたしているところでございます。

そして、その法案の一部分として、八項目に係る権限移譲、そしてそれに伴う交付金制度など、そういったような体系になっているところでございます。そして、私も、この法案は、これからさらに道州制特区ということで北海道活性化のためにさまざまな提案をさせていただくスタートラインとしての八項目である、このように理解をさせていただいているところでございます。

そして、そのスタートラインから、この法案の案が取れた段階、法律になった段階では、先ほど申し上げておりますとおり、条例を制定し、幅広く道民の方々の御意見を伺い、そしてオープンな形で議論を進めるプロセスを経て、第二弾、第三弾の提案をぜひしていきたいというふうに考えているところでございまして、そういった提案を国におかれては真摯に受けとめていただけるよう心から願うものでありまして、そういった点につきましては、内閣委員会の各委員の皆様方、ぜひこれから、法案が法律になった後もしっかりと国をウオッチしていただきたい、このように思う次第でございます。

以上でございます。

○川村喜芳君 連邦制についてどう考えるかという御質問であったと思いますが、連邦制については、歴史的な経緯、成り立ちを考えなければならぬと思うんです。

たしか、最初の連邦制国家がアメリカ合衆国、一七七六年に独立宣言発布したときは十三のそれぞれの国家、小国家群であった。これが、諸外国の脅威に対抗するためには十三のばらばら国家じゃまずいよというので一つの国家にまとまっ

た。しかし、それぞれの十三の独立性は残したいということから、連邦制という政治制度が發明されて、世界最初の連邦制国家が成立した、こう理解しております。

ドイツの場合も、これは御承知の、中世以来の小国家がずっと長い間分裂していったというあの国の成り立ちの中から、戦後、連邦制国家という形をとったわけでありまして、日本の場合には、そういう必然性はないのだろう。南北に長いとはいえ一つのまとまりを持った、単一民族と言うと怒られますけれども、そういう国家として、連邦制の必要性は極めて薄いと思っております。

もう一つ、実利的な面でも考えますと、連邦制国家になると、財政調整制度というのは、連邦間の配分というのは恐らく難しいと思うんですね、独立国家群ですから。あくまでも憲法上の地方公共団体という位置づけとしての道州であることの方が実態に合うし、望ましい、こう思っております。

○北良治君 今、川村先生からお話がありましたけれども、いけば、歴史的視点に立つて、本当に日本に連邦制度が成り立つのか、そして生きていくのだろうか、こういうことを考えますと、やはり現状では非常に難しい。

議論をしていくということについてはいいと思いますが、現実の問題といたしましては、今その議論をこの道州制特区の中に入れてながら並行して議論していくということの実現性ということになりますと、非常に難しい面が出てくると思っております。そういった意味で、現実的な問題といたしましては、日本の歴史、さまざまな成り立ち、そういったことを考えると、現実的にこの議論を優先してやるということは非常に難しい。

そして、将来についても、なかなかそこに到達するということ、理想は理想的なものがありますけれども、アメリカのようにステーツという形で、いろいろな面で国の成り立ちが違いますが、そういった意味では、やはり地方自治体としていかにその中で権限、財源を譲りながら、そういった

た中で住民主体の議論を今していくことを優先した方がいいのではないかと、私はそう考えております。

○常山誠君 私は、連邦制は、日本のような比較的小さな国でやると、かえって複雑になる。例えばアメリカあたりですと、このほかに郡というのがあるんですね。郡によってまた仕組みが違う場合もあり、複雑になって、むしろ私は、こういう分権時代ですから、行政の組織を単純化すべきでないかな。かえって複雑になるので、そういう面で望ましくないというふうに思っております。

以上です。

○河本座長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 民主党の逢坂誠二でございます。

きょうは、皆様、御苦勞さまでございます。

私は、道州制につきましては、分権の一つのあり種の究極的な形であり、これは十分に検討に値すべきものだろう、しっかりと検討することが大事だというふうに思っております。

しかしながら、今回の道州制特区法案に関しては、やはり相当に問題が多い。これをそのまま北海道に適用することについては、私としてはいかがなものかなというふうに思っております。

まず一つ目に、分権という観点から考えてみますと、相変わらず自治体が国にお願いをして物を決めるという上下主従の関係、これがやはりこの法律の中でも組み込まれているということですね。分権という観点から見ても、十分とは言えない。

あるいは、道州制という観点には広域行政というものがありますが、広域的な行政は、北海道の場合は、他の府県に比べればどちらかというと進んでいる方があります。例えば河川の管理も、県をまたがって河川を管理する必要があるわけでありますから、モデル的な事業を実施するのであるならば、他府県においてこそモデル事業というのが実施されるべきであろう。この点につきましては、十日の内閣委員会で井上参考人、関経連の方ですが、この方が明確に言っております。

デル事業を広域的にやるのなら、北海道以外のところこそがモデル事業なんだという話をされていきました。

それからもう一つの点ですが、地域限定法であるか、あるいは日本全国に広がる一般法であるかの点についてですが、この点について、三県以上の合併が必要だとこの法の中では言われているわけですが、これについて、同じく十日の内閣委員会で岡山県知事が参考人として、現時点で県の合併というのは簡単ではない、きょうやあすにできるようなものではない、相当時間がかかるというようなことを言っている見解を出されました。同じく関経連の井上参考人からも、県の合併ということをもし条件としてモデルをやらせるのであれば、それは無理だ、そういうような発言がありまして、そういう実態から考えてみますと、事実上、この法案は地域限定法と言わざるを得ないのだろうというふうに私は思っております。

そういう点からしてみますと、これは、道州制という定義の非常にあいまいなオブラートにくるんでしまつて、北海道が本来実現しなければならぬ分権ですとか行政改革ですとか、あるいは広域行政という真の課題を少し隠ぺいしてしまうのではないかな、そんな懸念を私は持っております。

そこで、若干お伺いしたいんですが、今回の法案の発端、それは、二〇〇三年の八月二十六日に当時の小泉総理から高橋知事に対して、道州制の北海道先行実施を前向きに考えてほしいと要請があったことに端を発しているというのが新聞報道などで言われております。しかも、総理と高橋知事のこの面談というのは、前の日の夜、高橋知事が台風十号の災害復旧の要請で上京中だったところをとらまえて、武部自民党幹事長から電話があつて実現したものだというふうに聞いているわけですね。

この時点で、知事の方では、それをきつちりと受けとめられるよう準備に前向きな発言をしたということでありますが、私は、これほどの重要な

ものであるならば、そこで、検討をするとか、あるいはきつちりと、この点についてはもう少し時間をいただきたいとか、実はこれほどの大きな議論になるのであれば、そういう対応というのが必要だったのではないかとと思うのですが、高橋知事、いかがでしょうか。

なお、答弁は簡潔にお願いできればと思います。

○高橋はるみ君 平成十五年の八月の下旬だったんですか、ちよつと日は今手元にありませんが、あの年、八月に台風十号というのがございまして、日高、十勝、大きな雨が降りまして、大台風になりました。私はすぐに現地に入りまして、これは激甚災害指定を含めて相当に国にも支援をしてもらわないと対応が不可能だというふうに思いまして、被害状況をまとめつつ、副知事等と手分けをして国に対しての要請活動も開始をいたしました。

そういった中で、総理はなかなかお忙しいので、単独の県の知事の面会というのは受けられないのが通常だそうでありましたが、たまたまお時間があったので、私は、激甚指定の要請ということの一環として総理官邸にお邪魔をいたしましたところでございます。

そのときに、私も余り前のことなのでよく覚えていなかったのですが、その直後の記者会見なんかを見て思い出してはいたんですが、災害対応の中で国と道が必ずしも十分に連携ができなかったというふうな経緯があつたと。流木対策なり道路の管理なりそういった話、それから、雇用対策の話とか幼保一元、いろいろなことを話をした中で、総理の方から、道州制について提案をしてみたらどうかというお話があつたのは事実でございます。ちよつと言いぶりまでは私は記憶にございません。

その際に、私は、先ほど来御説明申し上げておりますとおり、平成十二年以降、道としては、一道路一局という客観的な環境情勢でもあるということと踏まえて、さまざまな道州制についての検討

を進めてきて、その結果をまとめてオープンにしていた経緯もございます。私どもとしては、これをぜひ実現したいということと有識者の会合を持って、道としても考え方を取りまとめておりましたので、その実現が早くなるということに何らちゅうちよする必要はないというふうに思いましたので、小泉総理からのお話に対して、では私ども道として提案内容をまとめて、しっかりと御提案を申し上げますということを申し上げたというふうに記憶をいたしております。

○逢坂委員 私が聞きかかったのは、それは検討するということに言うべきだったのではないかと、という点に関して聞きかかったわけですので、もし時間があれば、それをまたお伺いしたいと思えます。

もう一つですが、憲法九十五条に関する住民投票ですが、これは一地方公共団体のみに適用される特別法の場合に九十五条に該当するわけですが、この特別法の要件としては、特定の地方公共団体の組織、運営、権能については、ほかの公共団体とは異なる特例を定める法律の場合はやるんだということでもあります。

先ほど来、高橋知事はこの住民投票に関して否定的な発言をされておりましたが、ということであるならば、今回の特区の提案というのは組織、運営及び権能に関するところは盛り込まない方針なのかどうか、これを一点お伺いしたいということと、仮に北海道として組織、運営、権能に関するものを盛り込まなかったとしても、政令市である札幌市との関係が整理されておられますので、反射的に札幌市の組織、運営、権能に影響を及ぼすことも考えられはしないか、そうであるならば、住民投票がやはり必要ではないかというふうに私は思うのですが、この点、いかがでしょうか。

○高橋はるみ君 この法律自身について住民投票が必要かどうかというのは、国会でお決めになることでありますので、私からお答えをする立場にはないと思いますが、個人的なこととして申し上げますと、確かに、北海道は一番手として手

を挙げることを想定しているのは当然でありま
す。しかしながら、他の県における適用というこ
とを想定した一般的な法体系になっておりますの
で、この法案自身についての住民投票というの
は、私個人としては、必要のないではないかなと
いうことを申し上げたところでございます。

しかしながら、私も道の立場としては、法律
ができた後、さまざまな提案を繰り返していく中
では道民議論というのは十分必要であるというふ
うに認識をいたしておりますので、条例を準備し
た上で広く道民の方々の御議論を展開していく必
要があるだろう、このように考えているところで
ございます。

お答えになったかどうか。

○河本座長 持ち時間が過ぎております。簡潔に
お願いします。

○道坂委員 はい、大変申しわけございません。
政令市との関係についてはいかがお考えでしょ
うか。

○高橋はるみ君 今の、一般法であるということ
で、同じことだと思えます。

以上でございます。

○河本座長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 時間をずっと押してきており
ますので、私の時間が相当少なくなっております
ので簡潔にお伺いをしたいというふうに思いま
す。

ずっとこの議論を私も内閣委員会やらせてい
ただいてきたんですが、今までもお話がありまし
たように、道州制の議論と道州制特区の議論が
行ったり来たりしながら議論が交わされるとい
うことに、この課題をかねてわがかりづらくな
る原因があるのではないかとこのように思ってい
ます。

もし道州制というものをにらんだ特区というこ
とであれば、国がまずしっかりとした意思を示さ
なければいけないんだと思うんですが、この特区
法案に限って言えば、そこまで明確にはなってい
ない。そして同時に、こういうものを提案すると

きには、メリット、デメリット両方提案をしなけ
ればならないというふうに思いますが、必ずしも
そういうことが整理をされていない。それと
もう一つ、制度をつくるに於いての参加形式につ
いても必ずしも明確でないというところなところ
に、非常にわかりづらくしているところがある
というふうに思います。

そこで、川村先生にまずお伺いをいたします。
どのようなスキーム法であれ何であれ、条例も
同じですが、法律をつくらうとするときには、で
きるだけ法律にしっかりと書くということが大切
だと思えます。そういった意味でいいですかと、
今回の法律において、例えば責務の問題であつ
すとか、あるいは知事の参加の形態が政令であつ
て、法律そのものには書かれていないわけであ
ね。あと、今道坂さんからもお話がありました
が、国と地方が対等な関係だということが分権を
進めていく上でやはりきちっと明記をされなけれ
ばいけないというふうに思いますが、そうした
法律上の記述の部分についてお伺いをしたいと思
います。

それから、北町長は、広域連合などいろいろな
モデル的な取り組みをされているわけでありま
す。先ほども、除排雪のモデルに取り組みという
お話がありました。モデルで取り組まれている北
町長の取り組みは高く評価をするんですが、モデ
ルで取り組む、いいことである、何年かたつ、そ
れから全道に実施をされるということになれば、
結局時間のかかる話になるわけで、それこそ、法
律あるいは条例でしっかりと明記をして、みんな
で協議をして一斉に始めるぐらいなスピード感を
今持っていかなければ、なかなかできないのでは
ないか。

それともう一つ、道内で参加をされているとい
う立場でいえば、国と道の対等な立場、関係とい
うものをどのようにお考えになっておられるかと
いうことについてお伺いをいたします。

常山さんにもお伺いをしたいと思います。
交付金の関係ですが、この法律では、種類ごと

の交付金ということになっていて、結局その法律
ごとの交付金に縛られるわけでありますが、私ど
もは、せめてもう少し幅広い交付金にすべきでな
いかというふうに思っています。その点につい
ての御意見を伺います。

最後に、知事にお伺いをしたいというふうに思
います。
一つには、今申し上げました、先ほど知事が、
食と観光について新たな北海道ブランドを創出し
たいというふうなお話がありましたが、そうした
ものに取り組みしようとするときに、今の法律を超え
てやっていかなければならないというふうなこと
がたくさん起きてくると思うんですが、いわゆる
権限、上書き権について、今回は全く触れられて
いないわけでありますが、そのことについてどう
思われるか。

同時にまた、国と地方の対等な立場ということ
からいうと、私は、推進本部などというのではな
くて、推進委員会というふうな対等な場をつくる
べきではないかというふうに思いますが、その
点。

最後に、法として必ずしも十分でないというこ
とであれば、あえて今急いで取り組むという理由
がなくなるわけでありまして、もう少し議論を
してからでもいいのではないかと。急ぐ必要はな
い、もう少し時間をかけて十分な法律にして進め
るべきではないかということについて、それぞれ
お伺いをいたします。

○川村喜芳君 法律にできるだけしっかりと、基
本になることはきちっと書き込むべきであるとい
う佐々木先生の御指摘、まことにそのとおりで
あると思っております。

その例として、道州制特別区域推進本部の構成
についてのお尋ねがあったわけでありませうけれ
ども、知事が参与して入るということが法律に書
かれていない。これは、対等の立場で国と地方が
議論をするのであれば、当然、法律に正式の本部
員として知事を位置づける、これが本来あるべき
ことであろうと思えます。これは私も佐々木先生

と同じ意見でございます。

先ほど申し上げましたように、この法律の中
で、道州制特別区域推進本部の役割は非常に大き
いものがあると思えます。毎年、道の方からある
いは知事の方からいろいろな提案をする、それを
決定する場でありますから、その構成はしっかりと
しておかなきゃならぬ。先ほどの繰り返しです
が、足を引っ張るような人はなるべく入らない方
がいいし、当然、地方を代表する立場の知事も正
式の本部員として入るべきもの、こう考えており
ます。

○北良治君 今ほどの佐々木先生の質問でござい
ますけれども、確かに、完全な法律で裏づけをす
ることはいいことです。そのとおりだと思え
ます。しかし、やはりこれをじっと待っていたら、
私も、まさに逆にスピード感、これを切り口に
しながら実際の経験的にやる。例えば道道の移
管なども、住民参加の中で皆さんで話し合っ
て、道道、町道、全部つながっておりますから、こ
ういったことをやるのが本道の道内分権である。
こういうことを住民にわかりやすく示すという中
でやらないと、意見交換会等を道もやっているこ
とは事実でございます。ただ、議論だけでは実感
としてわからないわけでございますから、道州制特
区を一つの切り口にしながら、そしてそれを広め
ていくということも必要だと思えます。

そして、道州制特区の中でも、みずからの発想
といいますか、そういった中で国に提言ができ
る、提案ができる、そういうことを生かしてい
て、その中でいろいろと地域住民あるいは道民に
示しながら前向きに進んでいくということが大切
なことになるし、大きな役割ではないか、この
うふうに思っております。

○常山誠君 まず一点目の、交付金を事業の種類
ごとに交付するか、あるいは八本一括、どちらが
いいか。私は基本的に、それぞれの事業ごとの内
訳はわかった方がいい。そういう意味で、事業の
種類ごとの交付金をきちっと明示していただい
た方がいいだろう。一本にしますと、どんぶり勘定

になって、首長の裁量で、こういうかなり厳しい財政の時代です。それからそのとおり使われない危険性もある。そういう意味では、私は、種類ごとにきちつと明示をして国から交付を受けた方がいいと思っております。

それから、道州制の議論ですけれども、基本的には私は、道州制そのものは十年なり十五年、かなり長期の慎重な議論が必要だと思っております。したがって二十八次の地制調でも期限は明示をしなければならぬですね。しかし、今、北町長が言われたように、特区は、もうここまで来ている、後ろ戻りできないわけですから、小さく産んで大きく育てる。そして、積極的に道や道民の意向を国で十分配慮いただいて、より中身の濃いものにしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋はるみ君 簡潔にということでございますので、簡潔にさせていただきます。

条例の上書き権の規定を導入すべきではないかという御質問でございます。

結論的に言えば、今後の検討課題として、私もその必要性について認識をしているというふうに申し上げたいと思います。今のやり方は、個々の法律ごとに、この分野について必要であれば条例が優先することがあり得るというふうになるわけだと思いますが、一般論として、法律よりも条例の方が優先するという議論になりますと、大変大きな法的な議論が必要になってくるかと思っております。私どもとしては、そういった検討課題も念頭に置きつつ、一步一步着実に分権、道州制への試みというものを進めていくことが重要だと思っております。

第二点、協議会でございますが、確かに、分権改革あるいは道州制そのものについてのビジョン策定という意味で、国と地方の協議の場というのは必要だと思います。しかしながら、では、この法律案が意味がないかといえば、今と同じ答えで恐縮ですが、一步一步、分権ということ、そして道州制というものを進めていくためには、

こういった形で取り組んでいくという国の姿勢は私は評価するところであります。

以上でございます。

○河本座長 次に、田端正広君。

○田端委員 公明党の田端でございます。

きょうは四人の先生方、大変に貴重な御意見をありがとうございます。

早速ですが、知事の方にまずお伺いしたいと思います。

知事の非常に前向きなといいますか、意欲的な、そういうこの数年間の御努力によりまして、道州制議論というものが大変喚起されて、国民の中にもそういう議論が起ってきたという意味では、これは非常に大きな役割を果たしていただいたと、まず評価したいと思います。

その上で、しかし、私も北海道の友人何人かにも聞いてみましたが、やはりまだ道民的には理解といえますか、なかなかまだ浸透していないといえますか、そういう点も現実にはあるなということも実感しているわけであります。

きょうのお話を伺っていますと、四人の先生方も、基本的には、この特区法案はぜひ、しかし、なお法律の中身についてはいろいろな問題点、あるいは権限移譲についてはまだまだ数が少ない、こういうことが大半の御意見だというふうに認識しておりますが、知事として、今後、この分権を進め、住民サービスにつながるよう努力を積み重ねて、そして段階的に権限移譲というものを進めることによって、どういう方向を目指しているのか、お考えになっているのか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○高橋はるみ君 ありがとうございます。

私は、この道州制あるいは道州制特区の議論を通じて、北海道の活性化をねらうというのが北海道知事としての大きな目的だというふうな理解をいたしております。そのために道州制という手段がどのような役に立つかという御質問だと理解をいたしました。

今までの、あるいは今現在の政策のやり方とい

うのは、国と道が縦割りというんでしょうか、そういった形ですべてのことを決めていかざるを得ない形になっております。しかしながら、北海道というのは全国の都道府県が二十個以上入るぐらいの広い多様な地域でございます。こういった広域な北海道の中で、先ほど冒頭に申しましたとおり、例えば観光、例えば経済、例えば農業、例えば環境、そういったそれぞれの分野で、縦割りではない、さまざまな分野を超えて全体としての一貫した地域の振興、地域の活性化のために何が必要か、そういった政策展開が可能になるツールとしてこの道州制というものを位置づけさせていただいているところでございます。

その意味では、私もあるいは私自身がねらいとしております北海道の活性化のそれぞれの究極の目標とするところの実現のために、いろいろな形でこの道州制特区あるいは道州制というツールが役立ってくるというふうな期待をいたしているところでございます。

以上です。

○田端委員 つまり、道州という組織と県あるいは市町村という行政組織、この関係がこれから非常に大きくかわってくるのだと思えます。

そしてもう一つは、これが北海道でのモデル実験、モデルケースと言われておりますけれども、他の三県以上の広域団体が今後手を挙げてきた場合に、その人たちに影響というものがもたらされることになるんだらうと思えます。そういう意味では、この今回の法律は、北海道というところをベースにして先駆的な役割を果たされているんだということでありまして、特定広域団体と県、道州と県とありますが、この関係について、知事はどういうふうな整理をされているのか、そしてそれが道民の皆さんにどういう御説明になっているのか、そこが少しわかりにくい点になっているんじゃないかな、こう思いますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○高橋はるみ君 道州と県との関係という御質問と理解をいたしました。道州制の究極の姿につ

きましては、地制調の議論あるいはさまざまな場での議論で、全国を十なり十一、十二、十三、どういった形でどの区割りがあろうかわかりませんですけれども、そういった広域的な自治体というものを想定し、国からの大胆な権限、財源移譲を図っていくということだと理解をいたします。

そういった中で、北海道は、もう今段階でも、国の出先と私も道庁の力カパーするエリアが一对一しておる状況でございます。ことから、この道州制の先行的な実施をやる場合の一つの先例たり得る客観的な環境にあるということから進めさせていただいているところでございまして、その意味では、地域住民の皆様方に、確かに、私も先ほど来申し上げておりますとおり、さまざまな機会に意見交換会等やらせていただいておりますが、なお一層、これからはそういった住民理解を高める機会をふやすことによって、我々の身近な生活を変えていくための仕組みとしてこの道州制というものを活用してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○田端委員 ありがとうございます。

北町長にお伺いします。

先ほど来、道の道路ですね、国道と道道と町道の維持管理を一体的にやっていくということ、例えば雪処理なんかを非常に効果的にされていく実験を今からされるということでありまして、非常にすばらしいと思えます。話を伺いますと、国道は国道、道道は道道、町道は町道ということ、町全体の一体的な雪処理が今までできていないケースが多々あるということも伺っております。そういう意味では、非常にすばらしいリーダーシップをお持ちになって、しかも一市五町ですか、広域連合という形で、そういう方向をとられているというのはすばらしい一つのまた町づくりのあり方だ、こう思っております。

それで、例えばこの前の阪神・淡路大震災のときに、私は大阪ですが、あの一月十七日に地震が発生して、大阪市は直ちに医師団を編成して、医

師、看護師、薬剤師、そしてヘリコプターとか、それでいつでも応援できる態勢をとりました。しかし、実際に現地に行つたのは十九日でありまして、二日間待機したということがありました。

これは、もし道州制がそのとき実現していれば、直ちに連係プレーで情報処理がなされて、ここに来てくれ、そこに行つてくれということが対応できたと思うんですが、県をまたいでいるために、隣の県で起こったことを、そういう態勢を組みながら動きがとれなくて二日間始動がおくれてしまった。

もし最初から動いていれば、その間に何人かの人を救えたんじゃないかなという思いはいたしました。そういう意味で、その後、他県で起こったことも大阪市、大阪府においてはこうするということもマニュアルをつくりまして、そういう形で今、他県で起こっても自然災害といったことには直ちに対応しよう、こういうことになりました。

そういう意味では、この道州制というのは、これから広域行政がより必要になっていく社会的要請の中で時になつた議論だと私は思っておりますが、地域において広域連合を一市五町で北町長がされているという一つのことは、それはそれなりにすばらしいことだ、こう思うわけでありまして、この道州制が実現すれば、北町長は、自分の経験からいって、将来この道州制というものがあるというふうな日本全体に反映されていくとお考えになっているか、その辺のところを伺いしたいと思ひます。

○北良治君 一つは、私も、今お話がございましたように、道道の除雪、排雪の問題、町道もどうやれば皆さんにとって除排雪が一番有効にやれるか、こういうことを住民対話に参加の中でやっているわけです。道道は別々にやっております、町道の中にも道道もありますから、そういった中で、これから一体的にやることによって、しかも隣町と一体的にやるわけでございますから、そういう意味で結果的にはやはり非常に効率化が図られる、こういうことは言えると思ひます。

そして、はつきり申し上げますと、役所も縦割りで市町村もちよつと縦割りなところがあるんです。これは正直に言わなければいけない。そして、私も一市五町で広域連合をやっている、どうしても我が町、我が町、リスクをみんなに広げてオープンに見せたくないんです。それをやはりこの広域連合は開けた。

そして、今先生がおっしゃいました災害の問題等も、皆さん、共同で協力し合つてやっていくということが大切だ。そして道道の管理をやり、しかも医療の不足、これも共同で隣町とバスを使つて、いわゆる住民の安心感を構築しよう、こういったことに発展していく。先ほど言いましたように、いわゆる広域行政の道州制が、特区も含めて切り口になつて、それが全国的に広がれば、地域全体の一体的な運営が、財源だとかさまざまな面で十分なところが相当ありますが、この壁を乗り越え、領域を乗り越えながらエリアを広めて、地域というものはそういったエリア全体でコミュニティをつくっていくものだ、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○田端委員 常山町町長にお伺いしたいと思ひます。

最初のお話では、国と都道府県との行政の重複している部分が整理されるという意味でこれは非常に発想としてはいい、しかし、権限移譲については、まだまだいろいろ不満点がある、少ない、こういう御指摘でありました。

しかし、おっしゃつていたように、権限移譲をもつとふやし、そして既に動き出しているこの事態をさらに発展させていくという発想が大事だという御指摘でもありました、これを中身のある法案に、これは時間がかかるんだろうと思ひますが、どのぐらいの時間をかけて、おおむねよしとするような流れに持つていくべきか。今のところ、七つとか八つとかという次元でありますけれども、しかし、これを住民サービスの本来の意味の実現にしていくなかには、どのぐらいの時間を

かけてやつていくべきか、その辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○常山誠君 それは事業の種類なり事務の種類によつて、性格によつてかなり違うと思うんです。基本的に一定の準備期間を必要とするものもありま

すけれども、先ほど言いましたように、ハード事業が四年後でできないうのは、それは人員の定数削減だとかいろいろ問題はあるにすぎず、そういう調整がありますけれども、我々の感覚からいって、四年というのは何を考へているんだらう。それは役人の発想ですよ。私も役人をやつていたんですけれども、私も首長としてなつた場合は、そういう発想はすべて捨てて民間の感覚でやる、そういうことが必要ではないでしょうか。

それには、私は、やはり国会は議院内閣制ですから、国会議員の人にもつと頑張つてもらわなければいかぬ。役人の言いなりにならないで、ぜひ頑張つていただきたい。それが成功するかどうかは、基本的に国会議員が強力なリーダーシップで、ある意味では小泉さんはいろいろ評価は分かれましたけれども、あの人は私は大したものだと思います。そういう感覚で、今後とも、地域の実情を一番わかつているのは国会議員の皆さんですから、霞が関の役人の言いなりにならないように、地域の声を大切にしていざやうていただきたいということを思つております。

○田端委員 ありがとうございます。

以上です。

○河本座長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。きょうは、四人の陳述人の方には貴重なお話、ありがとうございます。

それで、私は、道州制とか道州制特区の問題を考へる最大のポイントとなつてくるのは、住民自治の上に立つ団体自治としての地方自治の拡充につながるものとなつていくのかどうか、そういう基本的なところが大事だと考へておまして、言

葉をかえて言えば、住民の身近な自治体に力をつけていくものになるのかどうか、権限と財源保障を一体として基礎自治体に、本当にそれが移っていくのか、移されていくのかどうか、こういう角度から考へているものでございます。

それで、最初に高橋陳述人に伺ひますが、一つは、先ほども質問がありました八月二十七日の稚内のタウンミーティングで、発言依頼があつて一名推薦したというお話と、質問案は示していないというお答えを伺ひました。

このときに、内閣府なり総務省から北海道庁に質問要項案についての話があつたのか、もしあつたとすればどのような話であつたのかということ

を一点目に向つておきたいと思ひます。

それから、高橋陳述人がインタビュ等でお答えになられたのを、「ガバナンス」の昨年の三月号とか「官界」に書かれたものなどを読ませていただきましたけれども、例えば道州制特区についての考へ方についてですが、どう進めるかということについては、「第一段階として五年以内をめどに、国の出先機関のうち道と同様の業務をやつて

いる十数機関をスリム化を前提に統合する。」「その五年後をめどに、そこ道庁との統合をやるという二段階です。」「という、二段階の進め方についてのお考えなどを述べておられるのを読ませていただきました。

それから、「官界」の二年前の十二月号の方で書きになったものでは、国の出先機関をスリム化、一本化、まず五年、そして十年後、新たに道州制ということで、「道庁と国の出先機関との統合政府をつくる。」「こういう言葉で語つておられましたが、高橋陳述人の道州制という考へ方というのは、基本的にはこういう国と道との統合というものもかなり大きな部分を占めているのかどうか。

この二点を最初に伺ひます。

○高橋はるみ君 ありがとうございます。

一つ目の御質問は、八月二十七日の稚内におけるタウンミーティングについての御質問でございます。

ますが、私どもから質問依頼をした経緯はございません。

それから二つ目でございますが、私、高橋の考える道州制の中に、国の出先機関との統合というものが大きな部分を占めるかどうかという御質問だと理解をいたしました。確かに、国から地方への、道への権限移譲を多く進める必然的帰結として、国の出先機関と道とのそういう組織的なものも十分出てくるかと思うわけですが、実は、国の権限というのは、必ずしも地方支分部局が持っているものばかりではございません。その意味では、先生の御質問にお答えするとすれば、統合論というのは、一つの部分ではありますけれども、多くの部分を占めるということではないというふうにお答えをしたいと思います。

お答えになりましたでしょうか。失礼しました。

○吉井委員 私、お伺いいたしましたのは、ずっといろいろな雑誌等でインタビューを受けたりしてお答えになっておられたのが、統合政府の考え方とか二段階の統合ということを言っておられたので、そのところをお聞きしておきたかったわけであります。

それから、タウンミーティングに関しては、質問依頼をしたということじゃなくて、一名推薦をされ、質問を示してはもらっていないということでしたから、ただ、内閣府なり総務省から北海道庁に対して、質問要項案について考えてもらいたいとかそういう話があったのかどうか、あったとすると、そのときにどうい話をされたのかというところで、今おわかりだったら、その点をお答えいただけたら結構です。

○高橋はるみ君 ございます。

○吉井委員 次に、川村陳述人にお伺いしたいと思います。

HEROレポートの二〇〇三年六月号にお書きになったものとか、西尾勝さんと御一緒に「都道府県を変える！」というものの七章に書かれたものなどを読ませていただいておりまして、北海

道開発局設置は、一九五一年、道庁労働組合委員長田中氏が知事に再選されたことから、田中知事は、北海道の開発は地域住民の参加によって推進されなければならない、そのために北海道開発事業の実施機関は従来どおり道庁とすべきだという主張があったんだけれども、国の方が全国知事会の反対や北海道知事の抵抗を抑えて、道庁土木部と農地開拓部の一部を分離した組織としてつくられたんだというお話がありまして、地方自治の原則に照らして見たときには、道民の意向が陳情という手段でしか行政に伝えられない現状は問題じゃないかということを描いておられましたので、そこで簡潔にお伺いしたいと思います。

北海道開発局の設置はもとも問題があった、そういうお考えでいらつしやるのかどうか。そして、道に権限と財源を保障することが道民の意向を生かすことになるものであったんだ、そういうお考えであつたと理解をしてよろしいかというところ。

○川村喜芳君 これは先生御承知かと思えますけれども、北海道開発庁が設置されたときには、当時の田中知事は当然賛成であつたわけです。これが、たしかその四年後だつたと思えますけれども、北海道開発法を改正いたしましたして、現地の実施機関として、それまで北海道開発事業の現地ににおける実施機関は北海道庁であつたものを、その権限を取り上げて、北海道開発局という国の地方支分部局を新たに設置したのが昭和二十五年だつたでしょうか。

ということで、これは当然、知事も何度も国会に呼ばれたり、あるいは全国知事会も一緒にそれを応援したり、いわば道内挙げての反対、抵抗を抑え切つて実現したのが北海道開発局であつた、こう理解しております。

○吉井委員 それで、後段の、北海道に権限と財源を保障することこそが道民の意向を生かすことになつた、そういうお考えでいらつしやるのかなというふうな、私、読んでおりまして理解したんですが、それでよろしいんでしょうか。

○川村喜芳君 そういう考えでございます。

結局、道という組織に権限と財源があれば、道民が自分の手で選んだ知事がそれを執行する、道民が自分の手で選んだ議会がそれを監視する、民主的に当然然するという仕組みなんですけれども、官僚機構である北海道開発局が実施する限りにおいては、そういう手は届かない。まさに陳情という手段でしかお願いできない、そのところに問題があるということこそをその論文で私は当時書いたわけでありました。

○吉井委員 次に、北陳述人と常山陳述人のお二人に伺いたいと思います。

北陳述人の方には、道州制特区推進法案は主として北海道を対象にしているが、肝心の道内の自治体や道民の議論を得て出されたものではないという自治体関係者などの声もよく伺うわけです。こうしたことについて、どのように考えていらつしやるかを北陳述人に。

それから、常山陳述人の方には、道州制は拙速に進めるべきではないと町長の時代から言っておられたと思いますが、自治体の現場から見るとのようには拙速な印象が強いのか、その辺、率直なところをお伺いしたいと思います。

もう一点、常山陳述人の方に、この法案が開発局のリストラと結びつけられて出されているという意見などもありますが、自治体の現場から見ると開発庁の果たす役割、また道民や自治体の立場から見て、二重行政の解消というのは本来的にどのようなすべきであるというふうにお考えか。この二点をお伺いしたいと思います。

○北良治君 それでは、お答え申し上げます。

まず、北海道の道内の市町村長を含めていえば、道州制については余り広がつていないんじゃないか、理解がないんじゃないか、そして、皆さん方がそこで意見交換したとか情報の伝達とか、そういうものが不足しているんじゃないか、こういう声があるんじゃないか、確かにそれはあるかもしれない。

ただ、私どもの考えをいたしましたしては、まず、道州制特区の内容そのものは、市町村長はある面ではわかつていると思います。したがって、その内容をどう具体化するか、具現化するか。そして、先ほどお話ししましたように、住民の自治拡大をどうしていくか、身近な市町村長としてこれをどう生かしていくか。

確かに不十分な点がありますが、生かしていくというところで、先ほど申し上げましたように、道道の移管等を含めて住民参加の中でやるということが、町民としては、住民としては非常に理解を求めて深めていただけておる。そういう実行する基礎自治体をいかに強めていくかという視点の中で、これを住民に見えぬ形で私どもとしては示す必要がある、そういうこともやはり我々の努力の範囲で必要ではないか、こういうふうにいる。

○常山誠君 まず一点目の道州制、道州制特区とはたしかおっしゃらなかった。道州制は拙速に進めるべきではない、私はそのように思っております。

先ほど申し上げたとおり、地制調でも、これは実現をするためには相当時間がかかる、だから、いろいろな専門家、学識者が議論をした末、御承知のとおり期限は切らなかつたんですね。したがって、これは日本の行政の組織を大改革するものですから、いろいろな国民的議論を巻き起こしてやるべきだ。しかし、特区については、もう走り出したんですから、これは先ほどから言っておりますように、いいものにしていただきたいと思います。

それから二点目。私は、開発局の今までの実績というのはすばらしいものがあつたと思います。確かに、ほかの本州の府県に比べてインフラ整備がおくれていますから、そういう面ではまだ存在価値はある。ただ、将来的な方向としては、道との二重行政の弊害も出ておりますから、いずれ一本化するべきだ、その方が合理的だというふう

ただ、現地にいて非常に不満なのは、国家公務員は減らしていると言っておりますけれども、実質的には霞が関は年々肥大をしている。上京するたびに霞が関のビルはどんどん大きくなって、職員がふえて、減っているのは国の地方出先機関。北海道でも四十近くありますけれども、そこがどんどん廃止をされて、あるいは縮小されて、地域が疲弊をしております。時代の流れですから、これもやむを得ないといえはやむを得ないんですけれども、そのような認識を持っております。

最終的には、ある程度時間がかかっても、道庁と開発局は一元化すべきだというふうに考えております。

以上です。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○河本座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の皆様方におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。

本日拝聴いたしました御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものと存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

これにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

平成十八年十二月四日印刷

平成十八年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B